

令和 8 年 版

岡 崎 市 の 環 境

自然とふれあい、魅力的な自由時間を過ごせる環境共生都市を目指して
—令和 7 年度における環境の状況・施策の実施状況—

(資料編)

目 次

1 岡崎市の概要	1
1－1 地勢	
1－2 岡崎市の位置等	
1－3 人口・世帯数の推移	
1－4 都市計画用途地域と面積	
2 環境行政の概要	2
2－1 行政のあらまし	
(1) 環境行政機構	
(2) 事務分掌	
(3) 職員配置	
(4) 環境行政の推移	
2－2 審議会など.....	27
(1) 附属機関	
(2) その他	
2－3 保有車両.....	28
2－4 法律等の体系.....	29
(1) 環境関連の主な法体系	
(2) 本市における環境関連の条例等の体系	
2－5 予算の概要.....	31
(1) 予算額	
(2) 清掃費の推移	
(3) ごみ処理に要する経常経費の推移	
3 清掃事業の概要	32
3－1 概要	
3－2 事業内容	
(1) ごみ処理	
(2) ごみ減量とリサイクル	
(3) し尿及び浄化槽汚泥収集処理	
(4) 公衆便所	
(5) ごみ処理関係施設概要	
(6) ごみ処理に関する使用料及び手数料	
3－3 清掃事業の推移.....	36
3－4 ごみ関係統計.....	41
(1) ごみ・資源物収集・搬入量	
(2) ごみ処理量	
(3) ごみ減量・リサイクル啓発活動	
3－5 ごみ質分析.....	47
(1) ごみステーション（家庭系）ごみ質分析	
(2) ごみ焼却施設ピット内のごみ質分析	
3－6 し尿関係統計.....	49
し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥処理量	

4 岡崎市の自然環境	50
4-1 天然林面積	
4-2 おかざき自然体験の森	
4-3 公園緑地供用面積	
4-4 優れた自然環境を有する地域	51
4-5 自然公園	
(1) 三河湾国定公園	
(2) 本宮山県立自然公園	
4-6 愛知県茅原沢自然環境保全地域(昭和 59 年 3 月 28 日指定)	52
(1) 指定理由	
(2) 保全計画	
(3) 所在地	
(4) 面積	
4-7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域(平成 16 年 2 月 27 日指定)	
(1) 指定理由	
(2) 保全計画	
(3) 所在地	
(4) 面積	
4-8 北山湿地自然環境保護区(平成 21 年 2 月 27 日指定)	53
(1) 指定理由	
(2) 保全計画	
(3) 所在地	
(4) 面積	
4-9 小呂湿地自然環境保護区(令和 5 年 4 月 1 日指定)	54
4-10 鳥獣保護	55
4-11 年別・月別気象概況	56
4-12 年別降水量	
4-13 降水量経年変化	
5 岡崎市の生活環境	57
5-1 大気汚染	
(1) 大気汚染常時監視調査結果	
(2) 有害大気汚染物質調査結果	
(3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果	
(4) ダイオキシン類調査結果	
(5) 大気汚染物質排出量総合調査	
5-2 水質汚濁	65
(1) 公共用水域水質調査	
(2) 地下水	
(3) ゴルフ場農薬調査	
5-3 土壌	97

5-4 騒音・振動	98
(1) 一般環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果	
(2) 自動車騒音調査結果	
(3) 道路交通振動調査結果	
(4) 新幹線騒音・振動調査結果	
5-5 地盤沈下	103
(1) 既存井戸水位調査結果	
(2) 地下水位調査結果	
5-6 公害苦情	104
(1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数	
(2) 月別苦情受理件数	
(3) 年度別苦情処理件数	
5-7 水循環総合計画	
(1) 市民一斉水環境調査	
5-8 環境美化	105
(1) 不法投棄処理件数	
(2) 土地等適正管理指導件数	
(3) 放置自動車処理件数	
(4) 環境美化推進事業実績	
5-9 環境保全協定	106
6 岡崎市の温室効果ガス排出状況	107
6-1 市域からの温室効果ガス排出状況	
6-2 市役所事務事業からの温室効果ガス排出状況	
7 環境基準など	108
7-1 大気関係	
(1) 大気汚染に係る環境基準	
(2) 有害大気汚染に係る環境基準	
(3) 微小粒子状物質に係る環境基準	
7-2 水質関係	109
(1) 河川等（公共用水域）に関する基準	
(2) 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	
(3) 特定事業場の排水基準	
(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の動植物被害の防止に係る指導指針	
7-3 地下水関係	116
(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準	
(2) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（地下水）	
7-4 土壌汚染に係る環境基準	118

7-5 ダイオキシン類に係る基準	119
(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準	
(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）	
(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）	
(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）	
(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準	
7-6 騒音・振動関係	121
(1) 騒音に係る環境基準	
(2) 騒音規制法に基づく要請限度	
(3) 振動規制法に基づく要請限度	
(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	
(5) 新幹線鉄道振動指針値	
(6) 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準	
(7) 特定建設作業に係る規制基準	
(8) 拡声機騒音の規制	
(9) 深夜営業騒音の規制	
(10) 作業に伴う騒音・振動の規制	
7-7 悪臭防止法に基づく規制基準	127
7-8 岡崎市生活環境保全条例に基づく達成目標値関係	
(1) 大気汚染の防止に関する達成目標値	
(2) 水質汚濁の防止に関する達成目標値	
(3) 騒音及び振動の防止に関する達成目標値	
8 用語解説	130

1 岡崎市の概要

1-1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上であって、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸（乙川下流）は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

1-2 岡崎市の位置等

市役所所在地：岡崎市十王町二丁目9番地

緯経度：東経 137° 10' 23" 北緯 34° 57' 17"

市域：東西 29.1 km・南北 20.2 km

面積：387.20 km²

市制：大正5年7月1日

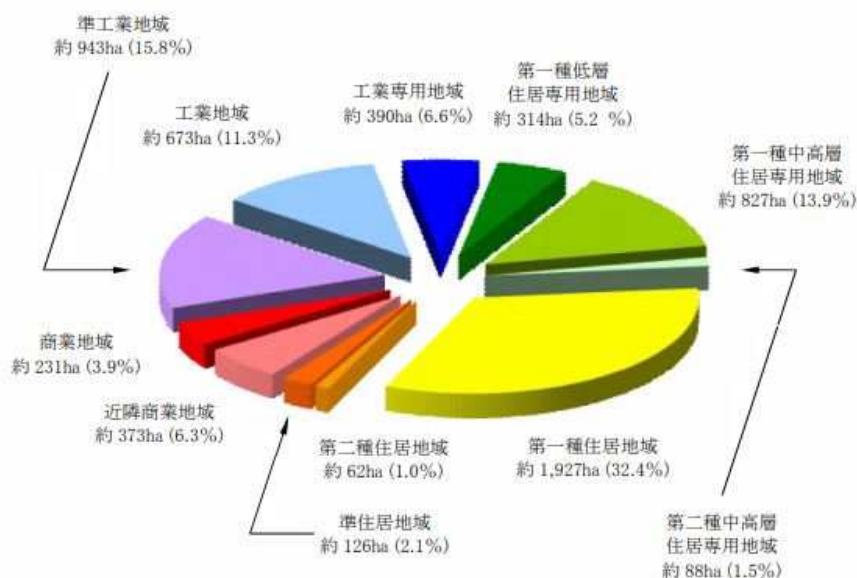
1-3 人口・世帯数の推移（各年度4月1日現在）

年 度	人 口	世 帯	1世帯あたり人口	対前年人口増加率(%)
令和3年度	385,823	165,775	2.33	▲0.33
令和4年度	384,996	166,994	2.31	▲0.21
令和5年度	383,789	168,543	2.28	▲0.31
令和6年度	383,141	170,248	2.25	▲0.17
令和7年度	381,638	171,844	2.22	▲0.39

1-4 都市計画用途地域と面積（令和5年3月17日現在）

都市計画区域面積：約 26,079ha

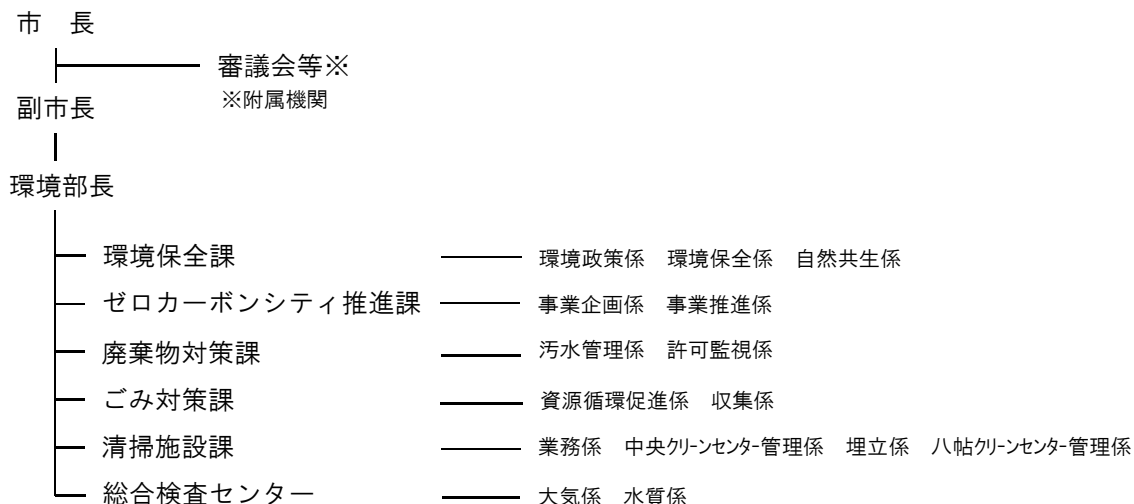
（市街化調整区域：約 20,123ha 市街化区域：約 5,956ha）



2 環境行政の概要

2-1 行政のあらまし

(1) 環境行政機構（令和7年4月1日現在）



(2) 事務分掌（令和7年4月1日現在）

【環境保全課】

環境政策係

- ①環境部内の総合調整に関する事務
- ②環境基本計画に関すること
- ③環境教育の推進に関する事務
- ④環境審議会に関する事務
- ⑤環境影響評価に関する事務
- ⑥健全な水循環の推進の総合調整に関する事務
- ⑦水循環推進協議会に関する事務
- ⑧環境美化の啓発に関する事務
- ⑨空地の雑草除去等の指導及び関係事務
- ⑩公共の場所における放置自動車に関する事務
- ⑪ごみ屋敷に関する相談及び指導
- ⑫ポイ捨て等防止重点区域及び路上喫煙禁止区域における啓発及び指導

環境保全係

- ①大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による公害の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ②ダイオキシン類による環境汚染の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ③化学物質（P R T R等）の適正管理の推進に関する事務
- ④公害等に関する相談及び苦情に関する対応

自然共生係

- ①生物多様性の保全に関する事務
- ②自然公園に関する事務
- ③鳥獣捕獲許可及び愛玩鳥獣飼養登録並びに鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域に関する事務
- ④水とみどりの森の駅等の管理及び運営

【ゼロカーボンシティ推進課】

事業企画係

- ①気候変動の緩和及び気候変動への適応の推進に関すること
- ②脱炭素化推進に関すること
- ③水素社会の形成に関すること
- ④脱炭素先行地域に関すること
- ⑤岡崎市地球温暖化対策実行計画の推進に関すること

事業推進係

- ①再生可能エネルギーの普及拡大に関すること
- ②出資する小売電気事業者と連絡調整すること
- ③市の施設のエネルギー管理に関すること

【廃棄物対策課】

污水管理係

- ①浄化槽清掃業の許可及び浄化槽保守点検業者の登録並びにこれらに関する指導監視
- ②浄化槽の普及啓発及び適正な維持管理に関する指導監視
- ③し尿収集の計画に関する事務
- ④ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する指導監視

許可監視係

- ①廃棄物処理施設及び廃棄物処理業に関する認定、認可、許可及び指導監視
- ②廃棄物の適正処理に関する指導監視
- ③自動車リサイクルに関する登録、許可及び指導監視
- ④災害廃棄物の処理計画に関する事務

【ごみ対策課】

資源循環促進係

- ①ごみの減量及び適正処理の推進に関する事務
- ②一般廃棄物の処理計画の策定に関する事務
- ③一般廃棄物処理施設の整備計画に関する事務
- ④資源の再利用に関する事務
- ⑤一般廃棄物に係る市域外処理に関する事務

収集係

- ①一般廃棄物（し尿を除く）の収集及び運搬に関する事務
- ②ごみステーションの管理に関する事務

【清掃施設課】

業務係

- ①許可業者等に対しごみ処理手数料を請求する事務

中央クリーンセンター管理係

- ①中央クリーンセンター、廃棄物再生利用施設の維持管理に関する事務

埋立係

- ①一般廃棄物最終処分場（北部、才栗、額田）の維持管理に関する事務

八帖クリーンセンター管理係

- ①八帖クリーンセンターごみ処理施設の維持管理に関する事務
- ②八帖クリーンセンターし尿処理施設の維持管理に関する事務
- ③公衆便所の維持管理に関する事務

【総合検査センター】

大気係

- ①大気汚染、騒音、振動、ダイオキシン類等に関する調査
- ②地盤沈下に関する地下水位、沈下量の観測及び事務

水質係

- ①水質汚濁、工場排水、産廃処理施設等の水質に関する検査
- ②上水道の水質に関する検査

(3) 職員配置

(令和7年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	部長	次長	課長・所長	主幹	副主幹	主任主査	総括主査	主査	主事	技師	事務員	技術員	再任用	小計	(技能業務職員 (次表参照))	合計	課別合計	会計年度任用職員
環境部	1	3												4		4	4	
環境保全課			1	1										2		2	15	
環境政策係						1			3					4		4		1
環境保全係						2		2						4		4		
自然共生係						2		1	1		1			5		5		
ゼロカーボンシティ推進課			1	1										2		2	12	
事業企画係						1		2	1	2				6		6		
事業推進係						1		1	1				1	4		4		2
廃棄物対策課			1	1										2		2	12	
汚水管理係						1			1		1			3		3		1
許可監視係						1		2	2	1				6	1	7		2
ごみ対策課			1	2										3		3	81	
資源循環促進係						1		3	1		1			6		6		6
収集係						2	1		1		1			5	67	72		3
清掃施設課			1	2										3		3	37	
業務係						1		2						3		3		
中央クリーンセンター管理係						1						1	1	3	12	15		1
埋立係						1				1				2	4	6		1
八帖クリーンセンター管理係						1		1		1				3	7	10		
総合検査センター			1	1										2		2	12	
大気係						1		2						3	1	4		
水質係						1		2					1	4	2	6		1
計	1	3	6	8	0	18	1	18	11	5	4	1	3	79	94	173	173	18
			(3)											(3)		(3)	(3)	

() は次長又は課長が兼務しているため再掲

技能業務職員配置（内訳）

（単位：人）

区 分	統括主任	副統括主任	技能支援員主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	事務業務員主任	事務業務員副主任	事務業務員	再任用
環境保全課																
環境政策係																
環境保全係																
自然共生係																
ゼロカーボンシティ推進課																
事業企画係																
事業推進係																
廃棄物対策課																1
污水管理係																
許可監視係																1
ごみ対策課	1	4	3	23	27	6										3
資源循環促進係																
収集係	1	4	3	23	27	6										3
清掃施設課	2	1	1							5	6	1				7
業務係																
中央クリーンセンター管理係	1									3	3	1				4
埋立係	1									1	1					1
八帖クリーンセンター管理係		1	1							1	2					2
総合検査センター		1													1	1
大気係															1	
水質係		1														1
計	2	9		24	29	4				6	6	3				10

(4) 環境行政の推移

① 環境保全

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和31年 6月11日	国	工業用水法公布
33年12月25日	国	公共用水域の水質の保全に関する法律（旧法）公布（廃止） 工場排水等の規制に関する法律（旧法）公布（廃止）
34年10月 1日	市	岡崎市環境衛生条例（旧条例）公布施行（廃止）
37年 5月 1日	国	建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国	ばい煙の排出の規制等に関する法律（旧法）公布（廃止）
39年 4月 1日	県	愛知県公害防止条例（旧条例）公布（廃止）
42年 8月 3日	国	公害対策基本法公布施行（廃止）
43年 6月10日	国	大気汚染防止法及び騒音規制法公布（同年12月1日施行）
11月27日	国	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国	硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定（廃止）
12月15日	国	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布（廃止）
45年 2月20日	国	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定（廃止）
4月21日	国	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	公害紛争処理法公布
11月 1日	県	愛知県公害審査会設置
12月 1日	市	商工課工業試験所内に水質係新設（市内朝日町地内）
12月 3日	県	愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国	水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日	市	衛生課に公害係を新設（2名）
4月 2日	県	愛知県公害防止条例公布（全部改正）（同年10月1日施行）
5月25日	国	騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	悪臭防止法公布（昭和47年5月31日施行）
6月10日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国	環境庁設置
47年 1月11日	国	浮遊粒子状物質に係る環境基準告示（廃止）
3月29日	県	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布（同年4月1日施行）
3月30日	市	岡崎市公害対策審議会条例公布（廃止）
4月 1日	市	環境交通課公害係となる（5名）
6月12日	市	岡崎市公害対策審議会設置
48年 3月20日	県	愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日	県	大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
4月 1日	市	環境交通課公害対策係（3名）公害調査係（3名）となる
5月 8日	国	大気の汚染に係る環境基準について告示（二酸化窒素・光化学オキシダント）
8月15日	市	公害防止協定締結第1号（合名会社共栄鋳造所）
10月 5日	国	公害健康被害補償法公布
49年 4月 1日	市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係（4名）、公害調査係（3名）、自然保護係（2名） 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国	大気汚染防止法一部改正（総量規制の導入）
49年10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布（平成18年10月1日全部改正）
11月 1日	市	岡崎市公害防止委員委嘱（14名）（平成18年10月1日再編）
50年 2月 3日	国	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加
		水質汚濁防止法施行令の一部改正（PCB排出基準の設定）
3月31日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示（水域＝鹿乗川、当該類型＝C、達成期間＝〇）
4月 1日	市	岡崎市公害調査センター改築移転（稲熊町4丁目12番地）
7月29日	国	新幹線騒音に係る環境基準告示
9月 4日	国	自動車騒音の大きさの許容限度公布
51年 6月10日	国	振動規制法公布（同年12月1日施行）
8月15日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施（廃止）
9月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正（二硫化メチル等3物質を追加）
52年 1月26日	市	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
4月30日	県	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
53年 6月13日	国	水質汚濁防止法一部改正（総量規制の導入）
7月11日	国	二酸化窒素の環境基準の改定告示（0.02ppm→0.04ppm～0.06ppm）
55年 2月12日	県	愛知県生活排水対策推進要綱制定

年 月 日	区 分		主 要 事 項
昭和55年 3月 7日		市	「天然石けん普及都市」宣言
5月 1日	国		幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
56年 3月27日		県	愛知県公害防止条例一部改正（飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等）
4月 1日		市	市民部公害交通課に改称
8月 1日		県	愛知県公害防止条例施行規則の一部改正（深夜営業騒音の規制）
57年 8月 1日		市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
9月 7日	国		大気汚染防止法施行規則の一部改正（窒素酸化物の第5次規制）
59年12月21日		県	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
60年 5月27日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部改正（窒素・リンの排水基準）
6月 6日	国		大気汚染防止法施行令の一部改正・同施行規則の一部を改正（ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー）
62年 5月 1日		県	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
平成 元年 3月29日	国		水質汚濁防止法施行令一部改正（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの追加）
4月 1日		市	環境衛生部環境課に改称
6月28日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質を含む汚水等の地下浸透規制導入） 大気汚染防止法一部改正（一般粉じん、特定粉じん）
9月27日	国		悪臭防止法施行令の一部改正（プロピオン酸等4物質を追加）（平成2年4月1日施行）
2年 6月22日	国		水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進を追加）
6月27日	国		スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
3年 3月25日		県	悪臭防止法による地域の指定等の告示
3月29日		県	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月 1日		市	岡崎市環境調査センターに改称
8月23日	国		土壌汚染に係る環境基準を告示
4年 6月 3日	国		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置 法公布（同年12月1日施行）
9月25日	国		ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
5年 3月 8日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示（トリクロロエチレン等15項目追加）
6月18日	国		悪臭防止法施行令一部改正（プロピオンアルデヒド等10物質追加） （平成 6年4月1日施行）
11月19日	国		環境基本法公布施行（公害対策基本法廃止）
12月24日	国		地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正（ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加）
6年 2月21日	国		土壌の汚染に係る環境基準の改正（ジクロロメタン等15物質の追加）
6月23日		市	岡崎市環境審議会条例公布（岡崎市公害対策審議会条例の廃止）
12月16日	国		環境基本計画閣議決定
12月21日		県	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日		県	愛知県環境基本条例公布（同年4月1日施行）
4月 1日		市	環境衛生部環境保全課に改称
8年 2月 2日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示（水域＝男川、当該類型＝A、達成期 間＝イ）
		市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日		市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行（平成18年廃止）
4月21日	国		悪臭防止法の一部改正（臭気指数規制の導入）
12月20日	国		騒音規制法施行令の一部改正（特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホ ウ・トラクター・ショベル・ブルドーザーを追加）
9年 2月 4日	国		ベンゼン等3物質の大気環境基準告示
3月13日	国		地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
8月11日		県	愛知県環境基本計画策定
8月29日	国		大気汚染防止法施行令の改正（ダイオキシンを指定物質として追加）
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正（廃棄物焼却施設から排出するダイオ キシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化）
10年 3月20日		市	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
9月30日	国		騒音に係る環境基準告示（等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定）
11年 2月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素 の追加）
			地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
11年 3月26日		県	騒音に係る環境基準の地域の類型告示（昭和50年告示は廃止）
		市	岡崎市環境基本計画策定
7月13日	国		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成11年 7月16日	国		ダイオキシン類対策特別措置法公布（平成12年1月15日施行）
			環境省設置法公布
12月21日	国		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準を告示
		市	岡崎市公害防止条例の一部改正
12年 3月 2日	国		騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令改正（等価騒音レベルの採用）
3月23日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月31日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示（水域＝乙川下流「岡崎市上水道取水口より下流」、該当類型＝B、達成期間＝イ）
13年 5月31日	国		土壌汚染に係る環境基準の改正（ふっ素、ほう素の追加）
12月22日	国		新環境基本計画策定
1月 6日	国		中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
4月20日	国		ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正（ジクロロメタン追加）
6月13日	国		水質汚濁防止法施行令、同法施行規則及び排水基準を定める省令の一部改正 ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加
6月27日	国		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正（粒子状物質追加）
11月 9日	国		水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正（窒素・りん総量規制）
12月14日	国		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正（岡崎市が対策地域として指定）
14年 4月11日	国		自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	国		土壌汚染対策法公布（平成15年2月15日施行）
7月12日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
			水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示
			水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準についての一部改正（環境基準に水底の底質を追加）
7月31日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設の追加）
			特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加）
9月 2日		県	愛知県環境基本計画（改訂計画）策定
11月13日	国		土壌汚染対策法施行令公布
12月26日	国		土壌汚染対策法施行規則公布
15年 3月 6日	国		環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壌溶出調査に係る測定方法並びに土壌含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壌の処分方法並びに搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法告示
3月25日	国		大気汚染防止法施行規則の一部改正（ばい煙測定頻度の改正）
		県	県民の生活環境の保全等に関する条例公布
3月28日		市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示
			振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示
			悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定告示
8月22日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布 同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壌汚染対策指針策定 同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国		排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正（窒素・りんに係る排水基準の改正）
15年11月 5日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正（水生生物の保全に係る水質環境基準の追加（全亜鉛））
12月17日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正（特定施設2施設を追加）
			特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン類発生施設として2施設追加）
			薬物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加）

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成16年 5月26日	国		大気汚染防止法の一部改正（揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加）
12月 1日	国		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 ・騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった
12月27日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 ・施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が2,000kg/h未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合であっては、施行規則第2条第1号の規定によらないで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法によることができるようになった ①ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ②ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定による方法により検定した場合における検出値によるものとなった ・測定結果報告書が改められた
17年 5月25日	国		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布（平成18年4月1日施行）
5月27日	国		大気汚染防止法施行令の一部改正 ・揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めた
6月24日	国		ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更の告示
8月15日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定施設（排水水）として、次の施設を追加 ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設 ・施行規則別表第二の改正 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日		市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町編入後も都市計画区域外の地域として規制地域から除いた
			振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
			悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示（平成15年岡崎市告示第77号は廃止） ・額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
12月21日	国		大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 ・特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 ・作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 ・届出様式の変更 など
18年 2月10日	国		石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	国		石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
3月27日		市	岡崎市生活環境保全条例公布（同年10月1日施行） ・公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため制定
6月19日		市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布（同年10月1日施行） ・条例の施行に関し必要な事項を定めた
8月11日	国		大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 ・特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11月10日	国		排水基準を定める省令の一部改正 ・亜鉛含有量5mg/ℓ→2mg/ℓ
19年 6月 1日	国		排水基準を定める省令の一部改正（平成19年7月1日施行） ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
6月11日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（平成20年4月1日施行） ・WHOが最新の知見を踏まえた毒性等価係数に見直したことに伴い、毒性等価係数を最新のものに改めた
6月15日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示（新施設：平成19年9月1日施行・既施設：平成20年4月1日施行）

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成19年 6月15日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示（新設施設：平成19年9月1日施行・既設施設：平成20年4月1日施行）
			水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の告示（新設施設：平成19年9月1日施行・既設施設：平成20年4月1日施行）
9月27日		市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の改正の告示（平成20年4月1日施行） ・物質濃度規制から臭気指数規制に規制方式を変更
20年 4月 1日		市	市内96の事業所と環境の保全に関する協定を締結（従来の協定の見直し）
21年 3月27日		市	水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定告示 ・矢作川（矢作ダムより下流）＝生物B、巴川（全域）＝生物B、乙川（乙川天神橋より上流）＝生物A、乙川（乙川天神橋より下流）＝生物B、鹿乗川（全域）＝生物B、男川（全域）＝生物B、雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川）＝生物B 達成期間は「直ちに達成」
3月31日	国		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準の一部改正 ・土壌の測定方法に簡易測定法を追加
4月24日	国		土壌汚染対策法の一部改正（平成22年4月1日施行） ・調査契機の拡大、指定区域制度の変更、汚染土壌処理業の許可制など
9月 9日	国		微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準についての告示
11月30日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・1,4-ジオキサン追加 ・1,1-ジクロロエチレンの基準値0.01mg/ℓ以下→0.003mg/ℓ以下 地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサン追加 ・1,1-ジクロロエチレンの基準値0.01mg/ℓ以下→0.003mg/ℓ以下
22年 3月26日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正（平成22年10月1日施行 一部平成23年4月1日施行） 土壌・地下水汚染の防止に関する規制に関する部分の改正
5月10日			大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正（平成23年4月1日施行） ・（大気・水質）測定結果の未記録・虚偽記録への罰則、事業者の責務規定の創設（水質）事故時の措置の対象の拡大
3月31日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正（公布の日施行） ・排出ガス、ばいじん及び燃え殻の測定方法に簡易測定法を追加
6月 1日	国		排水基準を定める省令の一部改正（平成22年7月1日施行） ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
8月13日		県	貨物自動車等の車種規制不適合車の使用抑制等に関する要綱施行（一部規定のみ平成23年4月1日施行）
23年 3月17日		市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示（平成17年岡崎市告示第357号は廃止） 都市計画区域変更に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
3月22日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正（平成23年10月1日施行） ・ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽記録等に対して罰則を創設
6月22日	国		水質汚濁防止法の一部（平成24年6月1日施行） ・有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設置及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録・保存を義務付け
7月 8日	国		土壌汚染対策法施行規則及び土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の一部改正（平成23年7月8日施行）
10月27日	国		水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・カドミウムの基準値0.01mg/ℓ以下→0.003mg/ℓ
23年10月28日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部改正 ・1,1-ジクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する基準値0.02mg/ℓ→0.1mg/ℓ 排水基準を定める省令の一部改正 ・1,1-ジクロロエチレンの排水基準を0.2mg/ℓ→1mg/ℓ
11月28日	国		水質汚濁防止法施行令の一部（平成24年6月1日施行） ・有害物質貯蔵指定施設を定め、設置者に対して報告を求めることができるよう改めた
24年 2月24日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準の告示（平成24年5月1日施行）

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成24年 2月24日		県	水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準の告示（平成24年5月1日施行）
			水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準の告示（平成24年5月1日施行）
3月27日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部（平成24年6月1日施行） ・ 有害物質特定施設及び有害物質貯蔵指定施設等の構造基準、使用の方法を定めた
5月23日	国		水質汚濁防止法施行令、同法施行規則、排水基準を定める省令の一部改正（平成24年5月25日施行） ・ 特定施設の追加 ・ 有害物質3項目追加（トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジオキサン） ・ 指定物質追加（クロム及びその化合物、マンガン及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、フェノール類及びその塩類） ・ 排水基準追加（1,4-ジオキサン）
8月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の追加（ノニルフェノール）
9月26日	国		水質汚濁防止法施行令の一部改正 ・ 指定物質追加（ヘキサメチレンテトラミン）
25年 1月28日	国		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（公布の日施行） ・ 1,4-ジオキサン又は塩化ビニルモノマーを排出する施設の追加
3月 6日	国		大気汚濁防止法施行規則の一部を改正（即日施行） ・ VOCの測定頻度を2回/年から1回/年に改めた。
3月27日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・ 水生生物の保全に係る水質環境基準の追加（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩） ・ 要監視項目3項目追加（4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール）
6月10日	国		排水基準を定める省令の一部改正（平成25年7月1日施行） ・ ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
26年 6月21日	国		大気汚濁防止法の一部改正（平成26年6月1日施行） ・ 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更 ・ 解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け ・ 立入検査等の対象の拡大 大気汚濁防止法施行規則の一部改正（平成26年5月7日公布、平成26年6月1日施行） 大気汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成26年5月14日公布、平成26年6月1日施行）
9月 4日	国		排水基準を定める省令の一部改正 ・ 窒素含有量及び燐含有量の見直し
3月20日	国		土壌の汚染に係る環境基準についての一部改正について（平成26年3月20日施行） ・ 1,1-ジクロロエチレン 0.02mg/ℓ以下→0.1mg/ℓ以下
3月31日	国		要調査項目リストの改訂 208項目を新たな要調査項目として選定
5月 7日	国		大気汚濁防止法施行規則の一部改正（平成26年6月1日施行）
8月 4日	国		土壌汚染対策法施行規則の一部を改正（公布の日施行） ・ 1,1-ジクロロエチレン 土壌溶出量基準、地下水基準 0.02mg/ℓ→0.1mg/ℓ 第2溶出量基準 0.2mg/ℓ→1mg/ℓ
10月28日		県	県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則改正(公布の日施行) ・ 1,1-ジクロロエチレンに係る基準の改正
11月 4日	国		水質汚濁防止法施行規則の一部改正 ・ カドミウム及びその化合物の地下水の浄化措置命令に関する基準値 0.01mg/ℓ→0.003mg/ℓ 排水基準を定める省令の一部改正 ・ カドミウム及びその化合物の排水基準 0.1mg/ℓ→0.03mg/ℓ
11月17日	国		水質汚濁に係る環境基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・ トリクロロエチレンの基準値 0.03mg/ℓ以下→0.01mg/ℓ以下
27年 5月 1日	国		排水基準を定める省令の一部改正（平成27年5月25日施行） ・ 1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し
6月19日	国		大気汚濁防止法の一部改正（平成30年4月1日施行） ・ 水銀排出規制の追加

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成 27 年 9 月 18 日	国			水質汚濁防止法施行規則及び排水基準を定める省令の一部改正（平成 27 年 10 月 21 日施行） ・トリクロロエチレンの排水基準変更等
10 月 5 日			市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の一部改正（平成 15 年岡崎市告示第 75 号） 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の一部改正（平成 15 年岡崎市告示第 76 号） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の追加
10 月 13 日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・都市ガスに係る重油の量への換算の変更
11 月 11 日	国			大気汚染防止法施行令の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・水銀排出施設の指定等の追加
28 年 3 月 24 日	国			土壌汚染対策法施行令の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行） ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
3 月 29 日	国			土壌の汚染に係る環境基準を改正告示（平成 29 年 4 月 1 日施行） ・クロロエチレン、1,4-ジオキサンを追加
3 月 30 日	国			水質汚濁に係る環境基準の一部改正 ・生活環境の保全に関する環境基準に底層溶存酸素量の追加
6 月 16 日	国			排水基準を定める省令の一部改正 ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
9 月 7 日	国			大気汚染防止法施行令の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・要排出抑制施設の指定等
9 月 26 日	国			大気汚染防止法施行規則の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・水銀排出規制の追加
11 月 15 日	国			排水基準を定める省令等の一部改正（平成 28 年 12 月 1 日） ・亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し
12 月 27 日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行） ・特定有害物質にクロロエチレンを追加
29 年 1 月 6 日	国			大気汚染防止法施行規則及び大気汚染防止法施行規則の一部改正 ・水素製造用改質器に係る規制緩和措置 ・水銀排出に関する定期測定結果の評価に用いる基準の明確化
3 月 3 日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・水素製造用改質器に係る規制緩和措置（交付日施行） ・汚染土壌の処理の事業に関する計画書の記載事項の変更（平成 29 年 4 月 1 日施行）
5 月 19 日	国			土壌汚染対策法の一部改正
6 月 1 日	国			水質汚濁防止法施行令の一部改正（水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令附則平成 29 年 8 月 16 日施行） ・特定施設（別表第 1）第 25 号削除 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正（水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令附則平成 29 年 8 月 16 日施行） ・汚水等排出施設（別表第 1）第 5 号削除
6 月 27 日		県		水質汚濁防止法第 4 条の 5 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく総量規制基準（第 8 次）を告示 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を公告 小規模事業場等排水対策指導要領の一部改正（平成 29 年 9 月 1 日施行）
7 月 14 日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正 ・ガス事業法の一部改正に伴う都市ガスの定義の変更
11 月 15 日	国			カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し ・3 業種に係る暫定排水基準を一般排水基準に移行
30 年 3 月 27 日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行） ・大気汚染防止法の改正（水銀排出規制）に伴う項ずれ ・「田園住居地域」の追加 ・応急措置の義務規定の追加
3 月 30 日			市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等（平成 15 年岡崎市告示第 75 号）の一部改正 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等（平成 15 年岡崎市告示第 76 号）の一部改正 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型の指定（平成 24 年岡崎市告示第 139 号）の一部改正 ・「田園住居地域」の追加（平成 30 年 4 月 1 日施行）

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成30年 3月30日		県	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定(昭和52年愛知県告示第484号)の一部改正 ・「田園住居地域」の追加(平成30年4月1日施行)
3月30日		県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示 ・水域=矢作川下流「明治用水頭首工より下流」、乙川下流「岡崎市取水口より下流」、該当類型=A、達成期間=イ ・水域=雨山川及び乙女川下流「雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川」、該当類型=AA ・水域=鹿乗川「全域」、達成期間=イ
4月 1日	国		土壤汚染対策法の一部を改正する法律第1条施行 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令施行 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令施行
4月10日	国		排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正(平成30年5月25日施行) ・1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直し
8月22日		市	悪臭防止法に基づく悪臭原因物の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成23年岡崎市告示第102号は廃止) ・悪臭原因物排出の規制地域及び区域の区分について、従来の色分け方式から都市計画法に基づく用途地域等を列記した形式に改める。
8月28日	国		排水基準を定める省令の一部改正(平成30年10月1日施行) ・海域の窒素・リンの暫定排水基準の見直し
11月19日	国		環境基本法の一部改正 ・トリクロロエチレンの環境基準を改訂 1年平均値 0.2mg/m3 以下→0.13mg/m3 以下
31年 3月25日		市	岡崎市生活環境保全条例の一部改正(平成31年4月1日施行) ・「指導上の基準」を「達成目標値」に改める ・土壌汚染判明時における汚染の拡散防止に必要な措置を定める。(第20条第2項及び第3項関係) ・建物の除却時や土地の売却時に土壌調査した土地については、その後同様の契機に際し再調査を要しないこととする。(第22条第5号関係) ・排出水の汚染状態の測定に係る規定の廃止(改正前の第14条関係) ・環境保全上の支障を防止するための届出の廃止(改正前の第24条関係) ・環境管理に係る規定の廃止(改正前の第31条関係) ・環境保全委員に係る規定の廃止(改正前の第40条関係) 岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例(平成31年4月1日施行) ・生活環境保全条例の一部改正に伴い、生活環境美化に関する規定を当条例で規定 《新たな規定事項》 ・猫の飼い主に対し、飼い猫のふんの放置禁止 ・たばこ(自動販売機を含む)又は容器入り飲食物の対面販売において、周囲に空き容器等の回収箱設置 ・ポイ捨て等防止重点区域及び路上喫煙禁止区域の指定 ・生活環境美化推進月間の制定 ・生活環境美化推進団体の組織化
3月29日		市	岡崎市生活環境保全条例施行規則の一部改正(平成31年4月1日施行) ・達成することが望ましい目標値を次のように改める 六価クロム化合物 0.2mg/l→0.25mg/l ふっ素及びその化合物 1mg/l→4mg/l ・亜鉛含有量の指導基準を廃止(令和元年7月1日施行) ・「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める 岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例施行規則の制定(平成31年4月1日施行) ・ポイ捨て等防止重点区域の指定の対象となる地区の基準等 ・生活環境美化推進月間の指定(5月、10月) ・生活環境美化推進団体の届出・支援 ・生活環境美化監視員の設置
4月 1日	国		土壤汚染対策法の一部を改正する法律第2条施行 土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行 土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令施行 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令施行 特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに見直し

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成31年 4月 1日	国			土壌汚染対策法の一部を改正する法律第2条施行 土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令施行 土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令施行 汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令施行 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令施行 特定有害物質のシス-1,2-ジクロロエチレンを1,2-ジクロロエチレンに見直し
令和 元年 6月21日	国			排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和元年7月1日施行） ・ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物の暫定排水基準の見直し
10月 1日			市	岡崎市生活環境の美化の推進に関する条例に基づき、ポイ捨て等防止重点区域及び路上喫煙禁止区域を指定（令和元年岡崎市告示第161号）
11月18日	国			水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和元年12月1日施行） ・カドミウム及びその化合物の暫定排水基準の見直し
2年 4月 2日	国			土壌汚染対策法施行規則の一部改正（令和3年4月1日施行） ・カドミウム及びその化合物に係る基準の見直し 土壌溶出量基準、地下水基準 0.01 mg/l 以下→0.003 mg/l 以下 土壌含有量基準 150 mg/kg 以下→45 mg/kg 以下 第二溶出量基準 0.3 mg/l 以下→0.09 mg/l 以下 ・トリクロロエチレンに係る基準の見直し 土壌溶出量基準、地下水基準 0.03 mg/l 以下→0.01 mg/l 以下 第二溶出量基準 0.3 mg/l 以下→0.1 mg/l 以下
5月28日	国			水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について ・PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）の公共用水域及び地下水の指針値の設定
6月 5日	国			大気汚染防止法の一部改正（令和3年4月1日施行） ・規制対象建材の拡大、事前調査の信頼性の確保等の石綿飛散防止対策の強化
12月18日	国			水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について ・住宅宿泊事業（民泊）が特定施設から除外された。
3年 3月15日			市	岡崎市生活環境保全条例施行規則の一部改正（令和3年4月1日施行） ・土壌汚染対策法施行規則の一部改正に伴い、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンに係る基準の見直し ・騒音及び振動に係る達成目標値の見直し
9月29日	国			大気汚染防止法施行令の一部改正（令和4年10月1日施行） ・ボイラーの規模要件から伝熱面積の要件を撤廃 ・バーナーの燃料の燃焼能力から燃料の燃焼能力に改正
9月24日	国			水質汚濁防止法における亜鉛及びカドミウムに係る暫定排水基準の見直し（令和3年12月11日施行） ・（亜鉛）2業種の一般排水基準への移行及び1業種の暫定排水基準の強化及び適用期限の延長…1業種のみ暫定排水基準を継続 ・（カドミウム）1業種の一般排水基準への移行…全業種が一般排水基準を適用
10月 7日	国			公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正（令和4年4月1日施行） ・（公共用水域・地下水）六価クロムの基準値強化 0.05 mg以下→0.02 mg以下 ・（公共用水域）大腸菌数から大腸菌数に変更
10月20日	国			特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部改正（令和5年4月1日施行） ・第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の見直し
12月24日	国			騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部改正（令和4年12月1日施行） ・空気圧縮機（騒音）又は圧縮機（振動）について、一定の限度を超える大きさの騒音又は振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除外
4年 3月24日	国			土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和4年7月1日施行） ・一定規模以上の土地の形質変更に係る届出書の添付書類の一部改正
5月17日	国			水質汚濁防止法におけるほう素及びアンモニア等に係る暫定排水基準の見直し（令和4年9月1日施行） ・10業種の暫定排水基準の適用期限の延長 ・1業種の一般排水基準への移行
5月24日	国			振動規制法施行令の一部改正（令和4年12月1日施行） ・圧縮機について、一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは、型式指定を受けた低振動型圧縮機とされた。
12月23日	国			水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和5年2月1日施行） ・水質汚濁防止法施行令第3条の3（指定物質）に、アニリン、PFOA 及びその塩、PFOS 及びその塩、LAS の4物質を追加

年 月 日	区 分		主 要 事 項
5 年 6 月 2 3 日	国		大気汚染防止法施行規則等の一部改正（令和8年1月1日施行） ・ 工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査について、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者（有資格者）に行わせなければならないこととした。
6 年 1 月 2 5 日	国		水質汚濁防止法施行規則等の一部改正 （六価クロム：令和6年4月1日施行 大腸菌数：令和7年4月1日施行） （六価クロム）地下水浄化基準の強化 0.05 mg/l 以下→0.02 mg/l 以下 排水基準の強化 0.5mg/l 以下→0.2mg/l 以下 （大腸菌数）排水基準を大腸菌群数から大腸菌数に変更 3,000 個/cm ³ →800CFU/ml
6 年 3 月 2 7 日		市	岡崎市生活環境保全条例施行規則の一部改正 （六価クロム：令和6年4月1日施行 大腸菌数：令和7年4月1日施行） （六価クロム）排水規制基準の強化 0.5mg/l 以下→0.2mg/l 以下 水質達成目標値の強化 0.25mg/l 以下→0.1mg/l 以下 （大腸菌数）水質達成目標値を大腸菌群数から大腸菌数に変更 500 個/cm ³ →150CFU/ml
7 年 6 月 3 0 日	国		水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について ・ P F O S（ペルフルオロオクタンスルホン酸）及びP F O A（ペルフルオロオクタン酸）の公共用水域及び地下水の指針値の設定（合算値）
8 年 1 月 3 0 日	国		大気汚染に係る環境基準の一部改正（令和8年4月1日施行） ・ 光化学オキシダントの環境基準の見直し 1 時間値が 0.06ppm 以下→オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下かつ日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下

② 環境衛生

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和27年		汚物（し尿）取扱業2社契約
29年	国	清掃法施行
	市	汚物（し尿）取扱業2社 契約から許可
30年	市	岡崎市清掃条例施行規則公布
32年	市	汚物（し尿）取扱業1社許可
36年	市	汚物（し尿）取扱業4社許可
45年12月25日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布（昭和46年9月24日施行）
46年 9月23日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布（同年9月24日施行）
47年 3月30日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布（同年4月1日施行）
48年 2月12日	県	第一次産業廃棄物処理計画策定
6月 5日	国	世界環境デー（第1回環境週間）
7月 1日	市	緑化推進都市宣言
49年10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布（同年11月1日施行）
52年 3月14日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令公布（同年3月15日施行）
4月 6日	県	第二次産業廃棄物処理計画策定
57年 4月 1日	県	愛知県し尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
		第三次産業廃棄物処理計画策定
58年 4月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（木くずを産業廃棄物に指定）
58年 5月18日	国	浄化槽法公布（昭和60年10月1日施行）
59年 3月30日	国	浄化槽法施行規則公布（昭和60年10月1日施行）
60年 7月10日	県	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布（同年10月1日施行）
62年 4月 1日	県	第四次産業廃棄物処理計画を策定
平成 元年 9月 1日	県	愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
3年 4月 1日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
4月26日	国	再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）の公布
10月 5日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（減量化・再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等）
12月10日	市	岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
4年 4月 1日	市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務下水道部へ移管
	県	第五次産業廃棄物処理計画策定
7年 3月24日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正（同年4月1日施行）
3月31日	市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正（同年4月1日施行）
6月16日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布（同年12月14日施行）
8年 6月16日	国	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
10月14日	県	産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
9年 1月28日	国	ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
4月 1日	県	第六次産業廃棄物処理計画策定
9年 6月18日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持 管理の確保、不法投棄対策）
8月29日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正（ダイオキシン対策に係る規制等）
10月 1日	県	愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日	市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正（平成10年4月1日施行）
10年 4月 1日	市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布
6月16日	国	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正
6月17日	県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正（排出事業者の責務の強化）
		愛知県廃棄物処理施設審査会議を設置
12年 5月31日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布（平成14年5月31日施行）
6月 2日	国	循環型社会形成推進基本法公布
		浄化槽法の一部改正（合併処理浄化槽の設置を義務付け）（平成13年4月1日施行）
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化等）
6月 7日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布（食品リサイクル法）
11月29日	国	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成13年 3月26日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（廃棄物処理基準の強化等）
4月 1日	国		特定家庭用機器再商品化法施行（家電リサイクル法）
5月 1日	国		食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行（食品リサイクル法）
5月 7日	国		廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の策定
6月22日	国		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布（同年7月15日施行）
			特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布（フロン回収破壊法）
9月19日	国		浄化槽法施行令の公布（同年10月1日施行）
10月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（産業廃棄物にと畜場においてと殺し、又は解体した獣等に係る固形状の不要物を追加）
14年 1月 1日		県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正（県外産業廃棄物の届出等）
1月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正（産業廃棄物にコンクリートくずを追加）
3月 5日	国		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布（同年5月31日施行）
3月29日	国		一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正（ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加）
4月 1日		県	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行
7月12日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律公布（自動車リサイクル法）（平成17年1月1日施行）
9月19日		県	愛知県廃棄物処理計画を策定
10月23日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ①特別管理一般廃棄物の基準 ②特定管理産業廃棄物の追加 ③特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた ④ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加
12月19日		市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布（平成15年4月1日施行）
			岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加）
12月20日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布（自動車リサイクル法関係）（平成17年1月1日施行）
15年 3月14日	国		循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布（同年10月1日施行）
3月28日		県	あいち資源循環型社会形成プラン策定
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布（同年4月1日施行）
			岡崎市浄化槽法施行細則公布（同年4月1日施行）
			岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布（同年4月1日施行）
4月 1日		市	中核市に移行
			合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管
			岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（不法投棄等の未然防止等の措置及びリサイクルの促進等の措置）
6月23日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布（同年10月1日施行）
6月25日		市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行（同年8月25日委嘱）
7月 4日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布（同年10月1日施行）
11月28日	国		広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた（廃スプリングマットレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池）
12月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設を追加）
16年 3月23日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（自動車リサイクル法に係る許可申請手数料の追加）

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成16年 4月28日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・ 廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化 ・ 不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則の強化
6月24日			市	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布（同年7月1日施行）
9月29日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ・ 特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の保管、収集、運搬、処分等に関する基準の追加
17年 3月25日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
				岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正
				岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正（平成18年1月1日施行）
5月18日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正（欠格要件該当者の届出義務、マニフェスト制度違反者への命令措置等）（同年10月1日施行）
5月20日	国			浄化槽法の一部改正（目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正化、監督の強化）（平成18年2月1日施行）
10月 5日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（平成18年1月1日施行）
18年 2月10日	国			石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を含む）（平成18年10月1日完全施行） ・ 石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設
4月28日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
7月26日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（石綿を含む廃棄物の処理に関する基準の追加等） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（マニフェスト交付等状況報告書提出義務の適用）
19年 6月13日	国			食品循環資源の再利用等の促進に関する法律の一部改正（食品関連事業者に対する指導監督の強化取組の円滑化及び再生利用等の手法に「熱回収」の追加）（平成19年12月1日施行）
9月 7日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（産業廃棄物である木くずの範囲の拡大）（平成20年4月1日施行）
20年 3月27日			市	一般廃棄物処理基本計画告示
11月27日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
12月 5日	国			特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正（薄型テレビ、衣類乾燥機の品目追加）（平成21年4月1日施行）
21年 2月26日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正（粗大ごみ有料戸別収集手数料を個別品目制から寸法及び重量による手数料体系へ改正）（平成21年4月1日施行）
8月13日			市	廃棄物再生利用個別指定に関する規則の交付、施行
22年 5月19日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（建設工事に伴い生ずる廃棄物の元請業者の処理責任一元化、廃棄物処理施設の定期検査制度創設、優良認定制度創設等）（平成23年4月1日施行・一部内容を除く）
12月21日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（一般廃棄物処理手数料の改定）
12月22日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（産業廃棄物収集運搬業の許可の合理化、帳簿の備え付けを要する事業者の追加等）
23年 1月28日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（廃棄物処理施設の処理能力を変更する場合の手続き等）
3月22日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う、屋外保管の届出義務の適用除外の追加等）（平成23年4月1日施行）
3月29日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正（保管届出の提出期限に関する規定の整備等）（平成23年4月1日施行）
24年 3月21日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成24年 3月23日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（民法等の一部改正に伴う、Ⅰ法定代理人が法人である場合の規定追加）（平成24年4月1日施行）
3月28日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（登録の拒否に関する事項の追加）（平成24年4月1日施行）
3月29日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正（平成24年4月1日施行）
8月10日	国			使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布（平成25年4月1日施行）
12月25日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（資源物等の持ち去り禁止）（平成25年4月1日施行）
12月27日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正（資源物等の持ち去り禁止）（平成25年度4月1日施行）
25年 2月21日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（1,4-ジオキサンを含む廃棄物の規制の強化）（平成25年6月1日施行）
3月 6日	国			使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行令、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行規則公布（平成25年4月1日施行）
26年 8月 1日			市	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定
27年11月24日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（PCB使用廃安定器の分解・解体作業の原則禁止等）
12月21日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（廃水銀等の特別管理廃棄物への追加等）（平成28年4月1日一部施行）
12月25日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（カドミウムを含む物質の基準変更等）（平成28年3月15日施行）
28年 5月 2日	国			ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正（ポリ塩化ビフェニル廃棄物及びポリ塩化ビフェニル使用製品の定義等）（平成28年度8月1日施行）
6月 2日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（トリクロロエチレンを含む物質の基準変更等）（平成28年9月15日施行）
29年 3月27日			市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例交付(平成29年4月1日施行)
3月30日			市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例施行規則交付(平成29年4月1日施行)
6月 9日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（水銀廃棄物の処理基準の追加）（平成29年10月1日）
6月16日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（マニフェスト制度の強化、有害使用済機器の適正な保管等の義務付け、親子会社特例制度等）（一部を除き平成30年4月1日施行）
30年 1月31日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正（有害使用済機器の指定等）（平成30年4月1日施行）
2月22日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（電子マニフェスト使用義務者の指定等）（一部を除き平成30年4月1日施行）
3月23日			市	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続等に関する条例の一部改正(2以上事業者産業廃棄物処理特定認定申請手数料の追加等)(平成30年4月1日施行)
3月27日		県		愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正（産業廃棄物の処理状況の確認を行っていない事業者に対する勧告、公表規定の追加）（平成30年10月1日施行）
令和 元年 6月14日	国			成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等（廃棄物処理業許可等に係る欠格要件の改正）（令和元年12月14日施行）
6月19日	国			浄化槽法の一部を改正する法律公布（特定既存単独処理浄化槽に対する措置等）（令和2年4月1日施行）
9月 4日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（優良産業廃処分業者による廃プラスチック類の保管上限の変更）（令和元年9月4日施行）

年 月 日	区 分		主 要 事 項
令和 2 年 2 月 2 5 日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（更新期限の到来を待たずして許可更新を行う場合の優良認定の付与等）（一部を除き令和2年2月25日施行）
5 月 1 日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（一般廃棄物処理業の許可を要しない者に係る特例の創設等）（令和2年5月1日施行）
7 月 1 6 日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（産業廃棄物と同等の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設等）（令和2年7月16日施行）
3 年 3 月 1 9 日		市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正（令和3年4月1日施行）
3 年 6 月 1 1 日	国		プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布（令和4年4月1日施行）
4 年 6 月 1 7 日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等）（令和7年6月1日施行）
4 年 9 月 3 0 日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正（一般廃棄物処理手数料等の改定）（令和5年10月1日施行）
6 年 5 月 2 9 日	国		資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の公布（令和7年 11 月 21 日完全施行）

③ 地球環境

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成 元年 5月12日	国	地球環境保全に関する関係閣僚会議 設置
11月10日	県	地球環境問題等市町村保健所担当者会議 開催
2年 1月 4日	県	愛知県地球環境問題行政連絡会議 設置(平成9年度に愛知県環境対策推進会議へ統合)
7月17日	県	愛知県地球環境問題対策推進会議 設置(平成9年度にあいち環境づくり推進協議会へ統合)
7月20日	県	愛知県における地球環境問題への取組方針 策定
10月23日	国	地球温暖化防止行動計画 策定
4年 5月 9日	国	気候変動枠組条約 採択
6月13日	国	気候変動枠組条約 署名
5年 2月19日	県	県有施設等に係るフロン等対策暫定指針 策定(廃止H27,3,31)
12月24日	国	アジェンダ21行動計画 策定
6年 3月21日	国	気候変動枠組条約 発効
3月30日	県	あいちエコプラン21(愛知県地球温暖化対策推進計画) 策定
12月 2日	県	あいちアジェンダ21 策定
7年 3月29日	県	愛知県における低公害車普及方針(あいちエコ・カー21) 策定
8年 3月22日	県	愛知県フロン回収・処理推進協議会 設置
9年 3月31日	県	あいちエコエネルギー導入ビジョン 策定
12月 1日	国	COP3(京都市) 京都議定書 採択
12月29日	国	地球温暖化対策推進本部 設置
10年 6月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」 決定
10月 9日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 公布 (H11,4,8施行)
11年 4月16日	国	地球温暖化対策に関する基本方針 告示
7月 1日	市	エコオフィスプラン岡崎 策定
12年 3月27日	県	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画) 策定
13年 6月22日	国	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(H14,4,1施行)
14年 3月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」 見直し
6月 4日	国	京都議定書 締結
6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正(京都議定書目標達成計画の策定等)(H17,2,16施行)
15年 9月16日	県	地球温暖化の防止に関する計画(県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく計画) 策定
9月19日	県	愛知県地球温暖化防止活動推進センター 指定
16年 4月 1日	県	「地球温暖化対策計画書」提出制度 開始
10月18日	市	エコオフィスプラン岡崎 見直し
17年 1月17日	県	あいち地球温暖化防止戦略 策定
2月16日	国	京都議定書 発効
4月28日	国	京都議定書目標達成計画 策定
8月10日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正(温室効果ガスの算定・報告制度等)(H18,4,1施行)
18年 6月 7日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正(京都メカニズムの実施)(H19,3,1施行)
6月 8日	国	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律一部改正(行程管理表の導入等)(H19,10,1施行)
19年 7月 1日	県	あいちエコチャレンジ21(温暖化防止県民運動) キックオフ
11月17日	国	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第4次評価報告書統合報告書 公表
20年 3月28日	国	京都議定書目標達成計画 改定
6月13日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正(事業者単位での温室効果ガスの算定・報告等)
7月29日	国	低炭素社会づくり行動計画 閣議決定
10月21日	国	排出量取引の国内統合市場 試行的実施
21年 3月27日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例 一部改正(CASBEEあいち)(H21,10,1施行)
23年 3月31日	市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(事務事業編) 策定
24年 2月17日	県	あいち地球温暖化防止戦略2020 策定
3月27日	県	県民の生活環境の保全等に関する条例 一部改正(地球温暖化対策計画書制度の強化)(H25,4,1施行)
25年 5月24日	国	地球温暖化対策の推進に関する法律 一部改正(三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加)(H27,4,1施行)

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成25年 6月12日	国			特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律一部改正(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に改称) (H27.4.1 施行)
26年11月 2日	国			気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書統合報告書 公表
27年 3月31日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則 一部改正(三つ化窒素を温室効果ガスの種類として追加) (H27.4.1 施行)
			市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改訂
11月27日	国			気候変動の影響への適応計画 閣議決定
12月12日	国			COP21において新たな法的枠組み「パリ協定」 採択
			市	日本版「首長誓約」 誓約
28年 3月29日			市	西三河首長誓約推進協議会 設立
5月13日	国			地球温暖化対策計画 閣議決定
5月27日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正
6月 8日		県		「愛知県フロン回収・処理推進協議会」を「愛知県フロン類排出抑制推進協議会」に改正
11月 4日	国			パリ協定 発効
11月 8日	国			日本政府が「パリ協定」を締結
29年12月26日	国			水素基本戦略 策定
30年 2月 5日		県		あいち地球温暖化防止戦略2030 策定
3月28日			市	岡崎市温室効果ガス排出量推計システム 改修
3月31日			市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改訂
4月 1日		県		「大気環境課地球温暖化対策室」を「地球温暖化対策課」へ組織再編 愛知県地球温暖化対策推進条例 一部施行(計画書制度部分) 愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則 施行 地球温暖化対策計画書等に関する要綱 施行
6月13日	国			気候変動適応法 公布
10月19日		県		愛知県地球温暖化対策推進条例 公布
11月30日	国			気候変動適応計画 閣議決定
10月 1日			市	「世界首長誓約／日本」登録
11月27日	国			気候変動適応計画 閣議決定
12月 1日	国			気候変動適応法 施行
12月 3日	国			国立環境研究所気候変動適応センター 設立
31年 2月22日		県		「あいち地球温暖化防止戦略2030」を気候変動適応法第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけ
3月22日		県		環境調査センターを気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターとして位置づけ
3月31日		県		愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則第2条第2項第2号に基づく知事が定める事項 施行
令和2年 2月27日			市	2050年ゼロカーボンシティ表明
3月 9日				株式会社岡崎さくら電力設立
10月26日	国			菅義偉首相による「2050年カーボンニュートラル」宣言
12月25日	国			「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
3年 6月 2日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
10月22日	国			地球温暖化対策計画 閣議決定
4年 1月21日		県		「愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちエコスタンダード)」改定
6月 1日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律の改正 株式会社脱炭素化支援機構を規定
11月 1日			市	環境省脱炭素先行地域 選定
12月26日		県		「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」策定
12月26日		県		ゼロカーボンシティ宣言
5年 3月31日			市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(事務事業編) 策定
6年 4月1日			市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 改訂
8年 3月31日			市	岡崎市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 改訂

④ 自然環境、その他

年 月 日	区 分	主 要 事 項
大正 7 年 4 月 4 日	国	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布（全部改正）
昭和 32 年 6 月 1 日	国	自然公園法公布
47 年 6 月 22 日	国	自然環境保全法公布
48 年 3 月 30 日	県	愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
52 年 4 月 1 日	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
59 年 8 月 28 日	国	環境影響評価実施要綱閣議決定
60 年 3 月 29 日	市	岡崎市都市景観環境条例公布（廃止）
61 年 3 月 31 日	県	愛知県環境影響評価要綱告示（同年 10 月 1 日施行）
平成 4 年 6 月 5 日	国	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）の公布（平成 5 年 4 月 1 日施行）
6 月 26 日	国	都市計画法及び建築基準法の一部改正（用途地域：8 区分→12 区分）
5 年 11 月 19 日	国	環境基本法公布施行（公害対策基本法廃止）
6 年 6 月 23 日	市	岡崎市環境審議会条例公布（岡崎市公害対策審議会条例の廃止）（廃止）
8 月 1 日	県	愛知県環境審議会設置
12 月 2 日	県	「あいちアジェンダ 21」を策定
12 月 16 日	国	環境基本計画閣議決定
7 年 3 月 22 日	県	愛知県環境基本条例公布（同年 4 月 1 日施行）
9 年 6 月 13 日	国	環境影響評価法公布（平成 11 年 6 月 12 日施行）
8 月 11 日	県	愛知県環境基本計画策定
10 月 6 日	県	あいち環境づくり推進協議会設置
10 年 12 月 18 日	県	愛知県環境影響評価条例公布（平成 11 年 6 月 12 日施行）
11 年 3 月 26 日	市	岡崎市環境基本計画策定
4 月 1 日	県	愛知県環境評価審議会設置
7 月 1 日	市	エコオフィスプラン岡崎策定
7 月 16 日	国	環境省設置法公布
12 年 5 月 31 日	国	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布（グリーン購入法）
6 月 26 日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6 月 29 日	市	同上施行規則公布
7 月 25 日	市	ISO14001 認証取得（本庁舎等）
12 月 22 日	国	新環境基本計画策定
13 年 1 月 6 日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1 月 19 日	県	ISO14001 認証取得（本庁舎）
3 月 26 日	市	ISO14001 認証取得（一般廃棄物最終処分場）
9 月	県	レッドデータブックあいち（植物編）を発刊
14 年 3 月 25 日	市	岡崎市自然体験の森条例公布（同年 4 月 18 日施行）
3 月 29 日	市	岡崎市自然体験の森条例施行規則公布（同年 4 月 18 日施行）
3 月	県	レッドデータブックあいち（動物編）を発刊
7 月 12 日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布（平成 15 年 4 月 16 日施行）
9 月 2 日	県	愛知県環境基本計画（改訂計画）策定
14 年 12 月 20 日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12 月 26 日	国	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布
		鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた
15 年 3 月 31 日	市	岡崎市温泉法施行細則公布
6 月 23 日	市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7 月 25 日	国	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布（同年 10 月 1 日施行）
16 年 2 月 27 日	県	山中八幡宮を自然環境保全地域に指定
6 月 2 日	国	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布（平成 17 年 4 月 1 日施行）
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布（平成 17 年 6 月 1 日施行）
10 月 18 日	市	エコオフィスプラン岡崎見直し
17 年 3 月 25 日	県	国際博覧会開幕 同年 9 月 25 日まで

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成17年12月21日			市	岡崎市環境基本条例公布（平成18年1月1日施行） ・ 環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 ・ 以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 ①岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 ②岡崎市環境審議会条例廃止
				岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正（平成18年1月1日施行） ・ 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす
				岡崎市環境施策推進基金条例公布（平成18年1月1日施行） ・ 環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置
				岡崎市千万町茅葺屋敷条例公布（平成18年1月1日施行）
12月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成18年1月1日施行） ・ 額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
19年 6月27日	国			エコツーリズム推進法の公布
12月21日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成20年4月1日施行)
12月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成20年4月1日施行）
20年 3月26日		県		第二次レッドリストを発表
3月28日			市	岡崎市自然環境保全条例公布（同年10月1日施行） ・ 本市の地域特性を踏まえた自然環境の保全及び創出を推進するために制定 岡崎市水を守り育む条例公布(同年4月1日施行) 岡崎市水環境創造プラン策定
6月 6日	国			生物多様性基本法の公布・施行
21年 2月27日			市	北山湿地を岡崎市自然環境保護区に指定及び岡崎市北山湿地自然環境保護区の保全計画
3月18日		県		「レッドデータブックあいち 2009」（植物編・動物編）を発刊
3月26日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成21年4月1日施行）
22年 2月 1日			市	ギフチョウを指定希少野生動植物種（第1号）に指定
3月18日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成22年4月1日施行）
3月26日			市	岡崎市子ども自然遊びの森条例公布（平成22年10月1日施行）
10月18日～29日				COP10（愛知・名古屋）
23年 3月24日		県		西三河生態系ネットワーク協議会設立
3月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成23年4月1日施行）
3月29日			市	岡崎市生活環境等影響調査条例一部改正(平成23年4月1日施行)
3月30日		県		生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種（陸域等）を公表
24年 1月			市	生物多様性おかさぎ戦略策定
25年 3月 1日			市	岡崎市版レッドリスト策定
3月28日		県		あいち生物多様性戦略2020 を策定 自然環境の保全と再生のガイドライン策定
6月15日	国			環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律一部改正(平成24年10月1日施行) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に名称変更
26年 4月 2日	国			水循環基本法公布(平成26年7月1日施行)
5月30日	国			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）一部改正（平成27年5月29日施行）
27年 1月22日		県		第三次レッドリストを発表
3月31日			市	岡崎市環境基本計画改訂
7月10日	国			水循環基本計画策定
28年 3月24日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正（平成28年4月1日施行）
29年 2月10日		県		愛知県天然記念物に北山湿地を新規指定 岡崎市北山湿地自然環境保護区保全計画変更
3月27日			市	岡崎市生活環境等影響調査条例一部改正(平成29年4月1日施行)
3月31日			市	岡崎市生活環境等影響調査条例施行規則一部改正(平成29年4月1日施行)
12月22日			市	シロバイを指定希少野生動植物種（第2号）に指定

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成30年 2月13日		市	岡崎市額田センター(愛称：こもれびかん)開館(森の駅情報コーナー設置)
3月26日		県	愛知県環境学習等行動計画2030 を策定
3月29日		市	第2次岡崎市版レッドリスト2018策定
3月31日		市	森の総合駅閉館
4月 7日	国		第五次環境基本計画を閣議決定
12月		県	グリーンデータブックあいち2018 発刊
31年 3月29日		市	ヒナノシャクジョウを指定希少野生動植物種(第3号)に指定
3月31日		市	岡崎市環境教育推進計画改定
令和 元年 5月 9日		市	岡崎市野鳥保護管理指針策定
7月 5日	国		環境影響評価法施行令の一部改正(太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加)(施行2020.4.1)
12月27日		県	愛知県環境影響評価条例施行規則の一部改正(太陽電池発電所の設置の工事の事業等の対象事業への追加)(施行2020.4.1)
2年 3月30日		県	「レッドデータブックあいち2020」(植物編・動物編) 発刊
3年 2月		県	あいち生物多様性戦略2030策定
2月		県	第5次愛知県環境基本計画策定
3月31日		市	岡崎市水循環総合計画(岡崎市水環境創造プラン)改定
		市	第2次環境基本計画(環境ビジョン)策定
4年 4月		市	生物多様性のための30by30アライアンス参加
5月18日	国		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正
9月 2日		市	岡崎市北山湿地自然環境保護区保全計画変更
5年 1月20日	国		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(施行2023.6.1)
3月31日	国		生物多様性国家戦略2023-2030を閣議決定
3月		市	生物多様性おかざき戦略改定
4月 1日		市	小呂湿地を岡崎市自然環境保護区に指定及び小呂湿地保全活用計画の策定
8月 1日		市	ゲンバイトンボを指定希少野生動植物種(第4号)に指定
8月 4日		県	小呂湿地を愛知県登録文化財に登録
6年 3月		市	第3次岡崎市版レッドリスト2024策定

2-2 審議会など（令和8年3月末時点）

(1) 附属機関

○岡崎市環境審議会

環境基本法第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定をうけ、岡崎市環境基本条例に基づき設置しています。学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した19名に委嘱しています。

市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する事項及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

○岡崎市水循環推進協議会

本市における健全な水循環を確保し、創造するために、岡崎市水を守り育む条例に基づき設置しています。水循環総合計画に関する事項、健全な水循環に関する基本事項及び重要事項について審議する機関です。

(2) その他

○岡崎市自然環境監視員

岡崎市自然環境保全条例第29条の規定に基づき、保護区や市内に生息、生育する希少野生動植物の監視や指定移入種の放逐等の違反行為の監視を目的に7名の委員を委嘱しています。

○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び分別排出等を円滑に推進することを目的として47名に委嘱しています。

○岡崎市廃棄物処理施設の設置に伴う生活環境保全に関する意見交換会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項（第9条第2項で準用する場合を含む。）及び第15条の2第3項（第15条の2の6第2項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、焼却施設、最終処分場ほか法令で規定する廃棄物処理施設を許可する場合には、あらかじめ生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴かなければならないこととされています。

○おかざき湿地保全活用協議会

岡崎市自然環境保全条例第8条の規定に基づく保全計画である北山湿地保全活用計画に基づき、環境保全に関する知識を有し、市内の湿地の保全活動に熱意を有する市民及び学識者に行政を加えた3者によって構成されています。

協議会は、保全活動の実施状況及び各調査結果を確認・検討し、長期的視点に立って市内の湿地の保全管理を適切に推進することを目的とし、年1回以上開催します。

附属機関とは

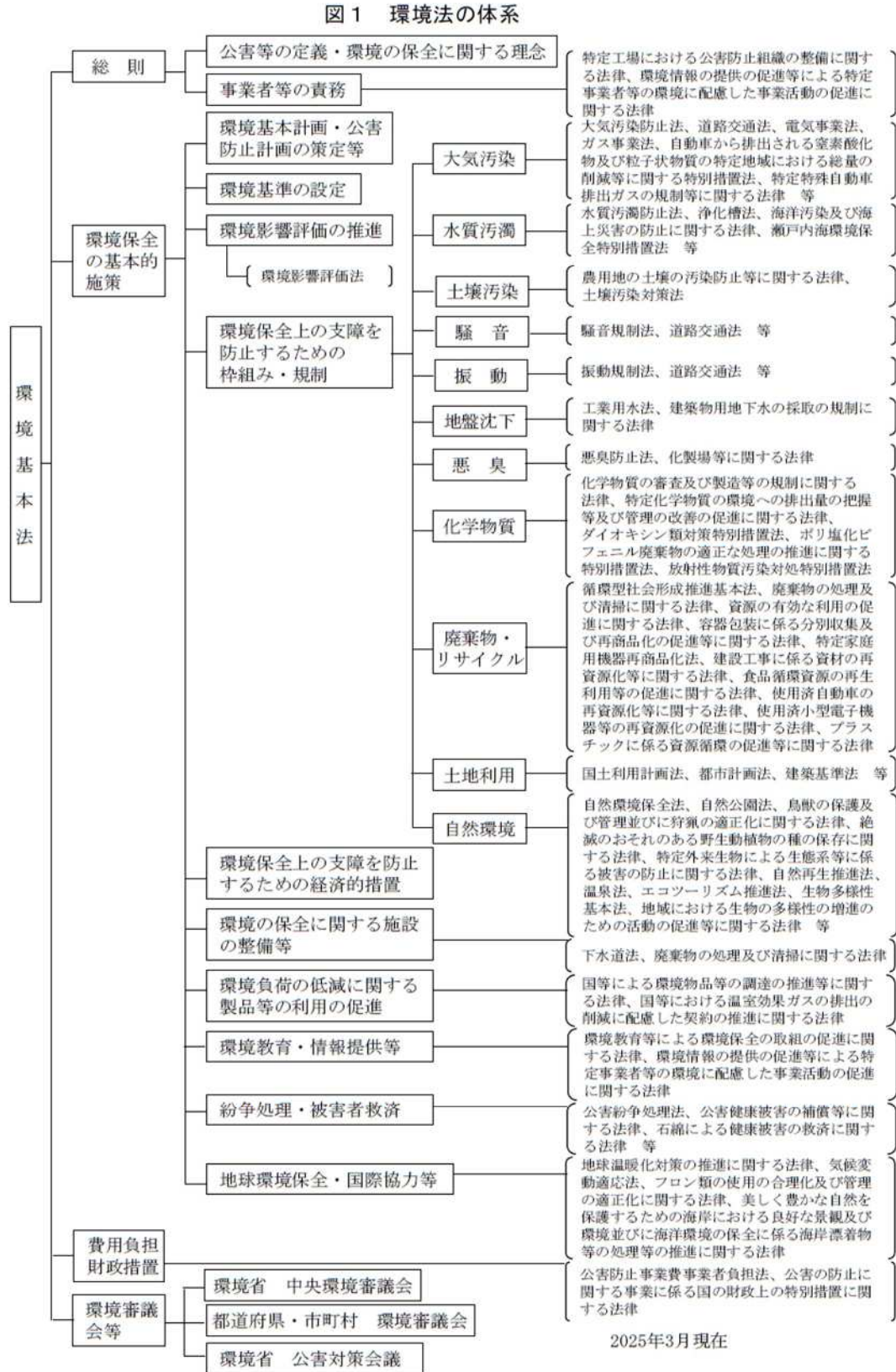
法律又は条例の定めるところにより、執行機関（市長、教育委員会など）の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。

2-3 保有車両 (令和8年3月末時点)

課	車種	台数	用途	
環境保全課	普通乗用	1	環境啓発用(アウトランダー)	
	軽貨物	1	連絡作業用	
ゼロカーボンシティ推進課	普通乗用	1	環境啓発用(MIRAI)	
ごみ対策課	軽貨物	1	事務用	連絡用
	普通乗用	1		リサイクル活動調査・啓発用
	軽貨物	1		連絡・動物収集用
	軽貨物	2	ごみ 収集用	不法投棄収集用
	収集車	33		可燃・不燃ごみ収集用
	収集車	5		資源ごみ収集用
	トラック	10		資源ごみ収集用
	トラック	5		粗大ごみ・さわやか収集用
総合検査センター	軽貨物	2	事務連絡・作業用	
清掃施設課 (中央クリーンセンター)	小型貨物	2	事務用	連絡用
	軽貨物	4		連絡用
	普通貨物	1	その他	資源ごみ運搬用
	収集車	3		可燃・不燃ごみ受入用
	トラック	1		埋立覆土運搬・消毒用
	ダンプ	2		埋立覆土運搬用
	ダンプ	1		焼却灰運搬用
	ダンプ	2		粉碎資源ごみ運搬用
	ダンプ	2		解体資源ごみ運搬用
	トラック(脱着装置付)	1		解体資源ごみ運搬用
	トラック(脱着装置付)	1		資源ごみ運搬用
	バキュームタンク車	1		埋立場散水用
	フォークリフト	6		資源物運搬用
	トラクターショベル ショベルローダー バックホー	8		資源ごみ運搬用・埋立用
清掃施設課 (八帖クリーンセンター)	小型貨物	0	事務連絡用	
	軽貨物	2	事務連絡用	
	ダンプ	1	汚泥運搬用	
	バキューム車	1	し尿収集車	
合 計		107		

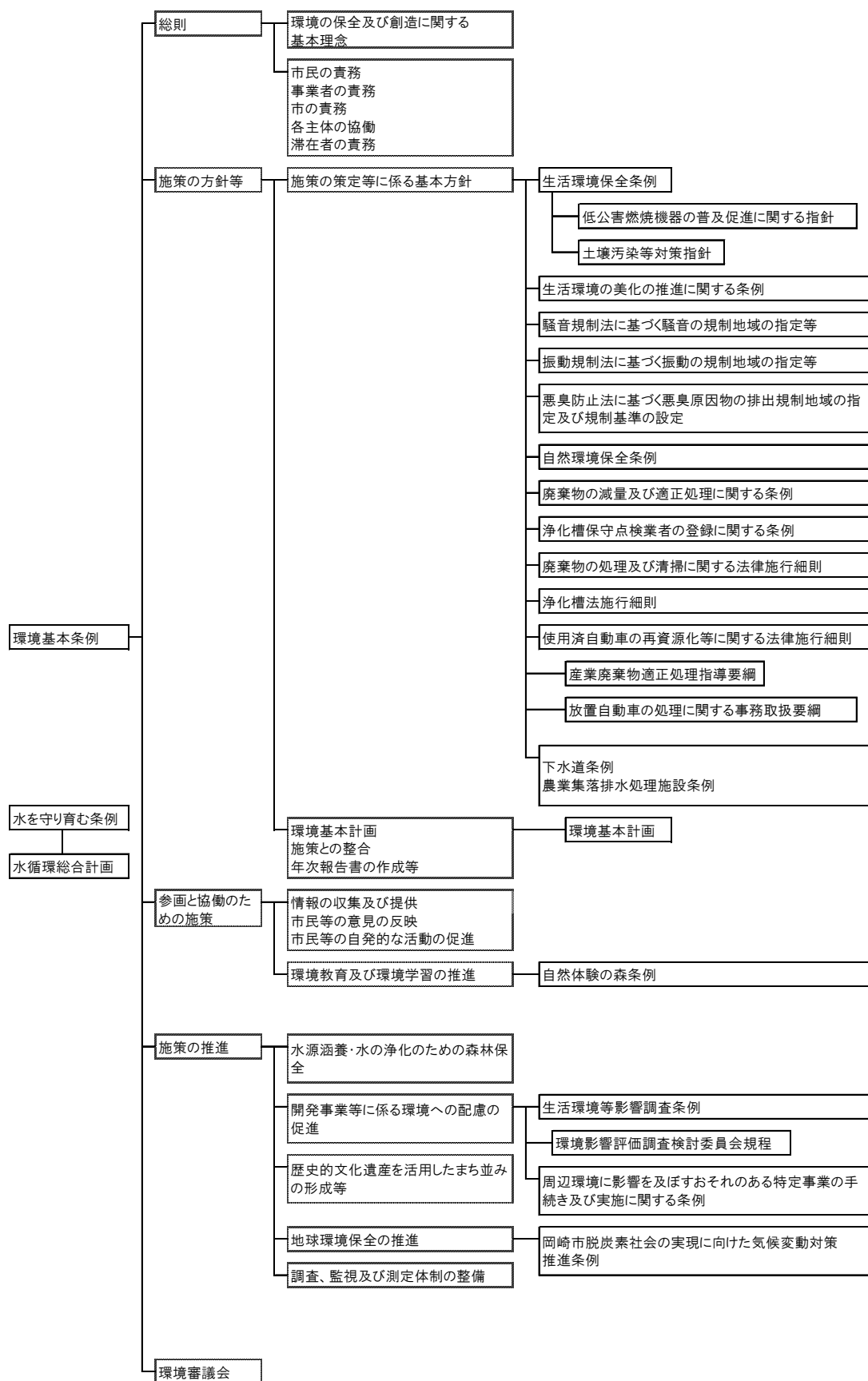
2-4 法律等の体系

(1) 環境関連の主な法体系



出典：令和7年版環境白書（愛知県）

(2) 本市における環境関連の条例等の体系（令和８年３月末時点）



2-5 予算の概要

(1) 予算額

() は一般会計に占める割合

区 分	令和7年度	令和8年度
総予算額	2,931 億 4,454 万円	3,047 億 5,276 万円
一般会計	1,536 億 9,000 万円	1,548 億 5,000 万円
【衛生費】	159 億 2,727 万円 (10.4%)	154 億 9,857 万円 (10.0%)
特別会計	738 億 6,799 万円	818 億 1,236 万円
企業会計	655 億 8,655 万円	680 億 9,040 万円

【衛生費】

() は衛生費に占める割合

区 分	令和7年度	令和8年度
環境費	14 億 1,801 万円 (8.9%)	16 億 2,313 万円 (10.5%)
環境総務費	3 億 7,040 万円	3 億 4,444 万円
環境推進費	8 億 5,368 万円	10 億 6,337 万円
総合検査センター費	1 億 9,393 万円	2 億 1,531 万円
清掃費	49 億 5,433 万円 (31.1%)	48 億 261 万円
清掃総務費	9 億 5,669 万円	9 億 6,889 万円
塵芥処理費	38 億 2,555 万円	36 億 4,880 万円
し尿処理費	1 億 7,209 万円	1 億 8,492 万円
その他	95 億 5,493 万円 (60.0%)	90 億 7,283 万円

(2) 清掃費の推移

年 度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
令和4年度	47 億 3,702 万円	47 億 3,702 万円	0 円
令和5年度	49 億 9,085 万円	49 億 9,085 万円	0 円
令和6年度	53 億 0,019 万円	53 億 0,019 万円	0 円
令和7年度	49 億 5,433 万円	49 億 5,433 万円	0 円
令和8年度	48 億 0,261 万円	48 億 0,261 万円	0 円

(3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年 度	人口1人当たりの経費	一世帯当たりの経費
令和4年度	11,642 円	26,841 円
令和5年度	12,283 円	27,969 円
令和6年度	13,181 円	29,663 円
令和7年度	12,340 円	27,404 円
令和8年度	11,938 円	26,146 円

※ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

4 岡崎市の自然環境

4-1 天然林面積

(単位：ヘクタール)

年 度	森林面積	天然林面積		
		針葉樹（マツ類）	広葉樹	計
令和2年度	22,199	2,412	6,498	8,910
令和3年度	22,193	2,411	6,495	8,906
令和4年度	22,193	2,411	6,495	8,906
令和5年度	22,190	2,411	6,492	8,903
令和6年度	22,189	2,410	6,492	8,902

資料：「愛知県林業統計書附属資料」（愛知県西三河農林水産事務所発行）

※ヘクタール未満を四捨五入しているため、内計と計は一致しないことがある。

4-2 おかざき自然体験の森

年 度	総入場者数 (人)	自然体験型環境教育プログラム			
		実施回数	市民活動団体	岡 崎 市 (令和4年度以降 指定管理)	参加人数(人)
令和3年度	15,149	215	150	65	2,411
令和4年度	18,700	292	176	116	2,895
令和5年度	19,470	337	203	134	2,886
令和6年度	20,509	336	197	139	3,590
令和7年度	23,269	318	217	101	2,864

平成14年10月1日 正式開設：自然体験型環境教育プログラム提供

公開面積：約41.0ヘクタール（全体区域面積 約103.7ヘクタール）

4-3 公園緑地供用面積

年度	区分	総数	街区 公園	近隣 公園	地区 公園	総合 公園	運動 公園	特殊 公園	広域 公園	緑地	緑道	市域に 対する 割合 (%)	市民 一人当り 公園面積 (㎡)
令和 3	箇所数	256	184	21	2	2	-	5	1	32	9	-	-
	面積(㎡)	430.70	47.59	37.09	7.90	41.71	-	51.40	106.90	133.74	4.37	1.11	11.22
4	箇所数	257	184	21	2	2	-	5	1	32	10	-	-
	面積(㎡)	435.04	47.59	37.05	7.87	41.71	-	51.40	111.29	133.74	4.39	1.12	11.37
5	箇所数	257	184	21	2	2	-	5	1	32	10	-	-
	面積(㎡)	434.89	47.59	37.05	7.73	41.71	-	51.40	111.29	133.74	4.38	1.12	11.36
6	箇所数	257	184	21	2	2	-	5	1	32	10	-	-
	面積(㎡)	434.88	47.59	37.05	7.73	41.71	-	51.40	111.29	133.74	4.37	1.12	11.35
7	箇所数	258	185	21	2	2	-	5	1	32	10	-	-
	面積(㎡)	434.94	47.65	37.05	7.73	41.71	-	51.40	111.29	133.74	4.37	1.12	11.40

市民一人当り公園面積(㎡)は都市計画区域内

特殊公園：風致公園・歴史公園・墓園など

4-4 優れた自然環境を有する地域

指定区分		法令等	該当区分
自然公園地域	国立公園 特別地域 海域公園地域 普通地域 特別保護地区 利用調整地区 利用調整地区	自然公園法	三河湾国定公園 第3種特別地域 287 ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町
	国定公園 特別地域 海域公園地域 普通地域 特別保護地区 利用調整地区 利用調整地区		
自然環境保全地域	愛知県立自然公園 特別地域 普通地域 利用調整地区	愛知県立自然公園条例	本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450 ヘクタール 普通地域 207 ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、 東河原町、雨山町、大代町
	原生自然環境保全地域 立入制限地区	自然環境保全法	該当なし
	自然環境保全地域 特別地区 海域特別地区 普通地区 野生動植物保護地区		
自然環境保全地域	愛知県自然環境保全地域 特別地区 普通地区 野生動植物保護地区	愛知県自然環境保全及び緑化の推進に関する条例	茅原沢自然環境保全地域 14.36 ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5 ヘクタール
	岡崎市自然環境保護区	岡崎市自然環境保全条例	北山湿地自然環境保護区 26.595 ヘクタール 小呂湿地自然環境保護区 1.441 ヘクタール

4-5 自然公園

(1) 三河湾国定公園

指定年月日：昭和33年4月10日

区域：岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・西尾市・幸田町の各一部

主要利用地区：遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鵜の池・羽豆岬、吉良温泉・猿ヶ島・三ヶ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概要：本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及ぶ中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候は海洋性を帯び、年間平均気温は15～16度で比較的变化が少なく全般に温和です。

(2) 本宮山県立自然公園

指定年月日：昭和 44 年 3 月 14 日

区域：岡崎市・豊川市・新城市の各一部

主要利用地区：閨苅溪谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概要：本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山麓の乙川の水源となっている閨苅国有林の溪谷景観、及び寒狭川の溪流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐれています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

4－6 愛知県茅原沢自然環境保全地域（昭和 59 年 3 月 28 日指定）

(1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高 40m の川岸から 110m の尾根の間にはアラカシを主とする常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシュラン、ギンリョウソウ及びアキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿に成立するアラカシやサカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ及びアキノギンリョウソウなどの腐生植物をもっています。

○野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山や伊熊神社で見られますが、本地域は、その分布の南限となっています。

(3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

(4) 面積

普通地区（全域）：14.36 ヘクタール

4－7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域（平成 16 年 2 月 27 日指定）

(1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢（以降、「本社叢」という。）としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高 106m 程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミミズバイが成育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキやオオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群落といえ、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキやオオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダやトウゴクシダなどのシダ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコ克蘭など暖地性の種が多く生育しています。

○野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウやハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウやアカハラなどもみられます。

(3) 所在地

岡崎市舞木町

(4) 面積

5.50 ヘクタール（特別地区：1.55 ヘクタール 普通地区：3.95 ヘクタール）

4－8 北山湿地自然環境保護区（平成 21 年 2 月 27 日指定）

(1) 指定理由

北山湿地は岡崎市の中南部、池金町地内にあり、標高 170～190m の低い尾根の山ひだから流れ出した幾筋もの小流に沿って形成された大小 10 余りの湿地群から成る、本市で最も大きな湿地です。湿地が数多く群集する特徴的な景観を持つこと、湿地及びその周辺地域の自然状態が良く保たれ、生育する植物も豊富で、トキソウ始め多くの県内希産の種が見られること、また、初春を彩り市民に愛されているナンカイイワカガミやハルリンドウの生育地でもある極めて貴重な湿地です。

湿地に特有な昆虫も多く生息し、中でも湿地の代表種であるハッチョウトンボや県の天然記念物で他の地域では珍しいヒメタイコウチが多く見られます。ギフチョウの発生地が限られる昨今、本湿地とその周辺の地域は貴重なギフチョウの発生地でもあります。低地にもかかわらずシマアメンボやレンゲツツジが見られるなど学術的にも貴重な地域です。

さらに、本湿地及びその周辺地域は多くの野鳥の生息地となっているとともに、本市において生息地が限られているアカザやホトケドジョウが生息しています。

このように本湿地及びその周辺地域に生息・生育する野生動植物を保全し、本市の貴重な自然財産として将来にわたって継承していくため、当該地域を岡崎市自然環境保全条例第 7 条第 1 項に規定する「その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している湿地」として岡崎市自然環境保護区に指定するものです。

また、このように条例に基づく保護区や市民ボランティア等による多くの市民により保全されてきたため、天然記念物として指定し、今後も適切な保存が図られることが望ましいとして、平成 29 年 2 月に愛知県の天然記念物に指定された。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○地形・地質

本湿地は、小渓流の流れる谷筋が下流に溜池を造るために堰止めされ、土砂が埋積して形成されたものです。谷筋の地形は起伏に乏しく、南に開けて、東西 180m 内外の小丘陵に囲まれています。

本湿地のある地域は領家変成岩類を基盤岩類としていますが、直接見られるところは少なく、大部分が軽石や山腹斜面から崩落した岩石で埋まっています。

領家変成岩類は渓流水の浸透が比較的少ないため、上流からの渓流水がこれらの堆積岩類の間に滞水して、表面に湿地群を形成しています。

本湿地の谷水は、やなが沢池に注ぎ、さらに乙川の支流の一つである立川の源流となっています。

○植生

本湿地では小さな湿地が多数集まって湿地群を形成しています。湿地に接する谷は概ねスギの造林地で、その上部はコナラやアカマツを主とする二次林となっています。それぞれの湿地に見られる植物に違いはありますが、全体を通してみるとよく生長して盛り上がりを見せるオオミズゴケやミカズキグサ、ヌマガヤの群落が主体となっています。中間湿原の指標植物であるミカズキグサやヌマガヤが勢力を持っていること、湿地の周縁部にヤマドリゼンマイが見られることから本湿地は中間湿原的な湿原としてとらえることができます。

湿地群の一番奥の湿地は最も湿地らしい様相を呈し、湿性植物が多数生育し、オオミズゴケや食虫植物であるモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ及びムラサキミミカキグサが広い範囲で生育する中に、トキソウやミズギクなどの希少な種や本市の他の地域で激減しているハルリンドウを見ることができます。

新種のコミゾソバもこの湿地で確認されており、湿地周縁部にナンカイイワカガミの生育密度の高い群落を持っています。全国で分布地が限られるサクラバハノキが多く見られるのも特徴です。

また湿地の周辺地域には、ギフチョウの食草であるヒメカンアオイが生育するとともに、コバノミツバツツジやヤブツバキ、ヤマザクラなどのギフチョウの成虫の吸蜜植物も多く、ギフチョウの生息に適した生態系が維持されています。さらに県内希産の種であるヒナノシャクジョウやアキノギンリョウソウなどの腐生植物、シロバナカザグルマやヘビノボラズが生育しています。

低地でありながら湿地及びその周辺地域にレンゲツツジが多く生育していることも特徴です。

○野生動物

本湿地及びその周辺地域は、往時は本市を代表するギフチョウの発生地でありましたが、里山の荒廃や乱獲等によって絶滅の危機にさらされた経緯があります。その後市民協働により当該地域の自然環境を保全・再生する取組みが続けられ、近年その生息状況に回復傾向がみられます。ギフチョウの発生地が非常に限られている本市にあって、当該地域は極めて貴重な存在です。

本湿地には湿地に特有な昆虫も多く、その代表種であるハッチョウトンボは湿地群の一番奥の湿地における生息状況が特に良く、多くの個体が認められます。ミズゴケの生えている浅い湿地では、県の天然記念物であるヒメタイコウチを普通に見ることができ、この種の生息に適した自然環境が維持されています。

また本湿地及びその周辺地域には多くの野鳥が生息するとともに、本市で貴重となっているアカザやホトケドジョウが湿地内の沢や上落合川に生息しています。

低地では珍しいシマアメンボが湿地内の清流に見られることや、原始的な種であるムカシヤンマの個体数が多いことも本湿地の特徴です。

(3) 所在地

岡崎市池金町

(4) 面積

26.595 ヘクタール

4-9 小呂湿地自然環境保護区（令和5年4月1日指定）

(1) 指定理由

本湿地は岡崎市小呂町の丘陵地帯の谷間に成立した湿地です。背後地は標高160～170mの小丘が連続しており、その間の凹所は小湿地や水田となっていますが、本湿地はその中では最も規模の大きなものです。本湿地をはじめとする東海地方の湧水湿地は、東海丘陵要素植物群と呼ばれる熱帯系や周極要素等の遺存種やこの地域に分布が限られた固有種等が生育しています。東海丘陵要素植物や絶滅危惧植物を数多く確認できることから、本湿地は環境省が選定する「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に西三河地域湧水湿地群の1つとして選定されています。

全て民有地のため、土地所有者の理解のもと、岡崎市と土地使用貸借を締結し、市民ボランティアと市と協働で保全活動を実施しています。

今後も区域内の生物及び生態系の適切な保護を必要とすることから、このたび自然環境保護区に指定いたしました。

(2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○地形・地質

本湿地は斜面の崩壊や崩壊土砂が堆積した谷底面等を湧水が涵養することで成立する湧水湿地です。湧水湿地を涵養する湧水は一般的に貧栄養で弱酸性であるため、このような環境に適した特徴的な動植物が生息生育しています。本市でもかつては丘陵地に多くの湧水湿地が点在していましたが、宅地開発等の開発行為や遷移により、その多くが消滅し、現在、比較的大きなものは本湿地と北山湿地の2箇所のみとなりました。水田としての利用がなされていた本湿地では、植物等の堆積による泥炭湿原の様相もうかがえ、北山湿地とは一線を画した生態系となっており、極めて貴重な場所です。

○植生

本湿地及びその周辺の主な植生はヌマガヤ群落、シイ・カシ二次林です。湿地内には絶滅のおそれのある種（国、県、市のレッドリスト掲載種）が多く生育しています。本湿地を代表する植物としてサギソウの群落を見ることができます。食虫植物であるモウセンゴケ、トウカイコモウセンゴケ及びムラサキミミカキグサが生育し、他にも、ミズギク、カキラン及びウメバチソウといった希少な湿地性の植物が生育しています。

○野生動物

本湿地では、湿地の代表種であるハッチョウトンボや県の天然記念物であるヒメタイコウチが見られます。また、北山湿地では見ることが出来ないツヤネクイハムシやホソクロマメゲンゴロウが生息しています。本湿地の林床では、市内で唯一のオオヒカゲの発生地となっています。

(3) 所在地

岡崎市小呂町

(4) 面積

1.441 ヘクタール

4-10 鳥獣保護

区 分	名 称	面積（ヘクタール）	設定期限
鳥獣保護区	闇刈鳥獣保護区	430	R5.11.1～R15.10.31
	岡崎鳥獣保護区	670	H30.11.1～R10.10.31
	宮崎小学校鳥獣保護区	5	H29.11.1～R9.10.31
	岡崎東部鳥獣保護区	1,110	R5.11.1～R15.10.31
	大平田鳥獣保護区	140	R5.11.1～R15.10.31
	額田西部鳥獣保護区	50	R6.11.1～R16.10.31
	生平小学校鳥獣保護区	59	H30.11.1～R10.10.31
特定猟具使用 禁止区域	額田峰特定猟具使用禁止区域	200	R8.11.1～R18.10.31
	岡崎小針特定猟具使用禁止区域	532	H29.11.1～R9.10.31
	須渚特定猟具使用禁止区域	114	H29.11.1～R9.10.31
	大重特定猟具使用禁止区域	210	R7.11.1～R17.10.31
	岡崎幸田特定猟具使用禁止区域	1,240	R6.11.1～R16.10.31
	岡崎特定猟具使用禁止区域	730	R5.11.1～R15.10.31
	岡崎岩津特定猟具使用禁止区域	1,120	R6.11.1～R16.10.31
	北山特定猟具使用禁止区域	264	R8.11.1～R18.10.31
	藤川特定猟具使用禁止区域	620	R8.11.1～R18.10.31
	額田平瀬特定猟具使用禁止区域	5	H29.11.1～R9.10.31
	六ツ美南部特定猟具使用禁止区域	211	R3.11.1～R13.10.31
	岡崎東部特定猟具使用禁止区域	679	H29.11.1～R9.10.31
	常磐特定猟具使用禁止区域	360	R2.11.1～R12.10.31
	岡崎福岡特定猟具使用禁止区域	9	R4.11.1～R14.10.31
	宮崎地区特定猟具使用禁止区域	56	H29.11.1～R9.10.31
	淡渚特定猟具使用禁止区域	55	R2.11.1～R12.10.31
	岡崎市街地特定猟具使用禁止区域	5,780	H30.11.1～R10.10.31

4－11 年別・月別気象概況

	気温（℃）			平均湿度 （％）	最多風向	平均風速 （m）	最大風速	
	平均	最高	最低				平均	最高
令和3年	16.7	38.5	−4.6	69.5	北西	1.5	23.9	南南西
令和4年	16.6	38.2	−2.9	69.3	南	1.4	22.2	南
令和5年	17.2	38.5	−4.2	68.9	南	1.4	21.3	南南西
令和6年	17.7	38.9	−2.6	69.5	南	1.4	22.7	北西
令和7年	17.2	38.9	−3.5	68.8	北西	1.4	22.4	東北東
1月	5.3	14.5	−1.3	61.1	北西	1.2	16.1	北西
2月	4.6	14.6	−3.5	58.8	北西	1.5	18.4	北西
3月	10.3	24.0	0.0	63.1	北西	1.5	16.2	北西
4月	15.5	28.7	3.7	62.6	北西	1.8	18.0	南東
5月	19.5	30.1	8.1	70.0	南	1.7	17.9	南東
6月	24.6	36.1	12.9	75.5	南	1.6	14.2	北西
7月	28.8	37.4	22.0	74.5	南南西	1.9	17.2	南南西
8月	29.9	38.9	23.9	71.4	南南東	1.6	15.1	南西
9月	27.1	36.5	18.0	73.1	南	1.4	22.4	東北東
10月	20.1	31.5	7.9	77.3	南	1.0	14.8	南西
11月	12.1	22.6	1.5	69.8	北西	0.9	15.0	北
12月	8.0	20.0	−0.7	68.9	北西	1.0	17.2	北

（資料：岡崎市消防本部）

4－12 年別降水量

（単位：mm）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間 降水量	月平均
令和3年	39.0	44.5	175.5	116.5	156.0	108.0	311.5	258.5	194.5	42.5	68.5	105.5	1,620.5	135.0
令和4年	22.5	26.0	83.0	128.0	195.0	82.5	389.0	156.5	304.5	28.0	96.0	14.5	1,525.5	127.1
令和5年	28.0	26.5	92.0	115.5	190.0	364.0	71.0	276.0	137.5	113.5	52.5	42.0	1508.5	125.7
令和6年	16.0	87.0	183.0	116.0	216.5	211.0	108.5	278.0	63.5	175.5	93.5	0.0	1548.5	129.0
令和7年	16.0	8.0	90.5	110.5	124.0	178.5	180.5	23.5	271.5	72.0	24.0	39.0	1,138.0	94.8

（資料：岡崎市消防本部）

4－13 降水量経年変化

（単位：mm）

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
国土交通省岡崎観測所	1,156.0	1,580.0	1,641.0	1202.0
国土交通省宮崎観測所	2,284.0	2,360.0	2,445.0	1542.0
岡崎市消防本部	1,525.5	1,508.5	1,548.5	1138.0

（資料：岡崎市消防本部・国土交通省）

5 岡崎市の生活環境

5-1 大気汚染

(1) 大気汚染常時監視調査結果

① 一般環境測定局：岡崎市東部榎山大気測定局（榎山局）

岡崎市南部庄司田大気測定局（庄司田局）

二酸化硫黄（SO ₂ ）												
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の2％除外値（ppm）	注 1	注 2
					（時間）	（％）	（日）	（％）				
令和5年度	庄司田局	364	8,700	0.001	0	0	0	0	0.006	0.001	○	○
令和6年度	庄司田局	363	8,679	0.001	0	0	0	0	0.005	0.001	○	○
令和7年度	庄司田局	361	8,640	0.001	0	0	0	0	0.009	0.001	○	○

注1：日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×）

二酸化窒素（NO ₂ ）											
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	注
					（日）	（%）	（日）	（%）			
令和5年度	庄司田局	364	8,702	0.008	0	0	0	0	0.041	0.020	○
	榎山局	364	8,700	0.005	0	0	0	0	0.034	0.011	○
令和6年度	庄司田局	363	8,677	0.008	0	0	0	0	0.055	0.018	○
	榎山局	355	8,505	0.005	0	0	0	0	0.033	0.011	○
令和7年度	庄司田局	363	8,678	0.007	0	0	0	0	0.040	0.018	○
	榎山局	363	8,680	0.005	0	0	0	0	0.027	0.010	○

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

浮遊粒子状物質（SPM）												
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（mg/m ³ ）	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値（mg/m ³ ）	日平均値の2%除外値（mg/m ³ ）	注1	注2
					（時間）	（%）	（日）	（%）				
令和5年度	庄司田局	363	8,718	0.013	0	0	0	0	0.098	0.033	○	○
	榎山局	363	8,711	0.013	0	0	0	0	0.072	0.030	○	○
令和6年度	庄司田局	363	8,717	0.013	0	0	0	0	0.144	0.030	○	○
	榎山局	361	8,676	0.014	0	0	0	0	0.130	0.030	○	○
令和7年度	庄司田局	362	8,693	0.014	0	0	0	0	0.075	0.033	○	○
	榎山局	363	8,717	0.014	0	0	0	0	0.079	0.035	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×）

微小粒子状物質 (PM2.5)							
測定年度	測定局	測定日数 (日)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		注
					(日)	(%)	
令和5年度	庄司田局	363	8.8	20.3	0	0	○
	樫山局	363	7.6	18.2	0	0	○
令和6年度	庄司田局	363	9.1	21.5	1	0.3	○
	樫山局	361	8.1	20.4	2	0.6	○
令和7年度	庄司田局	362	10.0	21.9	1	0.3	○
	樫山局	363	9.0	20.8	1	0.3	○

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×

光化学オキシダント（O _x ）										
測定年度	測定局	昼間 測定 日数 （日）	昼間 測定 時間 （時間）	昼間の 年平均値 （ppm）	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた 時間数 及び日数とその割合				昼間の 1時間値の 最高値 （ppm）	注
					（時間）	（％）	（日）	（％）		
令和5年度	庄司田局	359	5,310	0.032	278	5.2	66	18.4	0.104	×
	樫山局	366	5,437	0.028	183	3.4	46	12.6	0.109	×
令和6年度	庄司田局	364	5,409	0.034	330	6.1	76	20.9	0.100	×
	樫山局	365	5,424	0.030	207	3.8	52	14.2	0.090	×
令和7年度	庄司田局	365	5,424	0.035	405	7.5	85	23.3	0.117	×
	樫山局	364	5,409	0.031	275	5.1	64	17.6	0.109	×

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×

- ② 自動車排ガス測定局：岡崎市矢作大気測定局（矢作局）・岡崎市大平大気測定局（大平局）
岡崎市鴨田大気測定局（鴨田局）

二酸化硫黄（SO ₂ ）												
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の2％除外値（ppm）	注1	注2
					（時間）	（％）	（日）	（％）				
令和5年度	大平局	364	8,698	0.001	0	0	0	0	0.004	0.002	○	○
令和6年度	大平局	363	8,674	0.001	0	0	0	0	0.004	0.002	○	○
令和7年度	大平局	358	8,571	0.001	0	0	0	0	0.007	0.002	○	○

注1：日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×

二酸化窒素（NO ₂ ）											
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の年間98%値（ppm）	注
					（日）	（%）	（日）	（%）			
令和5年度	矢作局	364	8,705	0.011	0	0	0	0	0.045	0.025	○
	大平局	364	8,699	0.017	0	0	0	0	0.058	0.031	○
	鴨田局	364	8,693	0.009	0	0	0	0	0.039	0.021	○
令和6年度	矢作局	362	8,672	0.011	0	0	0	0	0.061	0.022	○
	大平局	363	8,673	0.016	0	0	0	0	0.058	0.029	○
	鴨田局	350	8,375	0.009	0	0	0	0	0.047	0.019	○
令和7年度	矢作局	363	8,681	0.010	0	0	0	0	0.045	0.022	○
	大平局	360	8,615	0.015	0	0	0	0	0.055	0.028	○
	鴨田局	363	8,656	0.008	0	0	0	0	0.038	0.018	○

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

一酸化炭素（CO）												
測定年度	測定局	有効測定日数（日）	測定時間（時間）	年平均値（ppm）	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値（ppm）	日平均値の2%除外値（ppm）	注1	注2
					（回）	（%）	（日）	（%）				
令和5年度	大平局	364	8,729	0.3	0	0	0	0	0.8	0.5	○	○
令和6年度	大平局	363	8,700	0.3	0	0	0	0	1.1	0.4	○	○
令和7年度	大平局	362	8,682	0.3	0	0	0	0	1.1	0.4	○	○

注1：日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の達成状況（達成○、非達成×）

浮遊粒子状物質（SPM）												
測定年度	測定局	有効測定日数 （日）	測定時間 （時間）	年平均値 （mg/m ³ ）	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間 数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数 とその割合		1 時間値 の最高値 （mg/m ³ ）	日平均値 の 2％ 除外値 （mg/m ³ ）	注 1	注 2
					（時間）	（％）	（日）	（％）				
令和 5 年度	矢作局	364	8,745	0.016	0	0	0	0	0.154	0.036	○	○
	大平局	365	8,755	0.014	0	0	0	0	0.089	0.030	○	○
	鴨田局	363	8,735	0.010	0	0	0	0	0.103	0.027	○	○
令和 6 年度	矢作局	365	8,748	0.015	0	0	0	0	0.130	0.031	○	○
	大平局	363	8,713	0.014	0	0	0	0	0.110	0.028	○	○
	鴨田局	361	8,689	0.012	0	0	0	0	0.106	0.027	○	○
令和 7 年度	大平局	363	8,714	0.015	0	0	0	0	0.086	0.035	○	○
	鴨田局	362	8,710	0.011	0	0	0	0	0.074	0.028	○	○

注1：日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続したことの有無（有×、無○）

注2：環境基準の長期的評価による達成状況（達成○、非達成×）

※事務処理基準改正に伴う必要測定地点数変更により、矢作大気測定局は令和6年度で調査終了

光化学オキシダント（O _x ）										
測定年度	測定局	昼間測定日数（日）	昼間測定時間（時間）	昼間の1時間値の年平均値（ppm）	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数及び日数とその割合				昼間の1時間値の最高値（ppm）	注
					（時間）	（%）	（日）	（%）		
令和5年度	矢作局	366	5,449	0.032	324	5.9	71	19.4	0.119	×
	大平局	366	5,441	0.025	111	2.0	37	10.1	0.091	×
	鴨田局	366	5,439	0.030	220	4.0	54	14.8	0.108	×
令和6年度	矢作局	357	5,299	0.034	359	6.8	76	21.3	0.111	×
	大平局	365	5,428	0.027	154	2.8	46	12.6	0.099	×
	鴨田局	365	5,426	0.032	326	6.0	71	19.5	0.103	×
令和7年度	矢作局	365	5,428	0.034	422	7.8	84	23.0	0.127	×
	大平局	365	5,428	0.028	206	3.8	52	14.2	0.115	×
	鴨田局	365	5,424	0.032	297	5.5	67	18.4	0.114	×

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×

微小粒子状物質（PM _{2.5} ）							
測定年度	測定局	測定日数（日）	年平均値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	日平均値の年間98%値（ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		注
					（日）	（%）	
令和5年度	矢作局	362	8.6	21.7	0	0	○
	大平局	365	9.8	20.9	0	0	○
	鴨田局	361	8.6	20.4	0	0	○
令和6年度	矢作局	359	9.6	21.3	1	0.3	○
	大平局	363	9.1	21.8	1	0.3	○
	鴨田局	361	8.9	19.8	1	0.3	○
令和7年度	矢作局	362	10.4	22.0	0	0	○
	大平局	363	10.0	20.6	0	0	○
	鴨田局	357	9.9	23.9	1	0.3	○

注：環境基準の達成状況（達成○、非達成×

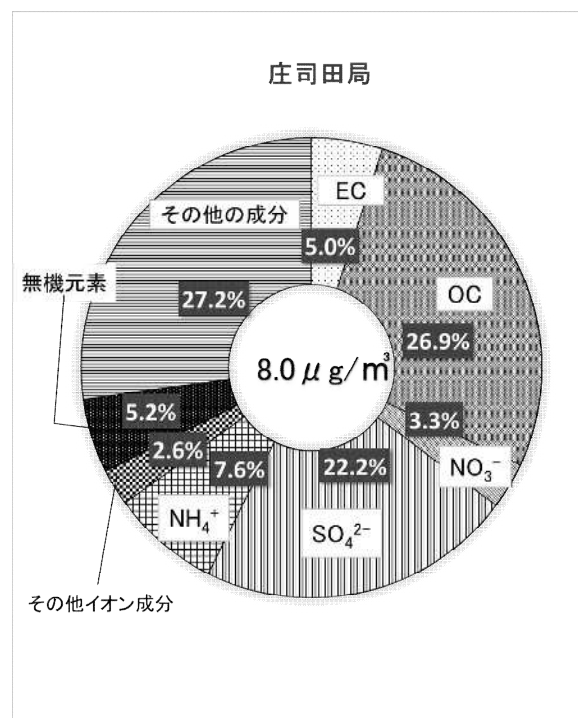
非メタン炭化水素											
測定年度	測定局	測定時間（時間）	年平均値（ppmC）	6～9時における年平均値（ppmC）	6～9時測定日数（日）	6～9時3時間平均値（ppmC）		※6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数と割合		※6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数と割合	
						最高値	最低値	（日）	（%）	（日）	（%）
令和5年度	大平局	8,466	0.10	0.11	332	0.26	0.04	7	2.1	0	0
令和6年度	大平局	8,571	0.10	0.11	334	0.29	0.02	8	2.4	0	0
令和7年度	大平局	8,566	0.10	0.10	339	0.24	0.04	2	0.6	0	0

※昭和51年8月13日付け中央公害対策審議会答申「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」では、「光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。」としている。

メタン							
測定年度	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
令和5年度	大平局	8,466	2.00	2.01	332	2.12	1.85
令和6年度	大平局	8,571	2.01	2.02	334	2.14	1.85
令和7年度	大平局	8,566	2.01	2.03	339	2.14	1.85

全炭化水素							
測定年度	測定局	測定時間 (時間)	年平均値 (ppmC)	6～9時における 年平均値 (ppmC)	6～9時 測定日数 (日)	6～9時3時間平均値(ppmC)	
						最高値	最低値
令和5年度	大平局	8,466	2.10	2.11	332	2.36	1.91
令和6年度	大平局	8,571	2.11	2.14	334	2.33	1.92
令和7年度	大平局	8,566	2.11	2.13	339	2.31	1.90

③ 微小粒子状物質（PM2.5）成分分析の主要成分の組成割合（年間平均）



EC: 元素状炭素 OC: 有機炭素 NO₃⁻: 硝酸イオン
 SO₄²⁻: 硫酸イオン NH₄⁺: アンモニウムイオン

■大気測定局の配置（R3.4.1 現在）



(2) 有害大気汚染物質調査結果

物質名	環境基準 (年平均値)	矢作町(矢作大気測定局)								
		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定
ベンゼン	3	12	0.61	○	12	0.63	○	12	0.56	○
トリクロロエチレン	130	12	0.030	○	12	0.094	○	12	0.12	○
テトラクロロエチレン	200	12	0.011	○	12	0.042	○	12	0.041	○
ジクロロメタン	150	12	1.1	○	12	1.5	○	12	1.6	○
物質名	環境基準 (年平均値)	檜山町(東部檜山大気測定局)								
		令和5年度			令和6年度			令和7年度		
		検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定	検体数	平均値	判定
ベンゼン	3	12	0.49	○	12	0.50	○	12	0.42	○
トリクロロエチレン	130	12	0.012	○	12	0.068	○	12	0.065	○
テトラクロロエチレン	200	12	0.0092	○	12	0.034	○	12	0.035	○
ジクロロメタン	150	12	0.66	○	12	0.96	○	12	0.88	○

注1 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。

注2 「トリクロロエチレン」は、平成30年11月から基準値が変更された。

(3) 環境基準の定められていない有害大気汚染物質の調査結果

物質名	単位	指針値 (年平均値)	矢作町(矢作大気測定局)					
			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	μg/m ³	2	12	0.0031	12	0.014	12	0.0085
塩化ビニルモノマー		10	12	0.022	12	0.012	12	0.016
塩化メチル		94	12	1.1	12	1.2	12	1.3
クロロホルム		18	12	0.12	12	0.19	12	0.16
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.083	12	0.14	12	0.13
トルエン			12	3.6	12	4.1	12	4.0
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.026	12	0.055	12	0.058
酸化エチレン			12	0.072	12	0.094	12	0.069
アセトアルデヒド		120	12	2.0	12	2.3	12	2.3
ホルムアルデヒド			12	2.4	12	2.6	12	2.5
マンガン及びその化合物	ng/m ³	140	12	13	12	17	12	16
ベンゾ(a)ピレン			12	0.099	12	0.089	12	0.093
水銀及びその化合物		40	12	1.5	12	1.5	12	1.4
クロム及びその化合物			12	2.6	12	2.8	12	3.2
六価クロム化合物					12	0.16	12	0.15
クロム及び三価クロム化合物					12	2.6	12	3.0
ヒ素及びその化合物		6	12	0.57	12	0.92	12	0.93
ニッケル化合物		25	12	1.2	12	2.0	12	2.1
ベリリウム及びその化合物			12	0.0075	12	0.0081	12	0.0093
物質名	単位	指針値 (年平均値)	椋山町(東部椋山大気測定局)					
			令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
アクリロニトリル	μg/m ³	2	12	0.0013	12	0.0072	12	0.0060
塩化ビニルモノマー		10	12	0.021	12	0.012	12	0.014
塩化メチル		94	12	1.1	12	1.2	12	1.3
クロロホルム		18	12	0.11	12	0.17	12	0.16
1,2-ジクロロエタン		1.6	12	0.082	12	0.14	12	0.13
トルエン			12	1.7	12	2.3	12	2.0
1,3-ブタジエン		2.5	12	0.015	12	0.037	12	0.035
酸化エチレン			12	0.047	12	0.13	12	0.042
アセトアルデヒド		120	12	1.2	12	1.6	12	1.5
ホルムアルデヒド			12	1.5	12	1.7	12	1.7
マンガン及びその化合物	ng/m ³	140	12	10	12	12	12	17
ベンゾ(a)ピレン			12	0.075	12	0.068	12	0.070
水銀及びその化合物		40	12	1.2	12	1.3	12	1.3
クロム及びその化合物			12	1.2	12	1.5	12	1.6
六価クロム化合物					12	0.13	12	0.13
クロム及び三価クロム化合物					12	1.4	12	1.5
ヒ素及びその化合物		6	12	0.43	12	0.84	12	0.80
ニッケル化合物		25	12	1.1	12	1.9	12	1.7
ベリリウム及びその化合物			12	0.0059	12	0.0055	12	0.0068

注1 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。

注2 「塩化メチル」及び「アセトアルデヒド」は、令和2年8月から指針値が設定された。

(4) ダイオキシン類調査結果

調査地点		調査結果					
		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		検体数	平均値	検体数	平均値	検体数	平均値
大平町	大平大気測定局	4	0.010	4	0.0085	4	0.019
庄司田1丁目	南部庄司田大気測定局	4	0.011				

(pg-TEQ/m³)

環境基準：年間平均値 0.6 pg-TEQ/m³以下

※事務処理基準改正に伴う必要測定地点数変更により、南部庄司田大気測定局は令和5年度で調査終了

(5) 大気汚染物質排出量総合調査（3年毎）

調査実施年度	調査対象年度	硫黄酸化物 (千 m ³ N/年)	窒素酸化物 (千 m ³ N/年)	ばいじん (トン/年)
平成 21 年度（平成 22 年度公表）	平成 20 年度	63	271	58
平成 24 年度（平成 25 年度公表）	平成 23 年度	59	206	48
平成 27 年度（平成 28 年度公表）	平成 26 年度	14	133	18
平成 30 年度（令和元年度公表）	平成 29 年度	9	201	10
令和 3 年度（令和 4 年度公表）	令和 2 年度	10	214	12
令和 6 年度（令和 6 年度公表）	令和 5 年度	13	134	10

※出典：環境省HP（<https://www.env.go.jp/air/osen/kotei/index.html>）

※工場・事業場から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん量について、環境省が3年に1回全国調査を実施

※岡崎市管内の排出量のみ抜粋

5-2 水質汚濁

(1) 公共用水域水質調査

ア 調査期間

令和7年4月から令和8年3月まで

イ 調査地点

市内の31河川37地点

(内訳)

県測定計画調査※1：8地点（環境基準点：6地点、補助点：2地点）

市定期調査※2：29地点（類型指定地点※3：5地点、その他地点※4：24地点）

※1 愛知県が作成した公共用水域水質測定計画により岡崎市が実施した水質調査

※2 県測定計画調査以外で岡崎市が実施した水質調査

※3 類型指定されている水域の県測定計画調査8地点を除く調査地点

※4 類型指定されていない水域の調査地点

ウ 調査項目

(ア) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）

カドミウム始め26項目

(イ) 生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）

i)生活環境の保全に係る項目

BOD（生物化学的酸素要求量）始め5項目

ii)水生生物の保全に係る項目

全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の3項目

エ 調査結果

(ア) 健康項目（人の健康の保護に関する環境基準項目）

カドミウム始め26項目について、37地点で調査を実施した結果、全ての地点で環境基準を達成しました。

(イ) 生活環境項目

i)生活環境の保全に係る項目

類型指定されている7河川の主な8地点（県測定計画調査：6地点、市定期調査：2地点）における環境基準設定項目（pH,BOD,SS,DO及び大腸菌数の5項目）の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、有機汚濁の代表的な指標であるBODは全ての地点で環境基準を達成しました。

ii)水生生物の保全に係る項目

類型指定されている7河川の主な8地点において、全亜鉛（県測定計画調査：6地点、市定期調査：2地点）、ノニルフェノール及びLAS（6地点：県測定計画調査）の基準適合状況は下表のとおりです。

なお、全ての地点で環境基準を達成しました。

① 市内河川の類型指定状況

水域名	範囲	類型			調査地点名	調査地点区分
		生活環境 (BOD 等)	達成 期間	水生 生物		
矢作川 下流	明治用水頭首工 から下流	A	イ	生物 B	美矢井橋	市定期調査
乙川上流 (乙川(イ))	岡崎市上水道取水口 から上流	A	イ	生物 B	岡崎市上水道取水口 *△	県測定計画 調査
乙川上流 (乙川(ア))	乙川天神橋 から上流	A	イ	生物 A	乙川天神橋 △	県測定計画 調査
乙川下流 (乙川(イ))	岡崎市上水道取水口 から下流	A	イ	生物 B	占部用水取水口 *△	県測定計画 調査
巴川	全域	A	イ	生物 B	細川頭首工 *△	県測定計画 調査
鹿乗川	全域	C	イ	生物 B	東鹿乗川橋	市定期調査
男川	全域	A	イ	生物 B	学校橋 *△	県測定計画 調査
雨山川及び 乙女川下流	雨山川全域及び 雨山川合流点から 下流の乙女川	AA	イ	生物 B	ツノジ橋 *△	県測定計画 調査

備考 1：達成期間の分類は下記のとおり。

イ：類型指定後直ちに達成

ロ：指定後 5 年以内で可及的速やかに達成

ハ：指定後 5 年を超える期間で可及的速やかに達成

備考 2：生活環境の保全（BOD 等）に係る環境基準の類型と、水生生物の保全に係る環境基準の類型の水域名が異なる場合は、後者の水域名を（ ）内に示す。

備考 3：調査地点欄の*は、生活環境の保全（BOD 等）に係る環境基準点を示す。

備考 4：調査地点欄の△は、水生生物の保全に係る環境基準点を示す。

備考 5：平成 30 年 3 月 30 日付け愛知県告示により、平成 30 年度から、下記のとおり生活環境の保全に係る類型及び達成期間が変更された。

（類型）

矢作川下流、乙川下流：B 類型→A 類型

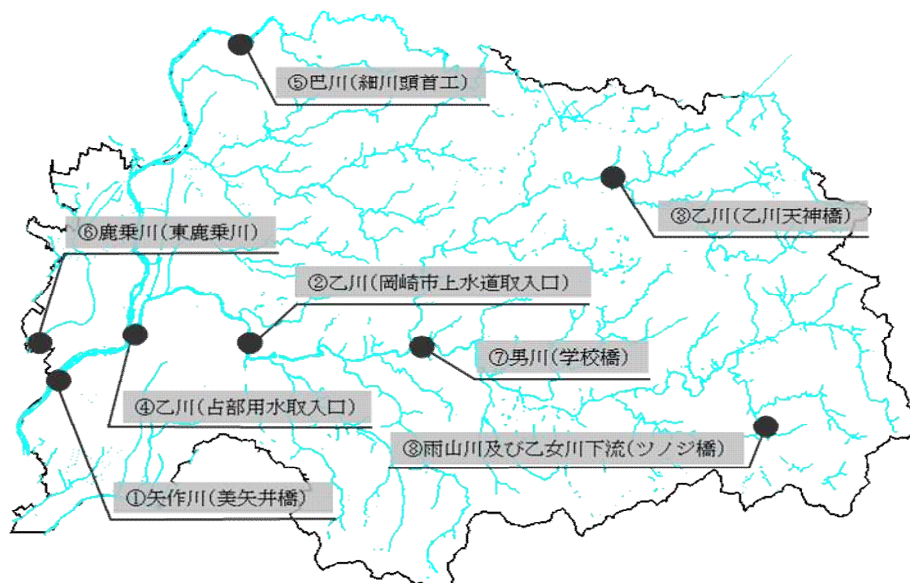
雨山川及び乙女川下流：A 類型→AA 類型

（達成期間）

鹿乗川：ロ→イ

② 類型指定河川の主な調査地点及び環境基準適合状況

類型指定河川の主な調査地点



生活環境項目の環境基準適合状況

①	水域名・地点名	矢作川下流・美矢井橋							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.5	0/8	7.4	0/8	7.5	0/8
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.7	○	0.8	○	0.8	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	3	0/8	3	0/8	4	0/8
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.5	0/8	9.0	0/8	9.4	0/8
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	63	○	98	○	-	-
	全亜鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.002	○	0.003	○	0.002	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	-	-	-	-	-	-
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	-	-	-	-	-	-

②	水域名・地点名	乙川上流(乙川(イ))・岡崎市上水道取入口							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.4	0/12	7.4	0/12	7.3	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.7	○	0.6	○	0.5	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	1	0/12	1	0/12	2	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.1	0/12	8.9	0/12	9.0	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	220	○	280	○	190	○
	全亜鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.002	○	0.002	○	0.002	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0012	○	0.0014	○	0.0012	○

③	水域名・地点名	乙川上流（乙川(ア)）・乙川天神橋							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.4	0/12	7.4	0/12	7.4	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.8	0/12	9.3	0/12	9.7	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	-	-	-	-	-	-
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 A	0.03 以下	0.001	○	0.001	○	0.001	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.001 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0007	○	0.0007	○	0.0015	○

④	水域名・地点名	乙川下流（乙川(イ)）・占部用水取入口							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.5	0/12	7.4	0/12	7.9	3/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.9	○	0.7	○	1.0	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	2	0/12	2	0/12	3	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.0	0/12	9.1	0/12	8.9	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	960	×	1600	×	410	×
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.003	○	0.004	○	0.003	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0017	○	0.0019	○	0.0019	○

⑤	水域名・地点名	巴川・細川頭首工							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.5	0/12	7.5	0/12	7.4	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.5	○	0.5	○	<0.5	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	1	0/12	1	0/12	2	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.3	0/12	8.9	0/12	9.2	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	160	○	170	○	240	○
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.001	○	0.001	○	0.002	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0008	○	0.0009	○	0.0008	○

⑥	水域名・地点名	鹿乗川・東鹿乗川橋							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	C	6.5～8.5	7.3	0/12	7.3	0/12	7.3	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		5 以下	2.2	○	1.4	○	1.7	○
	SS(mg/ℓ)		50 以下	9	0/12	4	0/12	5	0/12
	DO(mg/ℓ)		5 以上	8.5	0/12	8.6	0/12	9.0	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		-	1,200	-	490	-	-	-
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.015	○	0.016	○	0.004	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	-	-	-	-	-	-
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	-	-	-	-	-	-

⑦	水域名・地点名	男川・学校橋							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	A	6.5～8.5	7.5	0/12	7.3	0/12	7.4	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		2 以下	0.6	○	0.5	○	<0.5	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	1	0/12	1	0/12	1	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.5	0/12	9.2	0/12	9.5	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		300 以下	270	○	290	○	300	○
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.002	○	0.001	○	0.001	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0008	○	0.0009	○	0.0006	○

⑧	水域名・地点名	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋							
	検査項目	類型	基準値	令和5年度	適否	令和6年度	適否	令和7年度	適否
	pH	AA	6.5～8.5	7.4	0/12	7.3	0/12	7.2	0/12
	BOD75%値(mg/ℓ)		1 以下	<0.5	○	<0.5	○	<0.5	○
	SS(mg/ℓ)		25 以下	< 1	0/12	1	0/12	1	0/12
	DO(mg/ℓ)		7.5 以上	9.5	0/12	9.4	0/12	9.6	0/12
	大腸菌数 90%水質値 (CFU/100ml)		20 以下	100	×	140	×	320	×
	全垂鉛(mg/ℓ)	生物 B	0.03 以下	0.001	○	0.001	○	0.001	○
	ノニルフェノール(mg/ℓ)		0.002 以下	<0.00006	○	<0.00006	○	<0.00006	○
	LAS(mg/ℓ)		0.05 以下	0.0006	○	0.0007	○	0.0010	○

注1: BOD75%値及び大腸菌数 90%水質値を除く項目の各年度は年間平均値を、適否は総検体数に対する環境基準を超過した検体数の割合を示す。

注2: BOD75%値は、全データを小さい方から順に並べたときの0.75×n番目のデータ値を示す。

注3: 大腸菌数 90%水質値は、全データを小さい方から順に並べたときの0.9×n番目のデータ値を示す。

③ 市内河川BOD75%値

一覧表

番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)	番号	水域名・地点名 (水域類型)	BOD 75%値 (mg/ℓ)
1	巴川・細川頭首工(A類型)	<0.5	20	六斗目川・大平町乙川合流点	1.0
2	乙川上流・岡崎市上水道取入口(A類型)	0.5	21	広田川・中島橋	0.8
3	乙川下流・占部用水取入口(A類型)	1.0	22	山綱川・美合町乙川合流点	0.7
4	男川・学校橋(A類型)	<0.5	23	竜泉寺川・黒橋	0.6
5	男川・南部簡易水道浄水場取入口(A類型)	<0.5	24	大高味川・水戸野橋	<0.5
6	雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋(AA 類型)	<0.5	25	鉢地川・第五鉢地川橋	0.9
7	雨山川及び乙女川下流・万足上橋(AA 類型)	<0.5	26	夏山川・北岡橋	0.6
8	乙川上流・乙川天神橋(A類型)	<0.5	27	鳥川・山下橋	<0.5
9	矢作川下流・葵大橋(A類型)	0.6	28	安藤川・次郎兵衛橋	2.5
10	矢作川下流・美矢井橋(A類型)	0.8	29	占部川・定国橋	1.1
11	郡界川・郡界橋	0.5	30	砂川・下西野橋	2.5
12	霞川・坂下橋	0.5	31	鹿乗川・御用田橋(C類型)	1.3
13	北斗川・北斗橋	1.5	32	鹿乗川・東鹿乗川橋(C類型)	1.7
14	於御所川・西藏前町矢作川合流点	10	33	更沙川・栄町乙川合流点	1.1
15	乙川上流・梁野橋(A類型)	0.5	34	前川・柴原橋	<0.5
16	早川・八帖町乙川合流点	2.1	35	青木川・川向橋	0.7
17	伊賀川・竹千代橋	0.9	36	神田支川・木橋	1.9
18	真福寺川・御蔵橋	0.6	37	前田川・青木川合流点手前	1.3
19	青木川・新青木橋	0.7			

注1: 地点名の後に(○類型)の記載がない地点は、類型指定されていない調査地点

注2: 番号1～8の8地点は県測定計画調査地点

注3: 番号9～37の29地点は市定期調査地点

ア 番号9、10、15、31及び32の5地点は類型指定されている市定期調査地点

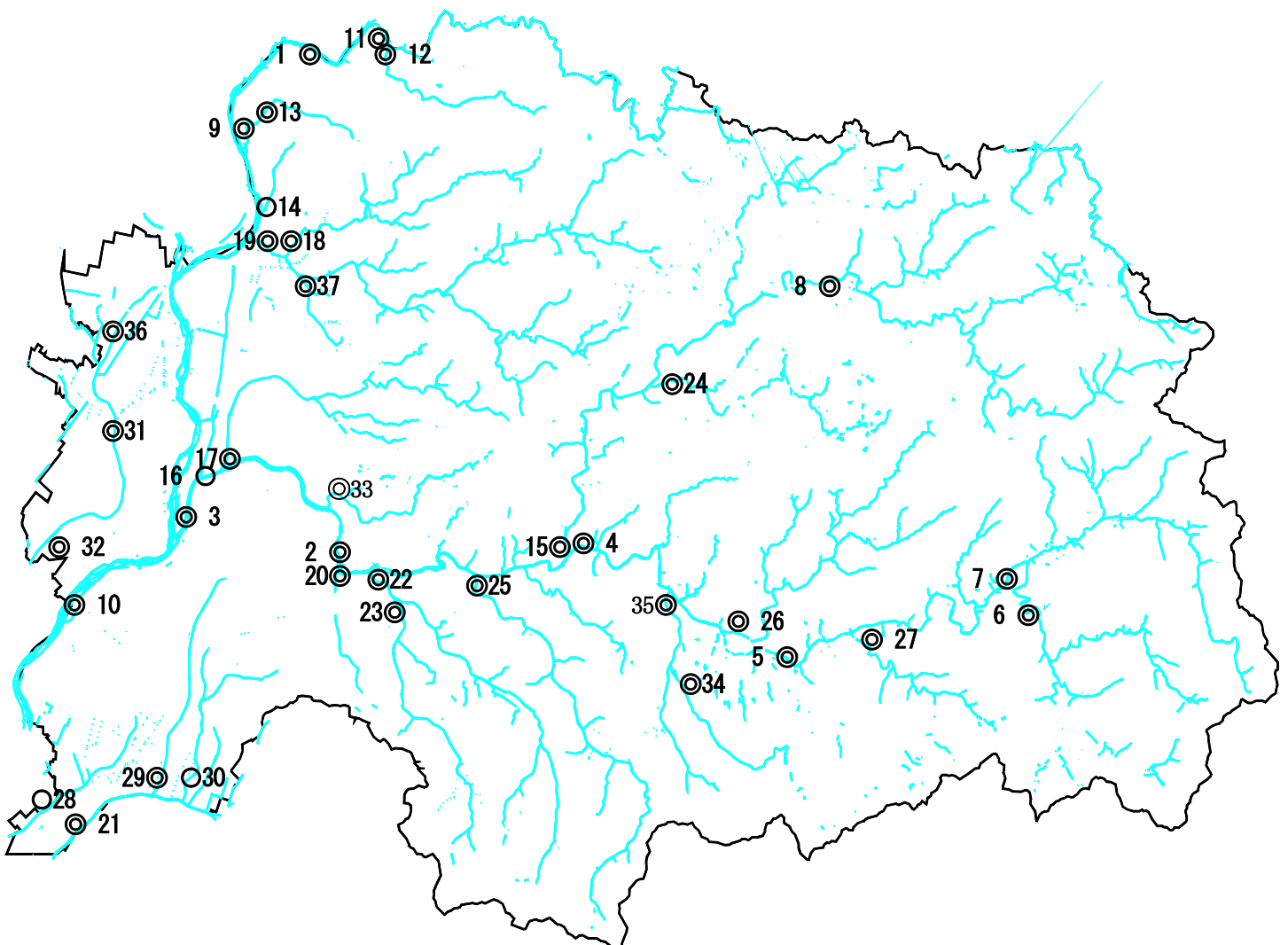
イ 上記番号以外の24地点は類型指定されていない市定期調査地点

注4: 類型指定区分は下記のとおり。

市内河川では、B類型、D類型及びE類型の河川はない。

類型指定区分	AA 類型	A 類型	B 類型	C 類型	D 類型	E 類型	類型なし
環境基準値 (BOD75%値)	1mg/ℓ	2mg/ℓ	3mg/ℓ	5mg/ℓ	8mg/ℓ	10mg/ℓ	基準なし

調査地点図



区分	BOD75%値	地点数	標準的な川の様子
◎	2.0 mg/ℓ以下	33	藻が少なく、澄んでいる。
○	2.1 mg/ℓ以上	4	藻が多くなるが、比較的澄んでいる。

過去5年の経年変化

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
調査地点数	37 地点	37 地点	37 地点	37 地点	37 地点
BOD75%値が 2.1 mg/ℓ以上の地点数	9 地点	0 地点	2 地点	2 地点	4 地点

生活環境の保全に係る環境基準

類型	利用目的 の適応性	基準値					市内河川 類型指定状況
		水素イオン 濃度	生物化学的 酸素要求量	浮遊 物質	溶存 酸素量	大腸菌数	
		pH	BOD	SS	DO		
AA 類型	水道 1 級 自然環境保 全及びA以 下	6. 5 以上 8. 5 以下	1 mg/L 以下	2 5mg/L 以下	7. 5 mg/L 以上	2 0 CFU/100mL 以下	雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び雨山川合流 点より下流の乙女川）
A 類型	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB 以下		2mg/L 以下			3 0 0 CFU/100mL 以下	矢作川下流（明治用水頭首工より下流）、巴川（全 域）、乙川（全域）、男川（全域）
B 類型	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下		3mg/L 以下		5mg/L 以上	1, 0 0 0 CFU/100mL 以下	—
C 類型	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下		5mg/L 以下	5 0mg/L 以下		—	鹿乗川（全域）
D 類型	工業用水 2 級 農業用水 及びE 以下	6. 0 以上 8. 5 以下	8mg/L 以下	1 0 0mg/L 以下	—		
E 類型	工業用水 3 級 環境保全		1 0mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	—		

水生生物の保全に係る環境基準・生活環境の保全に係る要監視項目

類型	（環境基準）基準値			（要監視項目）指針値						市内河川 類型指定状況
	全亜鉛	ニルフェノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその 塩(LAS)	クロホルム	フェノール	ホルム アルデヒド*	4-tert- オクチル フェノール	アニリン	2,4- ジクロ フェノール	
生物A 類型	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	乙川（乙川天神橋より 上流）
生物特A 類型		0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下		0.003 mg/L 以下	—
生物B 類型		0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	3mg/L 以下	0.08 mg/L 以下		0.004 mg/L 以下		0.03 mg/L 以下	矢作川下流（明治用水 頭首工より下流）、巴 川（全域）、乙川（乙 川天神橋より下流）、 男川（全域）雨山川及 び乙女川下流（雨山川 全域及び雨山川合流点 より下流の乙女川）、 鹿乗川（全域）
生物特B 類型			0.04 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下		0.003 mg/L 以下		0.02 mg/L 以下	—

（水生生物の生息状況の適応性）

生物A…イナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特A…生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

生物B…コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域

生物特B…生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

※人の健康の保護に関する環境基準の基準値及び要監視項目（26項目）の指針値は掲載省略

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		1 巴川・細川頭首工[A-生B]				2 乙川上流・岡崎市上水道取入口[A-生B]				3 乙川下流・占部取水取入口[A-生B]				4 男川・学校橋[A-生B]			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	33.4	4.8	19.6	-/12	36.6	8.2	22.0	-/12	35.9	7.6	21.1	-/12	33.5	2.0	18.2	-/12
水温	℃	27.5	4.5	16.6	-/12	30.2	6.3	18.1	-/12	33.0	5.5	19.4	-/12	27.4	3.1	15.7	-/12
基準項目(生活環境)																	
水素イオン濃度(pH)		7.5	7.1	7.4	0/12	7.5	7.1	7.3	0/12	8.9	7.2	7.9	3/12	7.8	7.1	7.4	0/12
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	0.6	<0.5	0.5(<0.5)	0/12	0.8	<0.5	0.5(0.5)	0/12	2.1	<0.5	0.9(1.0)	1/12	0.5	<0.5	0.5(<0.5)	0/12
浮遊物質(SS)	mg/l	9	<1	2	0/12	3	<1	2	0/12	6	<1	3	0/12	2	<1	1	0/12
溶存酸素量(DO)	mg/l	12	7.5	9.2	0/12	11	7.5	9.0	0/12	11	7.5	8.9	0/12	12	7.5	9.5	0/12
大腸菌数	CFU/100ml	640	12	120(240)	1/12	220	5	88(190)	0/12	1700	9	310(410)	4/12	380	52	160(300)	1/12
基準項目(水生生物)																	
全亜鉛	mg/l	0.011	<0.001	0.002	0/12	0.004	0.001	0.002	0/12	0.006	0.001	0.003	0/12	0.002	<0.001	0.001	0/12
ノニルフェノール	mg/l	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/6	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/6
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/l	0.0021	<0.0006	0.0008	0/12	0.0022	<0.0006	0.0012	0/12	0.0065	<0.0006	0.0019	0/12	0.0007	<0.0006	0.0006	0/12
基準項目(健康)																	
カドミウム	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
全シアン	mg/l	N. D.	N. D.	N. D.	0/4	N. D.	N. D.	N. D.	0/4	N. D.	N. D.	N. D.	0/4	N. D.	N. D.	N. D.	0/4
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
六価クロム	mg/l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/4
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4	<0.005	<0.005	<0.005	0/4
総水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
PCB	mg/l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/4
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4	<0.01	<0.01	<0.01	0/4
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4	<0.004	<0.004	<0.004	0/4
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4	<0.1	<0.1	<0.1	0/4
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/4
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/4
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4	<0.001	<0.001	<0.001	0/4
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	<0.002	<0.002	<0.002	0/4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	0.34	0.24	0.30	0/6	0.77	0.39	0.63	0/6	0.78	0.14	0.58	0/6	0.61	0.33	0.44	0/6
ふっ素	mg/l	0.10	<0.08	0.08	0/6	0.27	<0.08	0.12	0/6	0.10	<0.08	0.08	0/6	0.09	<0.08	0.08	0/6
ほう素	mg/l	0.03	<0.02	0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4	0.02	<0.02	0.02	0/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/4
1, 4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目(健康)																	
クロロホルム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	mg/l	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	-	-	-	-
イソキサチオン	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	-	-	-	-
ダイアジノン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	-	-	-	-
フェニトロチオン(MEP)	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	-	-	-	-
イソプロチオラン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	-	-	-	-
オキシ銅(有機銅)	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	-	-	-	-
クロロタロニル(TPN)	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	-	-	-	-
プロピザミド	mg/l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。73

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		1 巴川・細川頭首工[A-生B]				2 乙川上流・岡崎市上水道取入口[A-生B]				3 乙川下流・占用水取入口[A-生B]				4 男川・学校橋[A-生B]			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
EPN	mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	-	-	-	-
フェノバルブ (BPMC)	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg / l	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	<0.0008	<0.0008	<0.0008	0/1	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg / l	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-/1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-/1	<0.0001	<0.0001	<0.0001	-/1	-	-	-	-
トルエン	mg / l	<0.06	<0.06	<0.06	0/1	<0.06	<0.06	<0.06	0/1	<0.06	<0.06	<0.06	0/1	-	-	-	-
キシレン	mg / l	<0.04	<0.04	<0.04	0/1	<0.04	<0.04	<0.04	0/1	<0.04	<0.04	<0.04	0/1	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	<0.006	<0.006	<0.006	0/1	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	0.001	0.001	0.001	-/1	<0.001	<0.001	<0.001	-/1	<0.001	<0.001	<0.001	-/1	<0.001	<0.001	<0.001	-/1
モリブデン	mg / l	<0.007	<0.007	<0.007	0/1	<0.007	<0.007	<0.007	0/1	<0.007	<0.007	<0.007	0/1	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	-	-	-	-
マンガン	mg / l	0.02	0.02	0.02	0/1	0.07	0.07	0.07	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1	0.02	0.02	0.02	0/1
ウラン	mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg / l	0.000004	0.000004	0.000004	0/1	0.000004	0.000004	0.000004	0/1	0.000007	0.000007	0.000007	0/1	0.000004	0.000004	0.000004	0/1
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg / l	<0.000002	<0.000002	<0.000002	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	<0.000002	<0.000002	<0.000002	-/1
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg / l	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-/1	0.000001	0.000001	0.000001	-/1	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-/1	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-/1
ペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg / l	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	0.000005	0.000005	0.000005	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1
ペルフルオロオクタナ酸(PFOA直鎖体)	mg / l	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1	0.000005	0.000005	0.000005	-/1	0.000002	0.000002	0.000002	-/1
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	<0.003	<0.003	<0.003	0/1	-	-	-	-
4-メオクチルフェノール	mg / l	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	<0.00004	<0.00004	<0.00004	0/1	-	-	-	-
アニリン	mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量(COD)	mg / l	4.4	1.8	2.6	-/12	3.0	1.8	2.5	-/12	4.4	2.5	3.1	-/12	2.3	1.5	2.0	-/12
n-ヘキササン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	<0.5	<0.5	-/2
全窒素	mg / l	0.52	0.28	0.39	-/6	1.0	0.50	0.78	-/6	1.1	0.26	0.76	-/6	0.66	0.42	0.55	-/6
全燐	mg / l	0.015	0.007	0.009	-/6	0.044	0.026	0.033	-/6	0.041	0.017	0.027	-/6	0.024	0.011	0.018	-/6
フェノール類	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
銅	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
溶解性鉄	mg / l	0.05	0.04	0.05	-/2	0.09	0.02	0.06	-/2	0.13	0.02	0.08	-/2	0.04	0.01	0.03	-/2
溶解性マンガ	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	0.05	0.01	0.03	-/2	0.01	<0.01	0.01	-/2	0.01	<0.01	0.01	-/2
総クロム	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	<0.01	<0.01	<0.01	-/2
電気伝導率	ms / m	7.3	5.3	6.3	-/12	11	7.0	9.7	-/12	14	7.0	11	-/12	9.4	5.3	7.8	-/12
陰イオン界面活性剤	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/4	0.01	<0.01	0.01	-/4	0.02	<0.01	0.01	-/4	<0.01	<0.01	<0.01	-/4
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg / l	0.01	<0.01	0.01	-/4	0.03	0.01	0.02	-/4	0.05	0.01	0.03	-/4	0.02	<0.01	0.01	-/4
亜硝酸性窒素	mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	-/6	0.01	<0.01	0.01	-/6	0.01	<0.01	0.01	-/6	<0.01	<0.01	<0.01	-/6
硝酸性窒素	mg / l	0.33	0.23	0.29	-/6	0.76	0.38	0.62	-/6	0.77	0.13	0.57	-/6	0.60	0.32	0.43	-/6
硫酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	4	2	3	-/6	8	4	6	-/6	10	4	7	-/6	5	3	4	-/6
臭化物イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg / l	0.007	0.005	0.006	-/4	0.014	0.006	0.009	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	0.063	0.028	0.044	-/4	0.045	0.023	0.034	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	-/4	0.003	<0.001	0.002	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	-/4	<0.001	<0.001	<0.001	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	0.070	0.035	0.051	-/4	0.055	0.031	0.046	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。74

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号		5				6				7				8											
河川・地点名		男川・南部簡易水道浄水場取入口[A-生B]				雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋[AA-生B]				雨山川及び乙女川下流・万足上橋[AA-生B]				乙川上流・乙川天神橋[A-生A]											
項目		最大値		最小値		平均値		M / N		最大値		最小値		平均値		M / N		最大値		最小値		平均値		M / N	
単位		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃		℃	
気温		33.0		1.4		17.7		-1/12		30.5		0.0		15.4		-1/12		31.8		0.0		16.2		-1/12	
水温		26.8		2.2		14.9		-1/12		24.3		2.5		13.8		-1/12		25.8		1.2		14.0		-1/12	
基準項目（生活環境）																									
水素イオン濃度（pH）		7.5		7.1		7.3		0/12		7.4		7.1		7.2		0/12		7.6		7.2		7.3		0/12	
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg / l		<0.5		<0.5		<0.5(<0.5)		0/12		<0.5		<0.5		<0.5(<0.5)		0/12		<0.5		<0.5		<0.5(<0.5)	
浮遊物質（SS）		mg / l		1		<1		1		0/12		2		<1		1		0/12		1		<1		1	
溶存酸素量（DO）		mg / l		12		7.5		9.5		0/12		12		7.5		9.6		0/12		12		7.6		9.5	
大腸菌数		CFU/100ml		210		98		130(210)		0/4		320		6		140(320)		11/12		200		9		100(200)	
基準項目（水生生物）																									
全亜鉛		mg / l		-		-		-		-		0.001		<0.001		0.001		0/12		-		-		-	
ノニルフェノール		mg / l		-		-		-		-		<0.00006		<0.00006		<0.00006		0/6		-		-		-	
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		mg / l		-		-		-		-		0.0048		<0.0006		0.0010		0/12		-		-		-	
基準項目（健康）																									
カドミウム		mg / l		<0.0005		<0.0005		<0.0005		0/2		<0.0005		<0.0005		<0.0005		0/4		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
全シアン		mg / l		N. D.		N. D.		N. D.		0/2		N. D.		N. D.		N. D.		0/4		N. D.		N. D.		N. D.	
鉛		mg / l		<0.005		<0.005		<0.005		0/2		<0.005		<0.005		<0.005		0/4		<0.005		<0.005		<0.005	
六価クロム		mg / l		* <0.01		* <0.01		* <0.01		0/2		* <0.01		* <0.01		* <0.01		0/4		* <0.01		* <0.01		* <0.01	
砒素		mg / l		<0.005		<0.005		<0.005		0/2		<0.005		<0.005		<0.005		0/4		<0.005		<0.005		<0.005	
総水銀		mg / l		-		-		-		-		<0.0005		<0.0005		<0.0005		0/4		-		-		-	
PCB		mg / l		-		-		-		-		N. D.		N. D.		N. D.		0/1		-		-		-	
ジクロロメタン		mg / l		<0.002		<0.002		<0.002		0/2		<0.002		<0.002		<0.002		0/4		<0.002		<0.002		<0.002	
四塩化炭素		mg / l		<0.0002		<0.0002		<0.0002		0/2		<0.0002		<0.0002		<0.0002		0/4		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
1, 2-ジクロロエタン		mg / l		<0.0004		<0.0004		<0.0004		0/2		<0.0004		<0.0004		<0.0004		0/4		<0.0004		<0.0004		<0.0004	
1, 1-ジクロロエチレン		mg / l		<0.01		<0.01		<0.01		0/2		<0.01		<0.01		<0.01		0/4		<0.01		<0.01		<0.01	
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		<0.004		<0.004		<0.004		0/2		<0.004		<0.004		<0.004		0/4		<0.004		<0.004		<0.004	
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg / l		<0.1		<0.1		<0.1		0/2		<0.1		<0.1		<0.1		0/4		<0.1		<0.1		<0.1	
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg / l		<0.0006		<0.0006		<0.0006		0/2		<0.0006		<0.0006		<0.0006		0/4		<0.0006		<0.0006		<0.0006	
トリクロロエチレン		mg / l		<0.001		<0.001		<0.001		0/2		<0.001		<0.001		<0.001		0/4		<0.001		<0.001		<0.001	
テトラクロロエチレン		mg / l		<0.0005		<0.0005		<0.0005		0/2		<0.0005		<0.0005		<0.0005		0/4		<0.0005		<0.0005		<0.0005	
1, 3-ジクロロプロペン		mg / l		<0.0002		<0.0002		<0.0002		0/2		<0.0002		<0.0002		<0.0002		0/4		<0.0002		<0.0002		<0.0002	
チウラム		mg / l		<0.0006		<0.0006		<0.0006		0/2		<0.0006		<0.0006		<0.0006		0/4		<0.0006		<0.0006		<0.0006	
シマジン		mg / l		<0.0003		<0.0003		<0.0003		0/2		<0.0003		<0.0003		<0.0003		0/4		<0.0003		<0.0003		<0.0003	
チオベンカルブ		mg / l		<0.002		<0.002		<0.002		0/2		<0.002		<0.002		<0.002		0/4		<0.002		<0.002		<0.002	
ベンゼン		mg / l		<0.001		<0.001		<0.001		0/2		<0.001		<0.001		<0.001		0/4		<0.001		<0.001		<0.001	
セレン		mg / l		<0.002		<0.002		<0.002		0/2		<0.002		<0.002		<0.002		0/4		<0.002		<0.002		<0.002	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg / l		-		-		-		-		0.46		0.27		0.38		0/6		-		-		-	
ふっ素		mg / l		-		-		-		-		0.09		<0.08		0.08		0/6		-		-		-	
ほう素		mg / l		-		-		-		-		0.02		<0.02		0.02		0/4		-		-		-	
1, 4-ジオキサン		mg / l		<0.005		<0.005		<0.005		0/1		<0.005		<0.005		<0.005		0/1		<0.005		<0.005		<0.005	
要監視項目（健康）																									
クロロホルム		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
1, 2-ジクロロプロパン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
p-ジクロロベンゼン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
イソキサチオン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
ダイアジノン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
フェニトロチオン（MEP）		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
イソプロチオラン		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
オキシ銅（有機銅）		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
クロロタロニル（TPN）		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	
プロピザミド		mg / l		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-		-	

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号		5				6				7				8			
河川・地点名		男川・南部簡易水道浄水場取入口[A-生B]				雨山川及び乙女川下流・ツノジ橋[AA-生B]				雨山川及び乙女川下流・万足上橋[AA-生B]				乙川上流・乙川天神橋[A-生A]			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
EPN	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg/l	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エビクロロヒドリン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	mg/l	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ウラン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg/l	-	-	-	-	<0.000004	<0.000004	<0.000004	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg/l	-	-	-	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg/l	-	-	-	-	<0.000001	<0.000001	<0.000001	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	mg/l	-	-	-	-	<0.000002	<0.000002	<0.000002	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	mg/l	-	-	-	-	0.000001	0.000001	0.000001	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-ブチルフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	2.1	1.3	1.6	-/12	2.5	1.2	1.8	-/12	1.9	1.2	1.6	-/12	2.4	1.2	1.8	-/12
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	<0.5	<0.5	<0.5	-/2	-	-	-	-
全窒素	mg/l	0.69	0.37	0.48	-/4	0.59	0.28	0.46	-/6	0.50	0.29	0.38	-/4	-	-	-	-
全燐	mg/l	0.008	0.005	0.007	-/4	0.007	<0.003	0.004	-/6	0.004	<0.003	0.003	-/4	-	-	-	-
フェノール類	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	mg/l	-	-	-	-	0.08	0.02	0.05	-/2	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/2	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	ms/m	7.1	4.7	6.3	-/12	10	5.3	7.6	-/12	7.8	4.8	6.7	-/12	5.2	4.1	4.9	-/12
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/4	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	-/6	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	0.45	0.26	0.37	-/6	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg/l	4	3	3	-/6	4	3	4	-/6	4	3	3	-/6	-	-	-	-
臭化物イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和Mが検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。76

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		9 矢作川下流・葵大橋[A-生B]				10 矢作川下流・美矢井橋[A-生B]				11 郡界川・郡界橋				12 霞川・坂下橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	31.0	5.0	16.0	-/8	36.0	7.0	18.3	-/8	32.0	6.0	18.6	-/4	31.0	6.0	18.3	-/4
水温	℃	27.0	5.0	15.6	-/8	30.0	5.0	16.5	-/8	26.0	5.5	14.8	-/4	28.0	6.5	15.8	-/4
基準項目(生活環境)																	
水素イオン濃度(pH)		8.0	7.4	7.7	0/8	7.7	7.3	7.5	0/8	7.7	7.6	7.7	-/4	7.8	7.6	7.7	-/4
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	0.9	<0.5	0.6(0.6)	0/8	1.0	<0.5	0.7(0.8)	0/8	0.6	<0.5	0.5(0.5)	-/4	0.9	<0.5	0.6(0.5)	-/4
浮遊物質(SS)	mg/l	7	<1	2	0/8	9	1	4	0/8	9	1	4	-/4	2	1	2	-/4
溶存酸素量(DO)	mg/l	12	8.2	10	0/8	11	7.6	9.4	0/8	10	7.7	9.2	-/4	10	7.6	9.1	-/4
大腸菌数	CFU/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(水生生物)																	
全亜鉛	mg/l	0.001	<0.001	0.001	0/4	0.005	<0.001	0.002	0/4	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(健康)																	
カドミウム	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン	mg/l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/2	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/2	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目(健康)																	
クロロホルム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン(MEP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅(有機銅)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル(TPN)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。77

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		9 矢作川下流・葵大橋[A-生B]				10 矢作川下流・美矢井橋[A-生B]				11 郡界川・郡界橋				12 霞川・坂下橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウラン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量 (COD)	m g / l	3.2	1.8	2.3	-/8	4.2	1.8	2.8	-/8	5.1	2.4	3.5	-/4	5.8	2.9	3.9	-/4
n-ヘキサン抽出物質	m g / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	m g / l	0.49	0.39	0.45	-/4	0.58	0.42	0.50	-/4	0.84	0.53	0.69	-/2	0.61	0.29	0.45	-/2
全燐	m g / l	0.019	0.009	0.014	-/4	0.15	0.010	0.049	-/4	0.042	0.022	0.032	-/2	0.058	0.023	0.041	-/2
フェノール類	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	m s / m	8.1	6.1	6.9	-/8	8.8	7.0	7.8	-/8	11	10	11	-/4	14	12	13	-/4
陰イオン界面活性剤	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	m g / l	4	3	3	-/4	5	3	4	-/4	7	5	6	-/2	11	6	9	-/2
臭化物イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和Mが検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。78

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		13 北斗川・北斗橋				14 於御所川・西蔵前町矢作川合流点				15 乙川上流・梁野橋[A-生B]				16 早川・八帖町乙川合流点			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	32.0	6.0	18.3	-/4	31.0	6.0	18.5	-/4	28.0	7.0	17.6	-/4	31.0	5.0	18.0	-/4
水温	℃	26.0	7.0	15.5	-/4	28.0	11.0	18.5	-/4	26.0	5.0	14.1	-/4	31.0	10.0	20.0	-/4
基準項目(生活環境)																	
水素イオン濃度(pH)		7.3	7.0	7.2	-/4	8.1	7.7	7.9	-/4	7.7	7.5	7.6	0/4	8.2	7.2	7.5	-/4
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	5.3	0.8	2.2(1.5)	-/4	10	0.6	3.4(10)	-/4	0.7	<0.5	0.6(0.5)	0/4	2.3	1.3	1.8(2.1)	-/4
浮遊物質(SS)	mg/l	22	2	8	-/4	9	<1	4	-/4	2	<1	1	0/4	8	3	5	-/4
溶存酸素量(DO)	mg/l	8.2	6.5	7.1	-/4	9.2	7.7	8.5	-/4	11	8.5	9.7	0/4	9.8	6.8	8.2	-/4
大腸菌数	CFU/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(水生生物)																	
全亜鉛	mg/l	0.016	0.007	0.012	-/4	0.057	0.008	0.030	-/4	0.002	<0.001	0.001	0/4	0.042	0.003	0.027	-/4
ノニルフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(健康)																	
カドミウム	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン	mg/l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	0.028	<0.005	0.011	0/4
要監視項目(健康)																	
クロロホルム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン(MEP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅(有機銅)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル(TPN)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。79

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		13 北斗川・北斗橋				14 於御所川・西蔵前町矢作川合流点				15 乙川上流・梁野橋[A-生B]				16 早川・八帖町乙川合流点			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバルブ (BPMC)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004	<0.002	0.003	0/4
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	mg / l	0.32	0.21	0.26	4/4	<0.02	<0.02	<0.02	0/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ウラン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tertオクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量 (COD)	mg / l	8.5	3.7	5.2	-/4	16	4.2	9.0	-/4	3.2	1.8	2.5	-/4	4.8	3.0	3.9	-/4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	mg / l	4.1	2.5	3.3	-/2	26	1.7	14	-/2	0.51	0.34	0.41	-/4	1.5	0.96	1.2	-/2
全燐	mg / l	0.10	0.090	0.095	-/2	0.092	0.034	0.063	-/2	0.040	0.011	0.021	-/4	0.15	0.070	0.11	-/2
フェノール類	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	ms / m	22	19	21	-/4	93	14	50	-/4	8.1	7.5	7.7	-/4	19	10	15	-/4
陰イオン界面活性剤	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	16	11	14	-/2	87	11	49	-/2	6	5	6	-/2	12	8	10	-/2
臭化物イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和Mが検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。80

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		17 伊賀川・竹千代橋				18 真福寺川・御蔵橋				19 青木川・新青木橋				20 六斗目川・大平町乙川合流点				
項目		単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		℃	31.0	6.0	18.5	-/4	32.0	6.0	19.3	-/4	31.0	7.0	18.1	-/4	31.0	6.0	19.8	-/4
水温		℃	28.0	5.0	17.1	-/4	28.0	7.0	16.1	-/4	28.0	6.0	15.3	-/4	30.0	7.0	20.3	-/4
基準項目（生活環境）																		
水素イオン濃度（pH）			7.7	7.5	7.6	-/4	7.6	7.4	7.5	-/4	7.7	7.5	7.6	-/4	8.5	7.4	7.9	-/4
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg / l	1.4	<0.5	0.8(0.9)	-/4	0.9	<0.5	0.6(0.6)	-/4	0.8	<0.5	0.6(0.7)	-/4	1.1	0.7	1.0(1.0)	-/4
浮遊物質質量（SS）		mg / l	4	1	2	-/4	5	1	4	-/4	4	1	3	-/4	1	1	1	-/4
溶存酸素量（DO）		mg / l	9.1	7.2	8.2	-/4	10	7.4	8.9	-/4	10	7.9	9.2	-/4	11	10	11	-/4
大腸菌数		CFU/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（水生生物）																		
全亜鉛		mg / l	-	-	-	-	0.003	0.003	0.003	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフェノール		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（健康）																		
カドミウム		mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン		mg / l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム		mg / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素		mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン		mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン		mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン		mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン		mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン		mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム		mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン		mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン		mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）																		
クロロホルム		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェニトロチオン（MEP）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅（有機銅）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロタロニル（TPN）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。81

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		17 伊賀川・竹千代橋				18 真福寺川・御蔵橋				19 青木川・新青木橋				20 六斗目川・大平町乙川合流点			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウラン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量 (COD)	mg / l	4.4	3.1	3.8	-/4	4.9	2.8	3.7	-/4	5.2	2.7	3.9	-/4	4.4	2.9	3.5	-/4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	mg / l	1.6	1.4	1.5	-/2	0.95	0.81	0.88	-/2	1.6	0.91	1.3	-/2	3.6	3.0	3.3	-/2
全燐	mg / l	0.048	0.030	0.039	-/2	0.074	0.062	0.068	-/2	0.060	0.047	0.054	-/2	0.066	0.042	0.054	-/2
フェノール類	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	ms / m	23	18	21	-/4	18	13	16	-/4	15	11	14	-/4	23	20	21	-/4
陰イオン界面活性剤	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	12	11	12	-/2	14	6	10	-/2	11	6	9	-/2	12	12	12	-/2
臭化物イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和Mが検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。82

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		21 広田川・中島橋				22 山綱川・美合町乙川合流点				23 竜泉寺川・黒橋				24 大高味川・水戸野橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	32.0	9.0	21.9	-/4	32.0	6.0	19.8	-/4	32.0	6.0	19.0	-/4	28.0	7.0	15.5	-/4
水温	℃	31.0	4.5	19.6	-/4	29.0	6.0	18.5	-/4	30.0	6.0	18.5	-/4	24.0	4.5	13.1	-/4
基準項目(生活環境)																	
水素イオン濃度(pH)		7.1	6.9	7.0	-/4	7.5	7.3	7.4	-/4	7.5	7.3	7.4	-/4	7.6	7.3	7.5	-/4
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.7	0.7	1.0(0.8)	-/4	0.9	0.6	0.7(0.7)	-/4	0.8	0.5	0.6(0.6)	-/4	0.6	<0.5	0.5(<0.5)	-/4
浮遊物質(SS)	mg/l	7	1	4	-/4	10	1	4	-/4	1	<1	1	-/4	2	<1	2	-/4
溶存酸素量(DO)	mg/l	10	7.0	8.2	-/4	10	8.3	9.2	-/4	11	6.7	9.2	-/4	11	8.2	9.6	-/4
大腸菌数	CFU/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(水生生物)																	
全亜鉛	mg/l	0.007	0.007	0.007	-/1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ノニルフェノール	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目(健康)																	
カドミウム	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン	mg/l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム	mg/l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目(健康)																	
クロロホルム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン(MEP)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅(有機銅)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル(TPN)	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。83

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		21 広田川・中島橋				22 山綱川・美合町乙川合流点				23 竜泉寺川・黒橋				24 大高味川・水戸野橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エピクロロヒドリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	mg / l	0.19	0.16	0.18	0/4	-	-	-	-	0.16	0.16	0.16	0/1	-	-	-	-
ウラン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量(COD)	mg / l	4.4	3.5	4.0	-/4	4.0	2.8	3.2	-/4	3.0	2.3	2.5	-/4	3.8	1.8	2.7	-/4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	mg / l	1.2	1.1	1.2	-/2	1.7	1.2	1.5	-/2	1.7	1.3	1.5	-/2	0.28	0.25	0.27	-/2
全燐	mg / l	0.076	0.071	0.074	-/2	0.048	0.037	0.043	-/2	0.055	0.038	0.047	-/2	0.030	0.007	0.019	-/2
フェノール類	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	ms / m	22	13	17	-/4	15	12	14	-/4	14	13	14	-/4	6.8	6.7	6.7	-/4
陰イオン界面活性剤	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	12	8	10	-/2	9	8	9	-/2	8	8	8	-/2	5	4	5	-/2
臭化物イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総知ムが検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。84

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		25 鉢地川・第五鉢地川橋				26 夏山川・北岡橋				27 鳥川・山下橋				28 安藤川・次郎兵衛橋					
項目		単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		℃		28.0	6.0	15.3	-/4	28.0	8.0	18.4	-/4	28.0	8.0	18.3	-/4	32.0	10.0	21.9	-/4
水温		℃		26.0	6.5	14.9	-/4	26.0	7.5	15.4	-/4	24.0	8.5	15.0	-/4	30.0	5.5	18.9	-/4
基準項目（生活環境）																			
水素イオン濃度（pH）				7.8	7.5	7.6	-/4	7.2	7.1	7.2	-/4	7.4	7.2	7.4	-/4	7.9	7.2	7.4	-/4
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg / l		1.2	<0.5	0.8(0.9)	-/4	0.6	<0.5	0.6(0.6)	-/4	0.6	<0.5	0.5(<0.5)	-/4	2.6	1.0	1.9(2.5)	-/4
浮遊物質質量（SS）		mg / l		2	<1	1	-/4	2	<1	1	-/4	7	<1	3	-/4	27	7	14	-/4
溶存酸素量（DO）		mg / l		11	9.1	10	-/4	11	8.4	9.8	-/4	10	8.8	9.5	-/4	12	6.8	9.3	-/4
大腸菌数		CFU/100ml		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（水生生物）																			
全亜鉛		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.019	0.019	0.019	-/1
ノニルフェノール		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（健康）																			
カドミウム		mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン		mg / l		N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム		mg / l		*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素		mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン		mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン		mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン		mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン		mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン		mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム		mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン		mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン		mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）																			
クロロホルム		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン（MEP）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅（有機銅）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル（TPN）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。85

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		25 鉢地川・第五鉢地川橋				26 夏山川・北岡橋				27 鳥川・山下橋				28 安藤川・次郎兵衛橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
モリブデン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エビクロロヒドリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.17	0.06	0.13	0/4
ウラン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量(COD)	m g / l	3.0	2.0	2.6	-/4	2.5	1.6	2.2	-/4	3.5	1.3	2.2	-/4	9.7	5.0	7.1	-/4
n-ヘキサン抽出物質	m g / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	m g / l	1.2	0.59	0.90	-/2	0.45	0.35	0.40	-/2	1.0	0.91	0.96	-/2	1.4	0.96	1.2	-/2
全燐	m g / l	0.032	0.027	0.030	-/2	0.017	0.007	0.012	-/2	0.020	0.008	0.014	-/2	0.14	0.091	0.12	-/2
フェノール類	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	m s / m	16	13	14	-/4	6.5	5.8	6.1	-/4	10	7.5	9.1	-/4	39	8.9	21	-/4
陰イオン界面活性剤	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	m g / l	15	10	13	-/2	5	4	5	-/2	5	5	5	-/2	26	7	17	-/2
臭化物イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。86

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名			29 占部川・定国橋				30 砂川・下西野橋				31 鹿乗川・御用田橋[C-生B]				32 鹿乗川・東鹿乗川橋[C-生B]			
項目		単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		℃	32.0	10.5	22.4	-/4	32.0	7.5	21.9	-/4	34.0	3.5	18.7	-/12	36.0	8.0	19.3	-/12
水温		℃	28.0	5.5	18.9	-/4	30.0	4.0	19.4	-/4	28.0	7.0	17.8	-/12	30.0	6.0	18.5	-/12
基準項目（生活環境）																		
水素イオン濃度（pH）			7.2	6.9	7.1	-/4	7.2	7.1	7.2	-/4	7.2	6.8	7.0	0/12	7.5	7.2	7.3	0/12
生物学的酸素要求量（BOD）		mg / l	1.8	0.6	1.0(1.1)	-/4	2.8	0.9	1.8(2.5)	-/4	1.6	<0.5	1.0(1.3)	0/12	3.6	<0.5	1.6(1.7)	0/12
浮遊物質質量（SS）		mg / l	5	1	3	-/4	16	4	9	-/4	9	2	5	0/12	12	2	5	0/12
溶存酸素量（DO）		mg / l	11	7.2	8.5	-/4	8.8	6.9	7.8	-/4	10	6.9	8.6	0/12	10	7.3	9.0	0/12
大腸菌数		CFU/100ml	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（水生生物）																		
全亜鉛		mg / l	0.002	0.002	0.002	-/1	-	-	-	-	0.074	0.004	0.039	4/6	0.004	0.004	0.004	0/1
ノニルフェノール		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（健康）																		
カドミウム		mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
全シアン		mg / l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
六価クロム		mg / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/2	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/2
砒素		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	<0.005	<0.005	<0.005	0/2
総水銀		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
四塩化炭素		mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
1, 2-ジクロロエタン		mg / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2
1, 1-ジクロロエチレン		mg / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	<0.01	<0.01	<0.01	0/2
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	<0.004	<0.004	<0.004	0/2
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/2	<0.1	<0.1	<0.1	0/2
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2
トリクロロエチレン		mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン		mg / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2
1, 3-ジクロロプロペン		mg / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2
チウラム		mg / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン		mg / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン		mg / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	<0.001	<0.001	<0.001	0/2
セレン		mg / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	<0.002	<0.002	<0.002	0/2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン		mg / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）																		
クロロホルム		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン（MEP）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅（有機銅）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル（TPN）		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド		mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。87

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		29 占部川・定国橋				30 砂川・下西野橋				31 鹿乗川・御用田橋[C-生B]				32 鹿乗川・東鹿乗川橋[C-生B]			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
E P N	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバカルブ (BPMC)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	0.16	0.006	0.083	-/6	0.003	0.003	0.003	-/1
モリブデン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0003	<0.0002	0.0003	0/2
エピクロロヒドリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	m g / l	0.04	0.04	0.04	0/1	0.26	0.17	0.21	2/4	-	-	-	-	<0.02	<0.02	<0.02	0/1
ウラン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量(COD)	m g / l	3.7	2.7	3.1	-/4	6.1	4.8	5.5	-/4	5.8	2.6	4.3	-/12	6.5	3.2	4.6	-/12
n-ヘキサン抽出物質	m g / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	m g / l	0.76	0.72	0.74	-/2	1.4	1.0	1.2	-/2	3.3	1.3	2.0	-/4	1.4	1.0	1.2	-/4
全燐	m g / l	0.055	0.040	0.048	-/2	0.068	0.044	0.056	-/2	0.091	0.033	0.064	-/4	0.16	0.11	0.14	-/4
フェノール類	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	m s / m	10	8.0	9.3	-/4	26	13	19	-/4	39	10	24	-/12	26	7.9	14	-/12
陰イオン界面活性剤	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	m g / l	4	4	4	-/2	16	7	12	-/2	36	6	22	-/6	26	4	11	-/6
臭化物イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	m g / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。88

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		33 更沙川・栄町乙川合流点				34 前川・柴原橋				35 青木川・川向橋				36 神田支川・木橋					
項目		単位		最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温		℃		31.0	6.0	18.8	-/4	28.0	8.0	18.9	-/4	28.0	6.5	17.8	-/4	32.0	4.5	20.0	-/4
水温		℃		29.0	6.0	17.9	-/4	26.0	6.0	15.0	-/4	26.0	6.0	14.9	-/4	29.0	11.0	20.4	-/4
基準項目（生活環境）																			
水素イオン濃度（pH）				8.6	7.5	8.0	-/4	7.4	7.3	7.3	-/4	7.6	7.4	7.5	-/4	7.2	7.0	7.1	-/4
生物化学的酸素要求量（BOD）		mg / l		1.4	0.8	1.1(1.1)	-/4	0.7	<0.5	0.6(<0.5)	-/4	0.8	<0.5	0.6(0.7)	-/4	2.1	0.5	1.3(1.9)	-/4
浮遊物質質量（SS）		mg / l		2	<1	2	-/4	1	<1	1	-/4	1	<1	1	-/4	18	1	7	-/4
溶存酸素量（DO）		mg / l		10	8.4	9.2	-/4	10	8.0	9.3	-/4	10	8.2	9.4	-/4	10	8.4	9.2	-/4
大腸菌数		CFU/100ml		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（水生生物）																			
全亜鉛		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.043	0.009	0.026	-/4
ノニルフェノール		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準項目（健康）																			
カドミウム		mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
全シアン		mg / l		N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1	N. D.	N. D.	N. D.	0/1
鉛		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
六価クロム		mg / l		*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1
砒素		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
総水銀		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PCB		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
四塩化炭素		mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
1, 2-ジクロロエタン		mg / l		<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1
1, 1-ジクロロエチレン		mg / l		<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1	<0.01	<0.01	<0.01	0/1
シス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1	<0.004	<0.004	<0.004	0/1
1, 1, 1-トリクロロエタン		mg / l		<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1	<0.1	<0.1	<0.1	0/1
1, 1, 2-トリクロロエタン		mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
トリクロロエチレン		mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
テトラクロロエチレン		mg / l		<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1
1, 3-ジクロロプロペン		mg / l		<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1
チウラム		mg / l		<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1
シマジン		mg / l		<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1
チオベンカルブ		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
ベンゼン		mg / l		<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1	<0.001	<0.001	<0.001	0/1
セレン		mg / l		<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1	<0.002	<0.002	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ふっ素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ほう素		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 4-ジオキサン		mg / l		<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1	<0.005	<0.005	<0.005	0/1
要監視項目（健康）																			
クロロホルム		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トランス-1, 2-ジクロロエチレン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1, 2-ジクロロプロパン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
p-ジクロロベンゼン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソキサチオン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイアジノン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェントロチオン（MEP）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イソプロチオラン		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
オキシ銅（有機銅）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロタロニル（TPN）		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プロピザミド		mg / l		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。89

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号		33				34				35				36			
河川・地点名		更沙川・栄町乙川合流点				前川・柴原橋				青木川・川向橋				神田支川・木橋			
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
EPN	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロボス (DDVP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フェノバルブ (BPMC)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
イプロベンホス (IBP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロニトロフェン (CNP)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トルエン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キシレン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フタル酸ジエチルヘキシル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.13	0.017	0.062	-/4
モリブデン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アンチモン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エビクロロヒドリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マンガン	mg / l	-	-	-	-	0.06	<0.02	0.03	0/4	0.06	0.06	0.06	0/1	-	-	-	-
ウラン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
PFOS及びPFOA	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOA直鎖体)	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
要監視項目(水生生物)																	
フェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ホルムアルデヒド	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-tert-オクチルフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アニリン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2, 4-ジクロロフェノール	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(排水)																	
化学的酸素要求量 (COD)	mg / l	4.3	3.5	4.0	-/4	3.1	1.7	2.4	-/4	3.1	1.7	2.5	-/4	5.9	3.0	4.4	-/4
n-ヘキサン抽出物質	mg / l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1	<0.5	<0.5	<0.5	-/1
全窒素	mg / l	1.4	1.2	1.3	-/2	0.36	0.33	0.35	-/2	0.51	0.45	0.48	-/2	3.1	2.4	2.8	-/2
全燐	mg / l	0.069	0.040	0.055	-/2	0.020	0.003	0.012	-/2	0.047	0.032	0.040	-/2	0.10	0.098	0.099	-/2
フェノール類	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性鉄	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総クロム	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気伝導率	ms / m	21	13	18	-/4	9.9	8.1	8.8	-/4	13	8.9	11	-/4	36	16	25	-/4
陰イオン界面活性剤	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硝酸性窒素	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硫酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg / l	15	12	14	-/2	6	5	6	-/2	9	6	8	-/2	19	18	19	-/2
臭化物イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
磷酸イオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ナトリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
マグネシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カリウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カルシウムイオン	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他項目(トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロロホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ジブロモクロロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ブロモホルム生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
トリハロメタン生成能	mg / l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。90

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		3/ 前田川・青木川合流点手前															
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
気温	℃	32.0	6.0	18.5	-/4												
水温	℃	28.0	8.0	16.8	-/4												
基準項目（生活環境）																	
水素イオン濃度（pH）		7.5	7.1	7.4	-/4												
生物化学的酸素要求量（BOD）	m g / l	2.7	0.7	1.4(1.3)	-/4												
浮遊物質（SS）	m g / l	2	1	2	-/4												
溶存酸素量（DO）	m g / l	8.6	7.2	8.1	-/4												
大腸菌数	CFU/100ml	-	-	-	-												
基準項目（水生生物）																	
全亜鉛	m g / l	-	-	-	-												
ノニルフェノール	m g / l	-	-	-	-												
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	m g / l	-	-	-	-												
基準項目（健康）																	
カドミウム	m g / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1												
全シアン	m g / l	N. D.	N. D.	N. D.	0/1												
鉛	m g / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1												
六価クロム	m g / l	*<0.01	*<0.01	*<0.01	0/1												
砒素	m g / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1												
総水銀	m g / l	-	-	-	-												
P C B	m g / l	-	-	-	-												
ジクロロメタン	m g / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1												
四塩化炭素	m g / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1												
1, 2-ジクロロエタン	m g / l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/1												
1, 1-ジクロロエチレン	m g / l	<0.01	<0.01	<0.01	0/1												
シス-1, 2-ジクロロエチレン	m g / l	<0.004	<0.004	<0.004	0/1												
1, 1, 1-トリクロロエタン	m g / l	<0.1	<0.1	<0.1	0/1												
1, 1, 2-トリクロロエタン	m g / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1												
トリクロロエチレン	m g / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1												
テトラクロロエチレン	m g / l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/1												
1, 3-ジクロロプロペン	m g / l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/1												
チウラム	m g / l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/1												
シマジン	m g / l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/1												
チオベンカルブ	m g / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1												
ベンゼン	m g / l	<0.001	<0.001	<0.001	0/1												
セレン	m g / l	<0.002	<0.002	<0.002	0/1												
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	m g / l	-	-	-	-												
ふっ素	m g / l	-	-	-	-												
ほう素	m g / l	-	-	-	-												
1, 4-ジオキサン	m g / l	<0.005	<0.005	<0.005	0/1												
要監視項目（健康）																	
クロロホルム	m g / l	-	-	-	-												
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	m g / l	-	-	-	-												
1, 2-ジクロロプロパン	m g / l	-	-	-	-												
p-ジクロロベンゼン	m g / l	-	-	-	-												
イソキサチオン	m g / l	-	-	-	-												
ダイアジノン	m g / l	-	-	-	-												
フェニトロチオン（MEP）	m g / l	-	-	-	-												
イソプロチオラン	m g / l	-	-	-	-												
オキシン銅（有機銅）	m g / l	-	-	-	-												
クロロタロニル（TPN）	m g / l	-	-	-	-												
プロピザミド	m g / l	-	-	-	-												

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。91

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

④市内主要河川水質調査結果(令和7年度)

河川番号 河川・地点名		3/ 前田川・青木川合流点手前															
項目	単位	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N	最大値	最小値	平均値	M / N
EPN	mg/l	-	-	-	-												
ジクロロボス (DDVP)	mg/l	-	-	-	-												
フェノバルブ (BPMC)	mg/l	-	-	-	-												
イプロベンホス (IBP)	mg/l	-	-	-	-												
クロロニトロフェン (CNP)	mg/l	-	-	-	-												
トルエン	mg/l	-	-	-	-												
キシレン	mg/l	-	-	-	-												
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/l	-	-	-	-												
ニッケル	mg/l	-	-	-	-												
モリブデン	mg/l	-	-	-	-												
アンチモン	mg/l	-	-	-	-												
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	mg/l	0.0002	<0.0002	0.0002	0/4												
エピクロロヒドリン	mg/l	-	-	-	-												
マンガン	mg/l	0.20	0.10	0.14	0/4												
ウラン	mg/l	-	-	-	-												
PFOS及びPFOA	mg/l	-	-	-	-												
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)	mg/l	-	-	-	-												
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS直鎖体)	mg/l	-	-	-	-												
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA)	mg/l	-	-	-	-												
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA直鎖体)	mg/l	-	-	-	-												
要監視項目 (水生生物)																	
フェノール	mg/l	-	-	-	-												
ホルムアルデヒド	mg/l	-	-	-	-												
4-ヒオキシルフェノール	mg/l	-	-	-	-												
アニリン	mg/l	-	-	-	-												
2,4-ジクロロフェノール	mg/l	-	-	-	-												
その他項目 (排水)																	
化学的酸素要求量 (COD)	mg/l	7.1	3.6	4.9	-/4												
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	<0.5	<0.5	<0.5	-/1												
全窒素	mg/l	7.8	2.4	5.1	-/2												
全炭	mg/l	0.15	0.055	0.10	-/2												
フェノール類	mg/l	-	-	-	-												
銅	mg/l	-	-	-	-												
溶解性鉄	mg/l	-	-	-	-												
溶解性マンガン	mg/l	-	-	-	-												
総クロム	mg/l	-	-	-	-												
電気伝導率	ms/m	27	22	24	-/4												
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	-	-												
その他項目 (イオン類)																	
アンモニア性窒素	mg/l	-	-	-	-												
亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-												
硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-												
硫酸イオン	mg/l	-	-	-	-												
塩化物イオン	mg/l	22	14	18	-/2												
臭化物イオン	mg/l	-	-	-	-												
磷酸イオン	mg/l	-	-	-	-												
ナトリウムイオン	mg/l	-	-	-	-												
マグネシウムイオン	mg/l	-	-	-	-												
カリウムイオン	mg/l	-	-	-	-												
カルシウムイオン	mg/l	-	-	-	-												
その他項目 (トリハロメタン生成能)																	
ブロモジクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-												
クロロホルム生成能	mg/l	-	-	-	-												
ジブロモクロロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-												
ブロモホルム生成能	mg/l	-	-	-	-												
トリハロメタン生成能	mg/l	-	-	-	-												

BODの平均値欄の()は75%値を、大腸菌数の平均値欄の()は90%値を示す。

*は総和が検出されなかったことを示す。

地点名の後ろの[]は水域類型を示す。

[]の前半は生活環境の保全(BOD等)に係る環境基準の類型を、後半は水生生物の保全に係る環境基準の類型を示す。92

M/Nは基準値(又は指針値)に適合しなかった割合(日数)を示す。

⑤ 主要河川調査地点の変遷

【R3 年度：R2 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（41 地点→37 地点） ◇ 調査地点の廃止（4 地点） 郡界川：天王橋 乙川：吹矢橋 伊賀川：稲熊橋 竜泉寺川：河原橋 【H30 年度：H29 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（2 地点） 郡界川：長沢橋→天王橋 鉢地川：落合橋→第五鉢地川橋 【H28 年度：H27 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（37 地点→41 地点） ◇ 調査地点の追加（5 地点） 神田支川：木橋 前田川：青木川合流点手前 更沙川：栄町乙川合流点 青木川※₂：川向橋 前川：柴原橋 ◇ 調査地点の廃止（1 地点） 井野木川：小美町乙川合流点 【H27 年度：H26 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（39 地点→37 地点） ◇ 調査地点の廃止（2 地点） 富尾川：桜形町乙川合流点 丸山川：丸山町乙川合流点 【H26 年度：H25・24 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（41 地点→39 地点） ◇ 調査地点の廃止（2 地点） 青木川※₂：川向橋 前川：柴原橋 【H24 年度：H23 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（57 地点→41 地点） ◇ 調査地点の廃止（20 地点） 乙川：神明橋 乙川：須淵橋 乙川：大平橋 乙川：御用橋 大法川：大滝橋 古部川：出会橋 男川：檜山大橋 立川：立川橋 鉢地川：棚田橋 山綱川：舞木橋 山綱川：蛭橋 六斗目川：六合橋 更沙川：栄町乙川合流点 矢作川：天神橋 矢作川：日名橋 小丸川：見返橋 大井野川：米河内町青木川合流点 青木川※₁：日影橋 青木川※₁：記念橋 青木川：舘播橋 ◇ 調査地点の追加（4 地点） 広田川：中島橋 富尾川：桜形町乙川合流点 丸山川：丸山町乙川合流点 井野木川：小美町乙川合流点 【H23 年度：H22・21 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（55 地点→57 地点） ◇ 調査地点の追加 夏山川：北岡橋 鳥川：山下橋 【H21 年度：H20 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（54 地点→55 地点） ◇ 調査地点の追加（1 地点） 乙川：乙川天神橋 (H21.3 の生物類型指定対応のため)	【H20 年度：H19・18 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（55 地点→54 地点） ◇ 調査地点の変更（2 地点） 乙川：丸嶋橋→神明橋 鉢地川：三本松橋→棚田橋 ◇ 調査地点の廃止（1 地点） 六斗目川：中間点 【H17 年度：H16・15 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（47 地点→49 地点） ◇ 調査地点の追加（3 地点） 雨山川及び乙女川下流：ツノジ橋 雨山川及び乙女川下流：万足上橋 男川：南部簡易水道浄水場取入口 ◇ 調査地点の廃止（1 地点） 男川：桜井寺橋 【H15 年度：H14・13・12・11 年度からの変更点】 ◇ 調査地点の変更（25 地点） 乙川：須淵町地内→須打淵橋 乙川：男川浄水場前→岡崎市上水道取入口 乙川：乙川頭首工→占部用水取入口 前川：前川ダム下→柴原橋 青木川※₂：男川合流点→川向橋 古部川：男川合流点→出会橋 男川：切越町地内→桜井寺橋 竜泉寺川：東消防署本署南→黒橋 山綱川：東消防署本署北→蛭橋 山綱川：乙川合流点→美合町乙川合流点 六斗目川：名鉄ガード下→大平町乙川合流点 更沙川：乙川合流点→栄町乙川合流点 早川：乙川合流点→八帖町乙川合流点 霞川：郡界川合流点→坂下橋 巴川：矢作川合流点→細川頭首工 郡界川：下山村境→長沢橋 郡界川：桑原町郡界橋→郡界橋 北斗川：矢作川合流点→北斗橋 於御所川：矢作川合流点→西蔵前町矢作川合流点 小丸川：青木川合流点→見返橋 大井野川：青木川合流点→米河内町青木川合流点 青木川※₁：安戸町地内→日影橋 青木川※₁：記念橋下流→記念橋 青木川※₁：矢作川合流点→新青木橋 占部川：広田川合流点→定国橋 ◇ 調査地点の廃止（3 地点） 前川：大幡町地内 大井野川：岩中町地内 青木川※₁：米河内町地内 ◇ 調査地点の追加（3 地点） 鉢地川：三本松橋 竜泉寺川：河原橋 山綱川：舞木橋 【H11 年度：H10・9 年度からの変更点】 ◇ 調査地点数の変更（35 地点→47 地点） ◇ 調査地点の追加（12 地点） 乙川：須淵町地内 乙川：大平橋 古部川：男川合流点 男川：切越町地内 矢作川：天神橋 霞川：郡界川合流点 巴川：矢作川合流点 郡界川：下山村境 於御所川：矢作川合流点 大井野川：青木川合流点 青木川※₁：米河内町地内 青木川※₁：舘播橋 ※ 1 矢作川に合流する青木川 ※ 2 男川に合流する青木川
--	---

⑥ ダイオキシン類調査結果

公共用水域（水質）

調査地点		調査結果（pg-TEQ/ℓ）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
巴川	細川頭首工	0.11	0.14	0.096
乙川上流	岡崎市上水道取入口	0.23	0.20	0.22
乙川下流	占部用水取入口	0.15	0.13	0.15

環境基準：年間平均値 1 pg-TEQ/ℓ 以下

公共用水域（底質）

調査地点		調査結果（pg-TEQ/g）		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度
巴川	細川頭首工	0.19	0.19	0.19
乙川上流	岡崎市上水道取入口	0.34	0.49	0.40
乙川下流	占部用水取入口	0.39	0.53	0.73

環境基準：150 pg-TEQ/g 以下

(2) 地下水

① 地下水質測定計画に係る概況調査

ア メッシュ調査

未把握の地下水汚染の発見を目的として、市内を約5km及び10kmメッシュに区分して調査対象メッシュを選定し、各メッシュ内にある井戸の中から、新たな調査井戸を選定して調査を行いました。

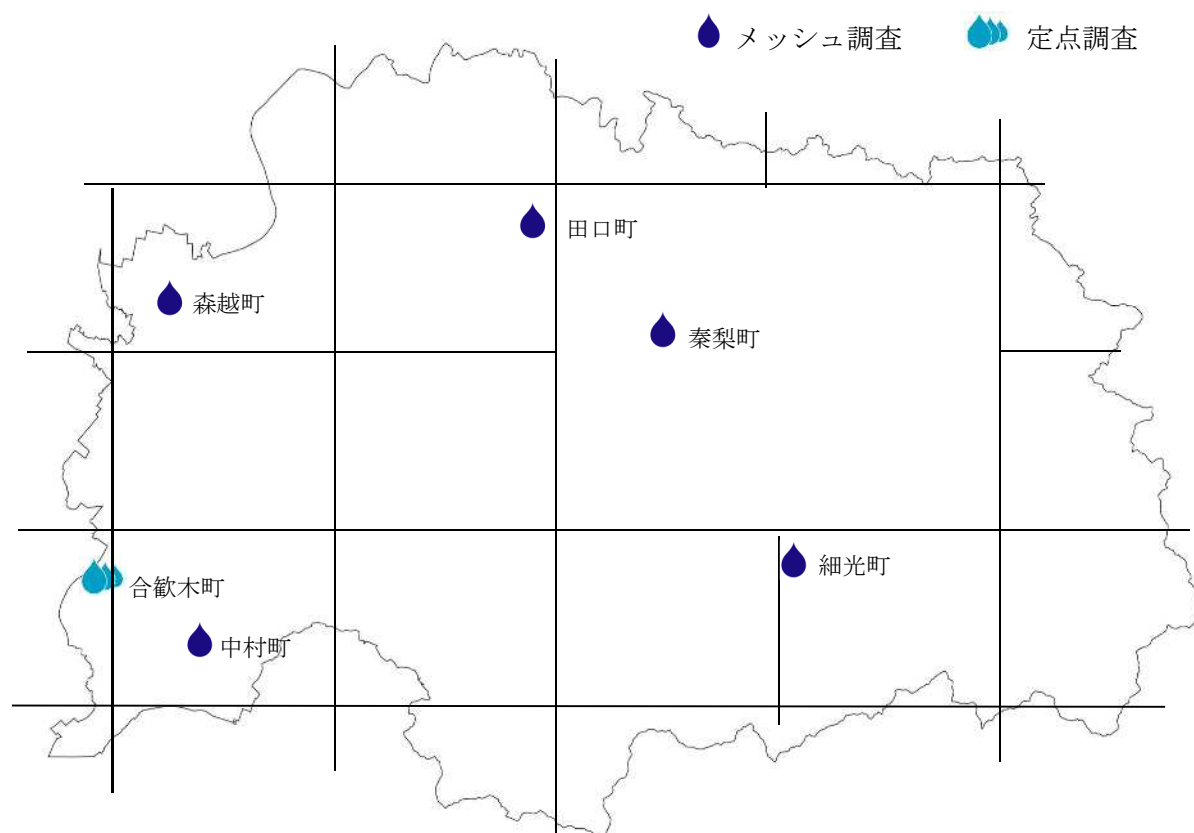
カドミウム、鉛等28項目について、5地点で調査を行い、全地点で環境基準を達成しました。

イ 定点調査

長期的な観点から地下水質の経年的変化を把握するために、市内の代表的な地点において継続的に調査を行っています。

カドミウム、鉛等28項目について、1地点で調査を行い、環境基準を達成しました。

<調査地点図>



② ダイオキシン類調査結果

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
奥殿町	0.075	美合町	0.063	森越町	0.063

(pg-TEQ/ℓ)

環境基準：年間平均値1 pg-TEQ/ℓ以下

③ 定期モニタリング（継続監視）調査結果

調査地点	項目	調査井戸数	超過井戸数	検出濃度範囲	環境基準
市場町（平成 10 年度）	トリクロロエチレン	1	0	<0.001	0.01
細川町（平成 11 年度）	トリクロロエチレン	1	0	<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	1	1	0.016	0.01
細川町（平成 11 年度）	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	1	23	10
久後崎町（平成 11 年）	ジクロロメタン	3	0	<0.002	0.02
	砒素			<0.005	0.01
	水銀			<0.0005	0.0005
井田町（平成 12 年度）	トリクロロエチレン	2	0	<0.001	0.01
井田町（平成 13 年度）	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	0	3.3	10
島坂町（平成 13 年度）	1,2 - ジクロロエチレン	1	0	<0.002	0.04
	クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）		0	<0.0002	0.002
鴨田本町（平成 14 年度）	鉛	4	0	<0.005, 0.005, 0.007	0.01
板田町（平成 15 年度）	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1	1	18	10
井田町（平成 17 年度）	鉛	1	0	0.009	0.01
西中町（平成 20 年度）	六価クロム	2	0	<0.01	0.05
	トリクロロエチレン			<0.001	0.01
	テトラクロロエチレン		1	<0.0005 , 0.013	0.01
合歓木町（平成 26 年度）	ほう素	2	0	0.05 , 0.07	1
	鉛			<0.005	0.01
鴨田町（平成 30 年度）	六価クロム	1	0	<0.01	0.05
	全シアン			ND(注)	ND(注)
	ほう素			0.02	1

※（ ）内は、調査初年度を示す。
注：ND は、定量下限値未満を示す。

(3) ゴルフ場農薬調査

市内5ゴルフ場のうち2ゴルフ場について、農薬の排出状況調査を実施しました。
調査の結果、指針値及び協定値の超過はありませんでした。

① 市内ゴルフ場

ゴルフ場名称	採水年月日	検査項目数
岡崎高原カントリークラブ	(令和8年度予定)	—
ザ・トラディションゴルフクラブ		—
ザ・メダリオンクラブ 岡崎コース		—
岡崎カントリー倶楽部	令和7年9月2日	23
額田ゴルフ倶楽部		28

② 市内ゴルフ場所在地



5-3 土壌

ダイオキシン類調査結果

令和5年度		令和6年度		令和7年度	
調査地点	調査結果	調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
岩津町（岩津北公園）	0.060	美合町（宮西公園）	0.042	森越町（長瀬の森公園）	0.029

環境基準：1,000 pg-TEQ/g 以下

5-4 騒音・振動

(1) 一般環境騒音（道路に面する地域以外の地域）調査結果

調査地点	用途地域	類型	環境基準 (dB)		令和 6 年度				令和 7 年度			
					調査結果		基準適合状況		調査結果		基準適合状況	
			昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
偶数年度調査地点												
上地 4 丁目	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	42	41	○	○	－	－	－	－
中島町町後	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45					－	－	－	－
本宿町梨子木	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	46	40	○	○	－	－	－	－
西大友町桃々木	第 1 種住居地域	B	55	45	51	44	○	○	－	－	－	－
下和田町高畑	第 1 種住居地域	B	55	45	48	41	○	○	－	－	－	－
小針町城跡	第 1 種住居地域	B	55	45	47	40	○	○	－	－	－	－
日名本町	準工業地域	C	60	50	53	44	○	○	－	－	－	－
井田町 1 丁目	準工業地域	C	60	50	55	46	○	○	－	－	－	－
奇数年度調査地点												
細川町扇田	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	44	39	○	○	46	41	○	○
滝町外浦	第 1 種低層住居専用地域	A	55	45	40	38	○	○	38	38	○	○
中町東丸根	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	49	43	○	○	49	38	○	○
大西町奥長入	第 1 種中高層住居専用地域	A	55	45	46	43	○	○	43	38	○	○
鴨田町池内	第 1 種住居地域	B	55	45	42	38	○	○	42	39	○	○
六名本町	第 1 種住居地域	B	55	45	46	41	○	○	46	39	○	○
東明大寺町	準工業地域	C	60	50	47	42	○	○	49	43	○	○
江口 3 丁目	準工業地域	C	60	50	52	42	○	○	50	41	○	○
毎年度調査地点												
牧平町荒井野	市街化調整区域	B	55	45	46	43	○	○	44	41	○	○

※斜線は周辺工事等により調査不可を示す

※令和7年以降、牧平町は毎年度調査、それ以外の地点は隔年調査。

(2) 自動車騒音調査結果

① 環境基準（令和7年度）

路線名	評価区間			道路に面する地域における面的評価						
	評価区間の 始点住所	評価区間の 終点住所	区間延 長(km)	区間内 全戸数 (戸)	環境基準達成戸数（戸）			環境基準達成率（％）		
					昼夜	昼間	夜間	昼夜	昼間	夜間
市内全体			127.6	23,602	23,184	23,383	23,198	98.2	99.1	98.3
東名高速道路	本宿町	仁木町	18.5	1,641	1,458	1,571	1,458	88.8	95.7	88.8
国道 1 号	本宿町	宇頭町	17.7	2,712	2,650	2,702	2,650	97.7	99.6	97.7
国道 248 号	上地 4	細川町	14.4	2,326	2,245	2,257	2,257	96.5	97.0	97.0
県道岡崎環状線	宇頭町	上地 4	13.7	3,063	2,995	3,006	2,995	97.8	98.1	97.8
県道岡崎足助線	康生通南 2	桑原町	10.5	2,173	2,172	2,172	2,172	100.0	100.	100.
県道岡崎碧南線	羽根西 3	中島町	8.9	1,798	1,797	1,798	1,797	99.9	100.	99.9
県道岡崎西尾線	矢作町	島坂町	4.3	864	864	864	864	100.0	100.	100.
県道岡崎刈谷線	美合町	昭和町	8.6	1,019	985	1,002	985	96.7	98.3	96.7
県道桜井岡崎線	下青野町	明大寺本町	5.6	1,108	1,100	1,100	1,101	99.3	99.3	99.4

県道桑谷柱線	美合町	柱町	3.4	1,043	1,043	1,043	1,043	100.0	100.	100.
県道市場福岡線	上地 4	福岡町	2.1	643	643	643	643	100.0	100.	100.
県道南大須鴨田線	真伝町	鴨田町	1.5	439	439	439	439	100.0	100.	100.
県道東大見岡崎線	真伝町	明大寺本町	4.3	958	958	958	958	100.0	100.	100.
県道熊味岡崎線	土井町	井内町	1.2	315	315	315	315	100.0	100.	100.
県道岡崎幸田線	康生通南 2	上地町	6.1	2,010	2,007	2,007	2,008	99.9	99.9	99.9
市道伝馬町線	康生通西 3	丸山町	4.6	1,600	1,599	1,599	1,600	99.9	99.9	100.
市道日名橋線	葵町	稲熊町	2.2	602	602	602	602	100.0	100.	100.

注 1：幹線道路を担う道路に近接する空間における特例環境基準値（昼間 70dB・夜間 65dB）

注 2：「環境基準達成戸数」及び「環境基準達成率」における「昼夜」の欄は、昼間・夜間ともに環境基準を達成した住居に係る戸数及び達成率を示す。

注 3：市内全体調査結果については、重複区間補正を行っているため、各路線の結果の合計と一致しない。

② 要請限度

番号	路線名	測定地点の住所	実施年度	騒音レベル LAeq (dB)	
				昼間	夜間
1	東名高速道路	保母町	H29	60	59
			R4	57	57
2		岩津町	H29	63	61
			R4	61	61
3	国道 1 号	本宿町	H30	65	62
			R5	65	62
4		岡町	H30	69	66
			R5	69	66
5		大平町	H30	70	67
			R5	72	69
6		菅生町	H30	66	64
			R5	66	64
7		康生町	H30	62	60
			R5	59	58
8		矢作町	H30	65	63
			R5	66	65
9		宇頭北町	R6	74	71
			R7	68	64
10	国道 248 号	上地 4 丁目	R1	68	63
			R6	68	63
11		柱曙 3 丁目	H27	68	62
			R1	66	61
12		若松町	R6	68	62
			R1	68	62
13		戸崎町	R6	67	61
			R1	71	67
14		上六名 1 丁目	R6	72	67
			H27	67	64
15		八帖北町	R1	70	66
			R6	68	64
16		城北町	R1	70	65
			R6	71	66
17		井田南町	R1	69	66
			R6	69	66
18		岩津町	R1	70	67
			R6	71	67
19		仁木町	R1	70	67
			R6	71	67
20	県道岡崎環状線	北野町	H30	66	64
			R3	64	61
21		大樹寺 2 丁目	H30	68	64
			R3	68	64

22	県道岡崎環状線	小呂町	H30	72	69
			R3	69	67
23		上地 4 丁目	H30	70	65
			R3	69	64
24	県道岡崎足助線	伊賀町	H29	67	62
			R2	66	59
25		東蔵前町	H29	69	65
			R2	68	64
26		細川町	H29	66	61
			R2	65	60
27	県道岡崎碧南線	若松町	H29	68	61
			R2	61	54
28		中島町	R5	65	61
29	県道岡崎西尾線	筒針町	H29	63	57
			R4	65	58
30	県道岡崎刈谷線	美合町	H30	69	65
			R4	68	65
31		上和田町	H30	71	67
			R4	71	66
32		東牧内町	H30	68	65
			R4	68	64
33	県道桜井岡崎線	土井町	H28	68	64
			R3	67	62
34		天白町	H28	68	64
			R3	66	62
35	県道桑谷柱線	緑丘 1 丁目	H28	64	59
			R2	64	56
36	県道市場福岡線	上地 1 丁目	R1	65	60
			R4	65	60
37		福岡町	R1	64	58
			R4	65	59
38	県道南大須鴨田線	真伝町	H29	64	59
			R2	64	56
39	県道東大見岡崎線	真伝町	H29	66	59
			R2	66	59
40		久右エ門町	H29	66	61
			R2	63	58
41	県道岡崎幸田線	明大寺町	H29	69	63
			R3	68	61
42		針崎町	H29	67	62
			R3	67	61
43	市道伝馬町線	中町	R1	68	60
			R5	66	57
44	市道日名橋線	伊賀町	R1	65	58
			R5	65	58

注 1：幹線道路を担う道路に近接する空間における要請限度（昼間 75dB・夜間 70dB）

注 2：騒音レベルの網掛け部分は、要請限度を超過していることを示す。

(3) 道路交通振動調査結果

番号	路線名	測定地点 の住所	用途地域	区域 区分	実施年度	振動レベル L10 (dB)	
						昼間	夜間
1	東名高速道路	保母町	工業地域	2	H29	30	32
					R4	31	33
2		岩津町	第 1 種住居地域	1	H29	42	42
					R4	40	41
3	国道 1 号	本宿町	準工業地域	2	H30	38	36
					R5	38	35

4	国道 1 号	岡町	準工業地域	2	H30	34	34
					R5	35	34
5		大平町	近隣商業地域	2	H30	43	39
					R5	44	40
6		菅生町	商業地域	2	H30	27	25
					R5	31	28
7		康生町	商業地域	2	H30	40	37
					R5	39	36
8		矢作町	商業地域	2	H30	43	40
					R5	45	42
9		宇頭北町	準住居地域	1	R6	48	42
					R7	42	37
10	国道 248 号	上地 4 丁目	近隣商業地域	2	R1	41	34
					R6	39	34
11		柱曙 3 丁目	近隣商業地域	2	H27	<25	<25
					R1	<25	<25
12		戸崎町	近隣商業地域	2	R1	36	28
					R6	36	30
13		上六名 1 丁目	近隣商業地域	2	R1	29	<25
					R6	31	25
14		八帖北町	近隣商業地域	2	H27	44	40
					R1	46	40
15		井田南町	近隣商業地域	2	R1	47	39
					R6	47	40
16		岩津町	準工業地域	2	R1	42	38
					R6	41	36
17		仁木町	市街化調整区域	2	R1	41	35
					R6	43	35
18	県道岡崎環状線	北野町	準工業地域	2	H30	40	36
					R3	37	34
19		大樹寺 2 丁目	準工業地域	2	H30	44	40
					R3	45	41
20		小呂町	準住居地域	1	H30	48	40
					R3	39	33
21	県道岡崎環状線	上地 4 丁目	準住居地域	1	H30	41	31
					R3	40	32
22	県道岡崎足助線	伊賀町	近隣商業地域	2	H29	40	29
					R2	40	27
23		東蔵前町	近隣商業地域	2	H29	40	33
					R2	44	34
24		細川町	市街化調整区域	2	H29	39	30
					R2	41	32
25	県道岡崎碧南線	若松町	第 1 種住居地域	1	H29	29	<25
					R2	25	<25
26		中島町	市街化調整区域	2	R5	38	31
27	県道岡崎西尾線	筒針町	第 1 種住居地域	1	H29	37	28
					R4	35	<25
28	県道岡崎刈谷線	美合町	工業地域	2	H30	41	37
					R4	42	36
29		上和田町	準工業地域	2	H30	41	38
					R4	41	37
30		東牧内町	近隣商業地域	2	H30	41	35
					R4	40	35
31	県道桜井岡崎線	土井町	準住居地域	1	H28	41	35
					R3	41	34
32		天白町	準工業地域	2	H28	31	<25
					R3	28	<25

33	県道桑谷柱線	緑丘1丁目	第1種住居地域	1	H28	32	<25
					R2	34	<25
34	県道市場福岡線	上地1丁目	準住居地域	1	R1	35	32
					R4	37	31
35		福岡町	第1種住居地域	1	R1	40	32
					R4	41	32
36	県道南大須鴨田線	真伝町	第1種住居地域	1	H29	39	26
					R2	38	25
37	県道東大見岡崎線	真伝町	第1種中高層住居専用地域	1	H29	<25	<25
					R2	<25	<25
38		久右エ門町	商業地域	2	H29	30	26
					R2	29	<25
39	県道岡崎幸田線	明大寺町	近隣商業地域	2	H29	44	34
					R3	42	33
40		針崎町	近隣商業地域	2	H29	34	28
					R3	34	29
41	市道伝馬町線	中町	近隣商業地域	2	R1	27	<25
					R5	25	<25
42	市道日名橋線	伊賀町	準工業地域	2	R1	31	<25
					R5	31	<25

注1：振動規制法に基づく要請限度

第1種 昼間 65dB・夜間 60dB 第2種 昼間 70dB・夜間 65dB

注2：「区域区分」 1：第1種及び第2種低層住居専用地域・第1種及び第2種中高層住居専用地域・第1種及び第2種住居地域・準住居地域

2：市街化調整地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域

注3：測定に用いた振動レベル計の測定範囲が25～120dbのため、25未満の測定値は「<25」と表記

(4) 新幹線騒音・振動調査結果

測定地点	正名町					上三ツ木町				
東京からの距離 (km)	302.31					303.14				
上り・下り	下り					上り				
防音壁の種類	直立 吸音有					直立 吸音有				
防音壁の高さ (m)	3.20					3.20				
軌道の構造	高架橋 (バラスト軌道)					高架橋 (バラスト軌道)				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	—	25	50	25	50	—
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		—	70		70		—
令和6年度	72	70	66	64	268	70	68	63	57	272
令和7年度	70	69	66	64	271	70	67	65	60	267

測定地点	福桶町					合歓木町				
東京からの距離 (km)	303.90					305.04				
上り・下り	下り					下り				
防音壁の種類	直立 吸音無					直立 吸音有				
防音壁の高さ (m)	2.40					3.20				
軌道の構造	盛土 (バラスト軌道)					高架橋 (バラスト軌道)				
軌道中央からの距離 (m)	25	50	25	50	—	25	50	25	50	—
項目	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)	騒音 (dB)		振動 (dB)		速度 (km/h)
環境基準及び指針値	70		70		—	70		70		—
令和6年度	73	72	63	58	260	71	71	67	67	267
令和7年度	73	72	60	55	263	71	71	69	68	254

※網掛け部分は、騒音環境基準値及び振動指針値を超過していることを示す。

5－5 地盤沈下

(1) 既存井戸水位調査結果（令和7年度）

単位:m

観測地点	三菱自動車工業株式会社		ユニチカ株式会社	
	静水位	動水位	静水位	動水位
令和7年 4月	17.60	21.80	6.25	13.40
〃 5月	18.60	22.70	6.40	11.60
〃 6月	17.60	21.90	5.55	10.70
〃 7月	18.00	22.10	5.40	12.20
〃 8月	17.10	21.10	6.10	14.40
〃 9月	16.90	20.90	6.30	15.40
〃 10月	17.40	20.00	5.90	16.35
〃 11月	17.60	21.60	6.00	15.00
〃 12月	17.60	21.60	6.40	16.34
令和8年 1月	17.60	21.60	6.85	16.35
〃 2月	17.80	21.70	6.75	16.22
〃 3月	18.20	22.10	6.55	16.08

※GLからの観測水位です。

(2) 地下水位調査結果（令和7年度）

単位:m

観測地点	岡崎市第一地盤沈下観測所(上青野町)		岡崎市第二地盤沈下観測所(矢作町)	
	47m井	65m井	38m井	60m井
令和7年 4月	6.01	4.72	5.26	4.79
	6.02	4.75	5.52	4.92
〃 5月	5.89	4.55	5.22	4.72
	5.91	4.59	5.47	4.85
〃 6月	5.76	4.32	6.08	4.91
	5.79	4.37	6.74	5.08
〃 7月	5.80	4.34	6.15	4.90
	5.84	4.41	7.44	5.15
〃 8月	5.91	4.56	7.28	5.34
	5.93	4.59	7.79	5.42
〃 9月	5.82	4.50	7.36	5.20
	5.86	4.56	7.74	5.31
〃 10月	5.86	4.61	5.60	4.89
	5.87	4.64	6.39	5.00
〃 11月	5.86	4.66	5.23	4.74
	5.87	4.69	5.32	4.79
〃 12月	5.93	4.77	5.42	4.94
	5.94	4.81	5.45	4.96
令和8年 1月	5.88	4.80	5.50	5.03
	5.90	4.83	5.59	5.08
〃 2月	6.04	4.98	5.85	5.32
	6.05	5.01	6.10	5.44
〃 3月	6.10	5.02	6.55	5.65
	6.11	5.05	6.77	5.76

※上段が最高水位 下段が最低水位になります。

※GLからの観測水位です。

5－6 公害苦情

(1) 苦情の用途地域及び種類別受理件数（令和7年度）

用 途 地 域	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
第1種低層住居専用地域	1	0	0	1	0	0	0	0	2
第1種中高層住居専用地域	6	0	0	6	0	0	0	0	11
第2種中高層住居専用地域	1	0	0	0	0	0	1	0	2
第1種住居地域	15	1	0	8	1	0	5	2	29
第2種住居地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域	1	0	0	3	0	0	0	0	4
近隣商業地域	1	0	0	6	2	0	0	0	9
商業地域	2	0	0	7	0	0	2	0	10
準工業地域	8	3	0	14	1	0	0	0	20
工業地域	5	1	0	9	0	0	3	1	18
工業専用地域	1	1	0	2	0	0	0	0	4
市街化調整区域	53	5	0	14	0	0	9	0	31
都市計画区域外	1	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	95	11	0	71	4	0	20	3	204

(2) 月別苦情受理件数（令和7年度）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
件数	25	19	11	9	9	21	27	18	27	11	14	13	204

(3) 年度別苦情処理件数

年 度	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合 計
平成28年度	152	36	0	115	6	0	37	4	350
平成29年度	146	41	1	89	8	0	21	3	309
平成30年度	108	33	0	77	8	0	25	1	252
令和元年度	108	30	0	75	11	0	26	3	253
令和2年度	106	22	0	75	8	1	25	2	239
令和3年度	94	16	0	63	5	0	39	3	220
令和4年度	85	10	0	78	7	0	21	2	203
令和5年度	120	18	0	67	10	0	13	3	231
令和6年度	90	14	0	77	5	1	34	7	228
令和7年度	95	11	0	71	4	0	20	3	204

5－7 水循環総合計画

(1) 市民一斉水環境調査

年 度	開催日	参加者数	調査地点数
平成29年度	平成29年8月6日(日)	52人	45地点
平成30年度	平成30年8月5日(日)	64人	36地点
令和元年度	令和元年8月4日(日)	157人	54地点
令和2年度	令和2年8月2日(日)	118人	36地点
令和3年度	令和3年8月1日(日)	42人	26地点
令和4年度	令和4年8月7日(日)	98人	37地点
令和5年度	令和5年8月6日(日)	103人	34地点
令和6年度	令和6年8月4日(日)	60人	28地点
令和7年度	令和7年8月3日(日)	103人	35地点

<令和7年度調査結果>

調査項目	水 質	水 量	生態系	水 辺	平 均
全調査平均値（5点満点）	4.0	3.2	3.7	3.5	3.6

5－8 環境美化

(1) 不法投棄処理件数

年 度	件 数	処理量 (t)
令和5年度	188	3.7
令和6年度	126	3.6
令和7年度	173	4.1

不適正排出された、家電4品目及びパソコンの回収台数

年 度	テレビ	エアコン	洗濯機	冷蔵庫	パソコン	計
令和5年度	13	0	2	8	0	23
令和6年度	3	5	5	4	0	17
令和7年度	20	0	8	15	2	45

(2) 土地等適正管理指導件数

年 度	指導件数	処理件数	未処理 (件)	処理率 (%)
令和5年度	34	28	6	82.3
令和6年度	44	35	9	79.5
令和7年度	50	39	3	78

(3) 放置自動車処理件数

年 度	廃物認定	自主撤去	処理件数
令和5年度	0	0	0
令和6年度	2	3	5
令和7年度	0	3	3

(4) 環境美化推進事業実績 (令和7年度)

月	啓発活動・行事	場所及び活動内容
5月 生活環境美化推進月間	啓発横断幕及び懸垂幕設置	各支所等 (7 か所)
	生活環境美化推進月間 (5月) 街頭キャンペーン (5月9日)	東岡崎駅南口駅前広場
10月 生活環境美化推進月間	懸垂幕設置	西庁舎駐車場
	生活環境美化推進月間 (10月) 街頭キャンペーン (10月3日)	東岡崎駅南口駅前広場
	道路ボランティア清掃 (10月26日)	雨天中止

5-9 環境保全協定

現在までに締結している協定事業場は以下のとおり。

協定締結事業場一覧		
001	愛知時計電機株式会社 岡崎工場	(岡町)
002	株式会社葵商店 岡崎工場	(大幡町)
003	株式会社葵商店 額田工場	(牧平町)
004	伊藤レーシングサービス株式会社	(富尾町)
005	宇部生コンクリート株式会社 岡崎工場	(欠町)
006	エイ・エス機工株式会社 岡崎工場	(羽栗町)
007	エラステック株式会社	(岡町)
008	株式会社エンチョー ジャンボエンチョー岡崎店	(大平町)
009	大谷化成	(宮崎町)
010	太田油脂株式会社	(福岡町)
011	岡崎技研株式会社	(大樹寺1丁目)
012	株式会社オチアイネクス	(真福寺町)
013	有限会社河口商店	(井田西町)
014	株式会社川本製作所 岡崎工場	(橋目町)
015	有限会社近藤開発 額田リサイクルセンター	(富尾町)
016	近藤工業株式会社 額田工場	(桜井寺町)
017	三共コンクリート株式会社 岡崎工場	(岡町)
018	株式会社サンポー リサイクルセンター三河工場	(合歓木町)
019	株式会社三龍社 本社工場	(上六名町)
020	株式会社ジェイテクト 岡崎工場	(市場町)
021	株式会社ジェイテクト 花園工場	(真福寺町)
022	柴田興業株式会社 額田工場	(雨山町)
023	スタンレー電気株式会社 岡崎製作所	(牧平町)
024	セントラルコンベヤー株式会社 額田工場	(桜形町)
025	第一アスコン協同組合 岡崎工場	(下佐々木町)
026	株式会社高木運輸 岡崎営業所	(牧平町)
027	株式会社高木工業所 額田工場	(中伊西町)
028	株式会社高木製作所 岡崎工場	(牧平町)
029	武田機工株式会社 額田工場	(桜井寺町)
030	築巧研有限会社	(葵町)
031	株式会社中部資源 上佐々木工場	(上佐々木町)
032	株式会社デンソー 額田テストセンター	(切山町)
033	株式会社トーアミ 愛知第一・第二工場	(牧平町)
034	株式会社トーアミ 愛知第三工場	(上衣文町)
035	岡崎アスコン 東海道沿工業株式会社・大林道路株式会社共同企業体	(真福寺町)
036	東海光学株式会社 鶴田工場	(鶴田本町)
037	東海光学株式会社 真福寺事業所	(真福寺町)
038	東海光学株式会社 本社工場	(恵田町)
039	株式会社東陽 I D Dセンター	(岡町)
040	東レ株式会社 岡崎工場	(矢作町)
041	東レ・モノフィラメント株式会社 本社工場	(昭和町)
042	株式会社ジェイテクトフルードパワーシステム	(鉢地町)
043	豊田鉄工株式会社 額田工場	(中伊西町)
044	トヨタモビリティパーツ株式会社 愛知支社 額田センター	(中伊西町)
045	株式会社トヨトミ 額田工場	(椋山町)
046	豊臣機工株式会社 額田工場	(椋山町)
047	中川ヒューム管工業株式会社 岡崎工場	(美合町)
048	名古屋鉄道株式会社 舞木検査場	(舞木町)
049	株式会社日環サービス 合歓木リサイクルセンター	(合歓木町)
050	日本オート企画株式会社	(中金町)
051	タッパーウェアブランズ・ジャパン株式会社 岡崎ディストリビューションセンター	(牧平町)
052	株式会社丹羽鉄工所 額田工場	(中伊町)
053	株式会社F U J I 岡崎工場	(恵田町)
054	富士ファイン株式会社	(日名西町)
055	フタバ産業株式会社 岡崎工場	(橋目町)
056	フタバ産業株式会社 高橋工場	(高橋町)
057	フタバ産業株式会社 ホッポ工場	(在家町)
058	株式会社HOWA 岡崎工場	(桑谷町)
059	株式会社マキタ 岡崎工場	(合歓木町)
060	松岡コンクリート工業株式会社 愛知工場	(鍛冶町)
061	マルサンアイ株式会社 本社工場	(仁木町)
062	マルヤス工業株式会社 岡崎工場	(橋目町)
063	三河珪石株式会社 額田工場	(桜井寺町)
064	水野産業株式会社 岡崎支店	(大樹寺1丁目)
065	三井ミナハナイト・メタル株式会社 岡崎工場	(岡町)
066	三菱自動車工業株式会社 岡崎製作所	(橋目町)
067	リコーエレメックス株式会社 岡崎事業所	(井田町)
068	株式会社レッドバロン	(中金町)
069	イオンモール株式会社 イオンモール岡崎	(戸崎町)
070	株式会社セキソー 岡崎工場	(日名北町)
071	株式会社セキソー 葵工場	(岡町)
072	株式会社デンソーエレクトロニクス 岡崎工場	(真福寺町)
073	東海理化SmartCraft株式会社 椋山工場	(椋山町)
074	株式会社ジェイテクトグライディングツール	(舞木町)
075	株式会社岡崎ゴルフ倶楽部 岡崎カントリー倶楽部	(池金町)
076	リゾートトラストゴルフ事業株式会社 ザ・トラディションゴルフクラブ	(岩中町)
077	株式会社Nikkan 額田ゴルフ倶楽部	(南大須町)
078	柴田興業株式会社 岡崎工場	(鉢地町)
079	株式会社高木化学研究所 本社工場、本社東工場	(大幡町)
080	日清紡メカトロニクス株式会社 美合工機事業所	(美合町)
081	株式会社井土商店	(大樹寺1丁目)
082	株式会社大久保東海 滝事業所	(滝町)
083	ニチモウ商事株式会社 本社事業場	(橋目町)
084	加藤産業株式会社	(田口町)
085	岡崎通運株式会社 本社	(東大友町)
086	岡崎通運株式会社 矢作営業主管営業所	(東大友町)
087	岡崎通運株式会社 配送センター	(橋目町)
088	岡崎通運株式会社 ムツミ・ロジネットセンター	(上三ツ木町)
089	岡崎通運株式会社 額田倉庫	(椋山町)
090	株式会社東海機械製作所	(藤川町)
091	合同会社ビークルフィールド	(赤洗町)
092	株式会社三栄シリカ	(鉢地町)
093	柴田興業株式会社 岡町リサイクルプラザ	(岡町)
094	合資会社三河公益社	(下青野町)
095	藤田螺子工業株式会社 岡崎工場	(舞木町)
096	株式会社キャプテックス 岡崎工場	(舞木町)
097	オーキス・ジャパン株式会社	(大幡町)
098	株式会社ホンダモビリティ中部岡崎PDIセンター	(池金町)
099	ホンダ部品販売株式会社 愛知南営業所	(池金町)
100	紺野反毛	(丸山町)
101	N T T ファシリティーズ株式会社	(大代町・雨山町)
102	株式会社山鈴興業 山鈴リサイクルプラザ	(丹坂町)
103	有限会社エリアサービス	(下青野町)
104	株式会社アイシン・ロジテックサービス 岡崎物流セン	(池金町)
105	株式会社ハヤブサ環境サービス 中間処理場	(在家町)
106	スリーポンドファインケミカル株式会社 岡崎工場	(上衣文町)
107	岡崎舗材株式会社	(岡町)
108	株式会社環境総合リサーチ中部事業所	(栄町)
109	株式会社浅井製作所	(在家町)
110	株式会社エム・ティ・エス	(小針町)
111	株式会社黒海	(美合町)
112	トヨタテクニカルセンター下山	(外山町等)
113	株式会社中部資源 丹坂工場	(丹坂町)
114	プロメタル工業株式会社 仁木工場	(仁木町)
115	株式会社アイシン 岡崎工場	(岡町)
116	株式会社アイシン 岡崎東工場	(大幡町)
117	株式会社アイシン 岡崎池金工場	(池金町)
118	株式会社アイシン 岡崎牧平工場	(牧平町)
119	マレリ株式会社 東海工場	(牧平町)
120	株式会社忍建材	(下青野町)
121	ムツミ産業株式会社	(上青野町)
122	愛知県石材リサイクルセンター	(椋山町)
123	株式会社スプリングラボ	(上三ツ木町)
124	ザ・メダリオンクラブ岡崎コース	(鹿勝川町)
125	株式会社リングス	(下青野町)
126	ハイリマレリジャパン株式会社 東海工場	(牧平町)
127	N B セーレン株式会社	(日名北町)
128	株式会社サニックス資源開発グループ	(下青野町)



128事業場
R8.3.5現在

6 岡崎市の温室効果ガス排出状況

6-1 市域からの温室効果ガスの排出状況

岡崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により、市域から排出される温室効果ガスを 2013 年度比で 2030 年度までに 50%削減することを目標としています。

部門		2013 年 (基準)	2020 年	2021 年	2022 年	基準年比	2030 年 (目標)
CO ₂	産業	914	885	949	866	▲43.0%	521
	民生（家庭）	577	508	503	498	▲48.4%	298
	民生（業務）	580	406	461	430	▲63.8%	210
	運輸	659	545	553	567	▲41.7%	384
	廃棄物	62	45	54	53	▲14.5%	53
CO ₂ 以外	その他ガス	40	20	26	26	▲30.0%	28
	新エネルギー	—	—	—	—	—	—
	森林吸収	—	—	—	—	—	-78
合計		2,832	2,410	2,546	2,440	▲50.0%	1,416

※四捨五入により合計の数値がずれることがある。

※CO₂の単位は千 - t CO₂

6-2 市役所事務事業からの温室効果ガスの排出状況

岡崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により、6 期計画最終年度(2030 年)に、廃棄物の焼却による温室効果ガスの排出量を除いて基準年度比で 50%削減することを目標としています。

項目	基準年度 (2013 年度)	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標年度 (2030 年度)
温室効果ガスの排出量 (廃棄物除く)	68,054 t-CO ₂	54,660 t-CO ₂	54,794 t-CO ₂	50,649 t-CO ₂	47,966 t-CO ₂	32,280 t-CO ₂
削減率	—	19.68%	19.48%	25.58%	29.52%	52.57%
温室効果ガスの排出量 (廃棄物)	47,784 t-CO ₂	49,636 t-CO ₂	40,087 t-CO ₂	27,005 t-CO ₂	32,554 t-CO ₂	25,639 t-CO ₂
削減率	—	▲3.88%	16.11%	43.49%	31.87%	46.34%
温室効果ガスの排出量 (合計)	115,838 t-CO ₂	104,296 t-CO ₂	94,881 t-CO ₂	77,654 t-CO ₂	80,756 t-CO ₂	57,919 t-CO ₂
削減率	—	9.96%	18.09%	32.96%	30.29%	50%

7 環境基準など

7-1 大気関係

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号)
(最終改正 令和 8 年 1 月 環境省告示第 8 号)
(昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号)
(最終改正 平成 8 年 10 月 環境庁告示第 74 号)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント ※
環境上の 条件	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	オゾンとして、8 時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。
測定 方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、ベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	紫外線吸収法、エチレンを用いる化学発光法
評価 方法	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.04ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。	年間にわたる 1 日平均値である測定値につき、測定値の高い方から 2% の範囲内にあるものを除外した値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。	年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値が、0.06ppm 以下であること。	日最高 8 時間値の年間 99 パーセントイル値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高 8 時間値の 1 年平均値が 0.04ppm 以下であること。

※令和 8 年 3 月 31 日までの環境上の条件は「1 時間値が 0.06ppm 以下であること。」、測定方法は「中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法、紫外線吸収法、エチレンを用いる化学発光法」、評価方法は「年間を通じて、1 時間値が 0.06ppm 以下であること。ただし、5 時から 20 時の昼間時間帯について評価すること。」。

(2) 有害大気汚染に係る環境基準

(平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号)
(最終改正 平成 30 年 11 月 環境省告示第 100 号)

物質	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の 条件	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
測定 方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			
評価 方法	年平均値と認められる値との比較によって評価を行う。			

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成 21 年 9 月 環境省告示第 33 号)

物質	微小粒子状物質
環境上の 条件	1 年平均値が 15μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m ³ 以下であること。
測定 方法	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考 1：環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

備考2：微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

7-2 水質関係

(1) 河川等（公共用水域）に関する基準

① 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（昭和46年12月 環境庁告示第59号）
（最終改正 令和3年10月 環境省告示第62号）

類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 A類型以下	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	20 CFU/100ml 以下
A	水道2級 水産1級・水浴 B類型以下	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	300 CFU/100ml 以下
B	水道3級 水産2級 C類型以下	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	1,000 CFU/100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級 D類型以下	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 E類型以下	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2 mg/ℓ 以上	—

備考1：基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考2：農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

備考3：水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考4：水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

備考5：水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

備考6：大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1：自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2：水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3：水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4：工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5：環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない程度

類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.001mg/ℓ 以下	0.03mg/ℓ 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.0006mg/ℓ 以下	0.02mg/ℓ 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.05mg/ℓ 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ 以下	0.002mg/ℓ 以下	0.04mg/ℓ 以下

備考 1：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

② 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基準値 (mg/ℓ)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01
六価クロム	0.02
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

備考 1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。

備考 2：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

備考 3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

③ 市内の環境基準の類型指定状況（河川）

水 域	該当類型	備 考
矢作川下流（明治用水頭首工から下流）	A (B)	平成 30 年 3 月 30 日愛知県告示 (昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定)
乙川上流（岡崎市取水口より上流）	A	昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定
乙川下流（岡崎市取水口より下流）	A (B) (C)	平成 30 年 3 月 30 日愛知県告示 (平成 12 年 3 月 31 日愛知県告示) (昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定)
巴川（全域）	A	昭和 45 年 9 月 1 日閣議決定
鹿乗川（全域）	C	昭和 50 年 3 月 31 日愛知県告示
男川（全域）	A	平成 8 年 3 月 29 日愛知県告示
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び 雨山川合流点より下流の乙女川）	A A (A)	平成 30 年 3 月 30 日愛知県告示 (平成 8 年 3 月 29 日愛知県告示)

水 域	該当類型	備 考
矢作川（ア）（矢作ダムより上流）	生物 A	平成 21 年 3 月 27 日愛知県告示
矢作川（イ）（矢作ダムより下流）	生物 B	
巴川（全域）	生物 B	
乙川（ア）（乙川天神橋より上流）	生物 A	
乙川（イ）（乙川天神橋より下流）	生物 B	
鹿乗川（全域）	生物 B	
男川（全域）	生物 B	
雨山川及び乙女川下流（雨山川全域及び 雨山川合流点より下流の乙女川）	生物 B	

(2) 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

① 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（公共用水域）

（平成 5 年 4 月 28 日環水規第 121 号 環境庁水質保全局長通知）

（最終改正 令和 2 年 5 月 28 日付け環水大発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知）

項 目	指針値 (mg/l)
クロロホルム	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン (MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅 (有機銅)	0.04
クロロタロニル (TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロルボス (DDVP)	0.008
フェノブカルブ (BPMC)	0.03
イプロベンホス (IBP)	0.008
クロロニトロフェン	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
塩化ビニルモノマー	0.002
エピクロロヒドリン	0.0004
全マンガン	0.2
ウラン	0.002
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオクタン酸(PFOA)	0.00005(暫定) ※

※ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオクタン酸(PFOA)については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

② 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値（河川）

（平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知）

（最終改正 平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号環境省水・大気環境局通知）

項 目	類 型	指針値 (mg/ℓ)
クロロホルム	生物 A	0.7
	生物特 A	0.006
	生物 B	3
	生物特 B	3
フェノール	生物 A	0.05
	生物特 A	0.01
	生物 B	0.08
	生物特 B	0.01
ホルムアルデヒド	生物 A	1
	生物特 A	1
	生物 B	1
	生物特 B	1
4-tert-オクチルフェノール	生物 A	0.001
	生物特 A	0.0007
	生物 B	0.004
	生物特 B	0.003
アニリン	生物 A	0.02
	生物特 A	0.02
	生物 B	0.02
	生物特 B	0.02
2,4-ジクロロフェノール	生物 A	0.03
	生物特 A	0.003
	生物 B	0.03
	生物特 B	0.02

(3) 特定事業場の排水基準（※排水基準を定める省令）

① 有害物質

（昭和 46 年 6 月 総理府令第 35 号）
（最終改正 令和 6 年 1 月 環境省令第 4 号）

項 目		基準値(mg/ℓ)	備 考
カドミウム及びその化合物		0.03	1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際限にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
シアン化合物		1	
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)		1	
鉛及びその化合物		0.1	
六価クロム化合物		0.2	
砒素及びその化合物		0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	
アルキル水銀化合物		検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル		0.003	
トリクロロエチレン		0.1	
テトラクロロエチレン		0.1	
ジクロロメタン		0.2	
四塩化炭素		0.02	
1,2－ジクロロエタン		0.04	
1,1－ジクロロエチレン		1	
シス－1,2,－ジクロロエチレン		0.4	
1,1,1－トリクロロエタン		3	
1,1,2－トリクロロエタン		0.06	
1,3－ジクロロプロペン		0.02	
チウラム		0.06	
シマジン		0.03	
チオベンカルブ		0.2	
ベンゼン		0.1	
セレン及びその化合物		0.1	
ほう素及びその化合物	（海域以外）	10	
	（海域）	230	
ふっ素及びその化合物	（海域以外）	8	
	（海域）	15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100※	
1,4－ジオキサン		0.5	

※アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※令和 6 年 4 月 1 日施行分まで反映

② 一般項目

項 目	許容限度 (mg/ℓ)	備 考
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上～8.6 以下	1 「日間平均」による許容限度は、1 日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2 この表に掲げる排水基準は、1 日当たり平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として環境大臣が定める湖沼及びこれに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)	
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)	
浮遊物質 (SS)	200 (日間平均 150)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30	
フェノール類含有量	5	
銅含有量	3	
亜鉛含有量	2	
溶解性鉄含有量	10	
溶解性マンガン含有量	10	
クロム含有量	2	
大腸菌数	日間平均 800 コロニー形成単位/ml	
窒素含有量	120 (日間平均 60)	
磷含有量	16 (日間平均 8)	

(4) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の動植物被害の防止に係る指導指針

(令和2年3月27日環水大土発第2003271号環境省水・大気環境局長通知)

① 水濁指針値

表に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。また、表に記載のない農薬であっても水濁基準値が設定されているものについては、その値の10倍値を水濁指針値とする。

農 薬 名	水濁指針値 (mg/l)
(殺虫剤)	
イソキサチオン	0.08
クロルピリホス	0.02
ダイアジノン	0.05
チオジカルブ	0.8
トリクロロホン (DEP)	0.05
フェニトロチオン (MEP)	0.03
ベルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
イミノクタジナルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩	(イミノクタジンとして) 0.06
キャプタン	3
クロロタロニル (TPN)	0.4
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
テトラコナゾール	0.1
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
ホセチル	23
(除草剤)	
シクロスルファミロン	0.8
シマジン (CAT)	0.03
トリクロピル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
MCPAイソプロピルアミン塩及びMCPAナトリウム塩	0.051 (MCPAとして)

備考1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。

$$\text{指針値} = \{ \text{ADI}(\text{mg/kg 体重/日}) \times 53.3(\text{kg}) \times 0.1(\text{ADIの10\%配分}) / 2(\text{L/人/日}) \} \times 10$$

備考2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値の10倍値を指針値とする。

なお、水濁基準値については、以下の環境省ホームページに掲載しているもので、随時確認すること。
(水濁基準値) http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

② 水産指針値

水産基準値が設定されている農薬について、その値の10倍値を水産指針値とする。

なお、水産基準値については、以下の環境省ホームページに掲載しているもので、随時確認すること。
(水産基準値) <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

7-3 地下水関係

(1) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月 環境庁告示第10号)
(最終改正 令和3年10月 環境省告示第63号)

項 目	基準値(mg/ℓ)
カドミウム	0.003
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01
六価クロム	0.02
砒素	0.01
総水銀	0.0005
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02
四塩化炭素	0.002
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006
トリクロロエチレン	0.01
テトラクロロエチレン	0.01
1,3-ジクロロプロペン	0.002
チウラム	0.006
シマジン	0.003
チオベンカルブ	0.02
ベンゼン	0.01
セレン	0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
ふっ素	0.8
ほう素	1
1,4-ジオキサン	0.05

備考1：基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。

備考2：「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることをいう。

備考3：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

備考4：1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体とトランス体の濃度の和とする。

(2) 人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値（地下水）

（平成5年3月8日環水管21号 環境庁水質保全局長通知）

（最終改正 令和2年5月28日付け環水大発第2005281号・環水大土発第2005282号環境省水・大気環境局長通知）

項 目	指針値 (mg/ℓ)
クロロホルム	0.06
1,2-ジクロロプロパン	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.2
イソキサチオン	0.008
ダイアジノン	0.005
フェニトロチオン(MEP)	0.003
イソプロチオラン	0.04
オキシ銅(有機銅)	0.04
クロロタロニル(TPN)	0.05
プロピザミド	0.008
EPN	0.006
ジクロロボス(DDVP)	0.008
フェノブカルブ(BPMC)	0.03
イプロベンホス(IBP)	0.008
クロロニトロフェン(CNP)	—
トルエン	0.6
キシレン	0.4
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06
ニッケル	—
モリブデン	0.07
アンチモン	0.02
エピクロロヒドリン	0.0004
全マンガン	0.2
ウラン	0.002
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオクタン酸(PFOA)	0.00005(暫定) ※

※ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオクタン酸(PFOA)については、PFOS及びPFOAの合計値とする。

7-4 土壌汚染に係る環境基準

(平成3年8月 環境庁告示第46号)
(最終改正 令和2年4月 環境省告示第44号)

項 目	環境上の条件	項 目	環境上の条件
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。	1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。
		1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。	1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。
有機リン	検液中に検出されないこと。	1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
		1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。	チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。	ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
		セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。

備考1：環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

備考2：カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

備考3：「検液中に検出されないこと」とは、定量限界を下回することをいう。

備考4：有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

備考5：1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

7-5 ダイオキシン類に係る基準

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

(平成11年12月 環境庁告示第68号)
(最終改正 平成21年3月 環境省告示第11号)

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く）	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g 以下

備考1：基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

備考2：大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

備考3：土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

備考4：土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合、簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

(単位：ng-TEQ/m³)

番号	施設名	設置年月日		
		～H9.12.1 (注1)	H9.12.2～ H12.1.14 (注2)	H12.1.15～
1	焼結鉍製造用焼結炉	1	1	0.1
2	製鋼用電気炉	5	0.5	0.5
3	亜鉛回収施設	10	10	1
4	アルミニウム合金製造施設	5	5	1
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4 t/h 以上	1	0.1
		" 2 t/h 以上 4 t/h 未満	5	1
		" 2 t/h 未満	10	5
		" 0.2t/h 未満 かつ 火格子面積 2 m ² 未満	10	5

注1：平成9年12月1日以前に設置の工事が着手されたものを含む。

注2：平成9年12月2日から平成12年1月14日までの間に設置の工事が着手されたものを含む。

注3：号番号1及び5についてのダイオキシン類濃度は酸素濃度換算後（号番号1：O₂（15%）、号番号5：O（12%）の値を用いる。

注4：気体の体積は、温度が零度であって圧力が1気圧（いわゆる「標準状態」）に換算したものとする。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出水）

（単位：pg-TEQ/m³）

番号	施 設 名	基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造用の洗浄施設 ※2	
3	硫酸カリウム製造用の廃ガス洗浄施設 ※1	
4	アルミナ繊維製造用の廃ガス洗浄施設 ※2	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る）用焼成炉の廃ガス処理する廃ガス洗浄施設 ※4	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設（塩化ニトロシルを使用するものに限る）用の硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ※1	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造用の水洗施設、廃ガス洗浄施設 ※1	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造用のろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 ※3	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造用のろ過施設、廃ガス洗浄施設 ※3	
11	ジオキサジンバイオレット製造用のニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 ※2	
12	アルミニウム又は合金製造用の溶解炉又は乾燥炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄装置、湿式集じん装置	
13	亜鉛回収（製鋼用電気炉から発生するばいじんであって、集じん機で集められたものからの亜鉛の回収に限る）用の精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 ※2	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る）からの金属回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る）によるものに限る）用のろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 ※4	
15	廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令方法で定める方法に限る）用のプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 ※4	
18	第1号から第17号及び第19号に掲げる施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同処理施設	

※1 平成13年12月1日付けで追加された特定施設

※2 平成14年8月15日付けで追加された特定施設

※3 平成16年1月1日付けで追加された特定施設

※4 平成17年8月15日付けで追加された特定施設

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん・燃え殻）

廃棄物の種類	新設施設の処理基準（ng-TEQ/g）	既設施設の処理基準（ng-TEQ/g）
ばいじん・燃え殻	3	3（注5）

備考1：ばいじんとは、焼却炉の集じん装置により集められたダストをいう。

備考2：燃え殻とは、焼却物中の灰分など、焼却炉の炉底等から排出される残さをいう。

備考3：処理基準とは、埋立処分等を行う際に適用される基準をいう。（含有量）ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準以下となるように処理しなければならない。

備考4：新設施設とは、平成12年1月15日以降に新たに設置（着工）された施設をいう。

既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

備考5：既設施設のばいじん、燃え殻については、平成14年12月1日以降においても、次のいずれかの方法で処分した場合、処理基準は適用されない。

① 重金属が溶出しないようセメント固化した場合

② 重金属が溶出しないよう薬剤処理した場合

③ 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理した等の場合

(5) ダイオキシン類に関する最終処分場の維持管理基準

① 最終処分場の周縁の地下水の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果、水質の悪化が認められた場合には必要な措置を講ずること。

② 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10 pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。

7-6 騒音・振動関係

(1) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)
 (最終改正 平成 24 年 3 月 環境省告示第 54 号)
 (平成 24 年 3 月 岡崎市告示第 139 号)
 (最終改正 平成 30 年 3 月 岡崎市告示第 110 号)

(最終改正：平成30年6月) 高岡市条例第44号

類型	該当地域	基 準 値				
		一般地域		道路に面する地域		
		昼間	夜間	地域区分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域	55 dB 以下	45 dB 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB 以下	55 dB 以下
	第2種低層住居専用地域					
	第1種中高層住居専用地域					
	第2種中高層住居専用地域					
	田園住居地域					
B	第1種住居地域	60 dB 以下	50 dB 以下	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	第2種住居地域					
	準住居地域					
	都市計画区域で用途地域の定められていない地域					
C	近隣商業地域	60 dB 以下	50 dB 以下	車線を有する道路に面する地域	65 dB 以下	60 dB 以下
	商業地域					
	準工業地域					
	工業地域					
A A	—	昼間		夜間		
		50 dB 以下		40 dB 以下		
備考	1：時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌朝午前6時までの間とする。 2：A Aをあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3：Aをあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4：Bをあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5：Cをあてはめる地域は、相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される地域とする。 6：車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 7：本環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。					

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、次の表による。

区分	昼間	夜間
	70 dB 以下	65 dB 以下
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45dB 以下、夜間 40dB 以下）によることができる。	

(2) 騒音規制法に基づく要請限度

(平成 15 年 3 月 岡崎市告示第 75 号)
(最終改正 平成 30 年 3 月 岡崎市告示第 110 号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌午前 6 時まで
1	a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 dB	55 dB
2	a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 dB	65 dB
3	b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 dB	70 dB
備考 a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。 1 : a 区域：専ら住居の用に供される区域 第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・田園 住居地域 2 : b 区域：主として住居の用に供される区域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域 3 : c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域 近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域			
「幹線交通を担う道路に近接する区域」については、上表にかかわらず、次の表による。			
昼 間		夜 間	
75 dB		70 dB	

(3) 振動規制法に基づく要請限度

(平成 15 年 3 月 岡崎市告示第 76 号)
(最終改正 平成 30 年 3 月 岡崎市告示第 110 号)

区域の区分		昼間	夜間
		午前 7 時から 午後 8 時まで	午後 8 時から 翌午前 7 時まで
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域	65 dB	60 dB
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、都市計 画区域で用途地域の定められていない地域	70 dB	65 dB

(4) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(昭和 50 年 7 月 環境庁告示第 46 号)
(最終改正 平成 12 年 12 月 環境庁告示第 78 号)
(昭和 52 年 4 月 愛知県告示第 484 号)
(最終改正 平成 30 年 3 月 愛知県告示第 203 号)

地域の類型	I	II
基準値	70dB 以下	75dB 以下
当該地域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域・第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 都市計画区域で用途地域の定められていない地域	近隣商業地域 商業地域、 準工業地域 工業地域
	東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ 400m までの地域(鉄けた橋りょう及び坂 の坂トンネルは除く)ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。	
備 考	1 : 本環境基準は午前 6 時から午後 12 時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。 2 : I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供さ れる地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。	

(5) 新幹線鉄道振動指針値

(昭和 51 年 3 月 12 日 環大特第 32 号)

全区域	70 dB
-----	-------

(6) 特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準

(平成 15 年 3 月 岡崎市告示第 75 号・第 76 号)

(最終改正 平成 30 年 3 月 岡崎市告示第 110 号)

(平成 15 年 愛知県規則第 87 号)

(最終改正 平成 30 年 3 月 愛知県規則第 15 号)

区 分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前 8 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午前 8 時 午後 7 時 ～ 午後 10 時	午後 10 時 ～ 翌午前 6 時	午前 7 時 ～ 午後 8 時	午後 8 時 ～ 翌午前 7 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	45	40	40	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

備考 1：特定施設とは、騒音規制法又は振動規制法に基づく特定施設をいい、発生施設とは、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく発生施設をいう。

備考 2：規制基準は、敷地境界での値である。

備考 3：騒音規制法は、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・田園住居地域を第 1 種区域、第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域を第 2 種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域を第 3 種区域、工業地域を第 4 種区域としている。

備考 4：振動規制法は、第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・田園住居地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域を第 1 種区域、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・都市計画用途地域の定められていない地域・工業地域を第 2 種区域としている。

備考 5：騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域、都市計画区域以外の地域について、振動関係では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の基準は、表の値から 5 dB 減じた値とする。

備考 6：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側 50m の範囲内の規制基準は、表の値から 5 dB 減じた値とする。

備考 7：騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される基準値を示す。（ただし、飲食店営業等については夜間のみ適用される）

(7) 特定建設作業に係る規制基準

(平成 15 年 3 月 岡崎市告示第 75 号・第 76 号)

(最終改正 平成 30 年 3 月 岡崎市告示第 110 号)

騒音関係	騒音 規制法	条例	振動関係	振動 規制法	条例
	種類の番号			種類の番号	
くい打機等を使用する作業	①	①	くい打機等を使用する作業	①	①
びよう打機を使用する作業	②	②	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	②	②
さく岩機を使用する作業	③	③	舗装版破碎機を使用する作業	③	③
空気圧縮機を使用する作業	④	④	ブレーカーを使用する作業	④	④
コンクリートプラント等を行 う作業	⑤	⑤			
バックホウ（原動機の定格出力 80kw 以上）を使用する作業	⑥				
トラクターショベル（原動機 の定格出力 70kw 以上）を使 用する作業	⑦				
ブルドーザー(原動機の定格出力 40kw 以上)を使用する作業	⑧				
鉄筋コンクリート造り等の建 造物を解体・破壊する作業		⑥			
コンクリートミキサーを用いる 作業		⑦			
コンクリートカッターを使用 する作業		⑧			
ブルドーザー等を用いる作業		⑨			
ロードローラー等を用いる 作業		⑩			

備考 1：騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

備考 2：くい打機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

備考 3：びよう打機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。ただし、インパクトレンチ等は、対象外である。

備考 4：さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストッパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

規制の種類別	地域の区分	騒 音	振 動
基準値	①②③	85 dB	75 dB
作業時間	①	午後 7 時～午前 7 時の時間内でないこと	
	②	午後 10 時～午前 6 時の時間内でないこと	
＊ 1 日当 たりの 作業時間	①	10 時間を超えないこと	
	②	14 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続 6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

備考 1：基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値

備考 2：基準値を超えている場合、騒音及び敷地の防止の改善のみならず、1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

備考 3：①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域及び都市計画区域以外の地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く）

(8) 拡声機騒音の規制

① 拡声機騒音（航空機からのものを除く）の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第 48 条第 1・3 項）

学校等の施設の敷地周囲 50m では、商業宣伝を目的としての拡声機の使用は禁止。ただし、拡声機を屋内において使用する場合（屋内から屋外へ向けて使用する場合を除く）であって周辺の生活環境をそこなうおそれのないときは除く。

商業宣伝及びその他の目的で拡声機を使用する場合は、音量の基準、使用方法を遵守しなければならない。ただし、次のアからウの場合は除く。

ア：災害時の広報、その他公共のための使用

イ：選挙運動のための使用

ウ：祭礼、盆踊り、運動会等の行事に伴う使用、政治団体による政見発表、労働争議、集団威嚇運動等のための使用及び集団の誘導のための使用等の商業宣伝以外の目的のための一時使用

時間の区分	9 時～19 時 (日・祭日は 9 時 30 分)	左記 以外	使用方法
第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 田園住居地域	50 dB	使用 禁止	① 1 回の使用は 10 分以内、 次の使用まで 10 分以上休 む ② 2 回以上の拡声機使用時は 50m 以上離す
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	55 dB		
近隣商業地域 商業地域・準工業地域	70 dB		
工業地域	75 dB		
市街化調整区域	65 dB		

備考 1：学校等とは、学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園をいう。

備考 2：商業宣伝には、営業内容の放送に限らず音楽等により営業の場所を明らかにする等結果的に客を誘引する放送等も含まれる。

② 航空機からの拡声機騒音の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第 48 条第 2 項）

何人も、航空機から機外に向けて、商業宣伝を目的としての拡声機の使用をしてはならない。ただし、航空機の使用時間、音量等について規則で定める事項を遵守して使用する場合はこの限りでない。

規制対象	商業宣伝を目的とするものに限る。
使用禁止時間	17 時～翌日の 9 時（日・祭日は 9 時 30 分）
音量基準	原則として地上で 1 旋回平均 65dB
飛行高度	約 400m
使用方法	・ 同一地域の上空では 2 旋回まで ・ 他地域への移行時は 20 秒以上停止 ・ 1 回使用ごとに 5 秒以上休止 ・ 下記の施設の上空では使用禁止 (地上で 60dB 以下の場合は除く。) 学校、保育所、病院・診療所 (患者の入院施設を有するもの) 図書館、特別養護老人ホーム

(9) 深夜営業騒音の規制

① 騒音の規制基準の遵守（県民の生活環境の保全等に関する条例第 49 条）

午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間、営業所の敷地境界において次に掲げる規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

対象業種	○飲食店 ○喫茶店 ○ガソリンスタンド ○液化石油ガススタンド ○ボーリング場 ○バッティングセンター ○ゴルフ練習場 ○遊泳場 ○アイススケート場 ○テニス場 ○カラオケボックス
規制基準	特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照（夜間のみ適用）

② 音響機器の使用制限（県民の生活環境の保全等に関する条例第 50 条）

深夜における騒音の防止を図る必要がある区域において、午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間、次に掲げるとおり音響機器を使用してはならない。

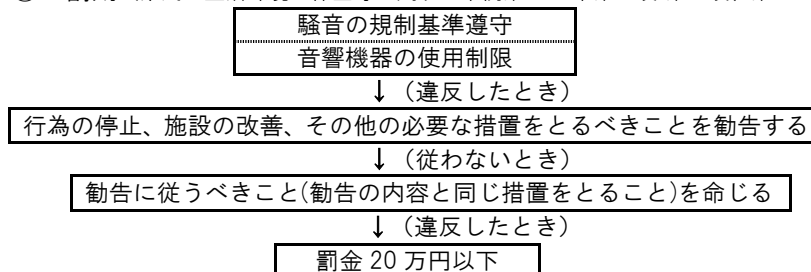
対象業種	○飲食店 ○喫茶店 ○カラオケボックス
区域区分	第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域・第 1 種中高層住居専用地域・第 2 種中高層住居専用地域・田園住居地域・第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域
音響機器	・カラオケ装置（伴奏音楽等を収録した磁気テープ等を再生し、これに合わせてマイククロホンを使って歌唱できるように構成された装置） ・音響再生装置（録音テープ、録音盤等の再生に係る機器等） ・楽器 ・拡声装置・有線ラジオ放送受信装置
使用禁止時間	午後 11 時～翌日午前 6 時

なお、営業所内の音響機器から発する音が外部に漏れない場合、この制限を受けない。

③ 利用者の義務（県民の生活環境の保全等に関する条例第 51 条）

飲食店営業等の利用者は、その利用に伴い、発生する騒音により、周辺的生活環境を損なうような行為をしてはならない。

④ 罰則（県民の生活環境の保全等に関する条例第 100 条第 1 項・第 2 項、第 112 条第 4 項）



(10) 作業に伴う騒音・振動の規制

騒音の規制（県民の生活環境の保全等に関する条例第 52 条）

対象作業	○板金、製かん ○鉄骨・橋梁の組立(建設の現場作業を除く) ○金属材料の引抜き ○鍛造 ○電気・ガス溶接、金属切断 ○電動・空気動力工具を使用する金属研摩、切削、びょう打ち ○音響発生機器(楽器を含む)の組立て、試験、調整 ○内燃機関の試験、調整 ○工業用ミシンの使用○木材切削等の加工 ○重量物(原木、原紙、鉄材等)の積込み、積卸し ○貨物の搬入、搬出 ○建設用重機械の使用(建設の現場作業を除く)
規制基準	特定施設又は発生施設を設置する工場・事業場に係る規制基準参照

7-7 悪臭防止法に基づく規制基準

(平成 23 年 3 月 岡崎市告示第 102 号)
(最終改正 平成 30 年 8 月 岡崎市告示第 292 号)

規制地域の区分	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
工場・事業場の敷地境界 (1 号基準)	12	15	18
気体排出口 (2 号基準)	悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 に定める方法により算出 ※		
排水 (3 号基準)	28	31	34

※敷地境界外の着地点において 1 号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値

用途地域との関係

第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 田園住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域	工業専用地域 市街化調整区域 都市計画区域外

7-8 岡崎市生活環境保全条例に基づく達成目標値関係

(平成 18 年 3 月岡崎市条例第 19 号、平成 18 年 6 月岡崎市規則第 56 号)
(最終改正 令和 3 年 7 月岡崎市条例第 29 号、令和 6 年 3 月岡崎市規則第 2 号)

(1) 大気汚染の防止に関する達成目標値

ア ばい煙発生施設の K 値による値

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : いおう酸化物の量 (Nm³/H)

K : 7.59

H_e : 補正された排出口の高さ(m)
により算出した値

$$H_e = H_0 + 0.65 \times (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \times (Q \times V)^{1/2}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.30 \log J + 1/J - 1)$$

$$J = \frac{1}{(Q \times V)^2} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H₀ : 排出口の実高さ(m)

Q : 15℃における排出ガス量(m³/s)

V : 排出ガスの排出速度(m/s)

T : 排出ガスの温度(K)

イ ばい煙発生施設のばいじんの値

0.1g/Nm³

※排出基準が 0.1g/Nm³ 以下と定められている施設並びに大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和 60 年総理府令第 31 号)附則第 2 項及び第 4 項において、当分の間、同条の規定を適用しないこととされている小型ボイラーを除く。

ウ ばい煙発生施設で使用する重油その他の石油系の燃料の硫黄含有率

1 %

※排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設の場合は、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。

(2) 水質汚濁の防止に関する達成目標値

有害物質の種類		達成目標値 (mg/l)
カドミウム及びその化合物		0.015
シアン化合物		0.5
有機リン化合物		0.5
鉛及びその化合物		0.05
六価クロム化合物		0.1
砒素及びその化合物		0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005
ポリ塩化ビフェニル		0.0015
ジクロロメタン		0.1
四塩化炭素		0.01
1,2-ジクロロエタン		0.02
1,1-ジクロロエチレン		0.5
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.2
1,1,1-トリクロロエタン		1.5
1,1,2-トリクロロエタン		0.03
トリクロロエチレン		0.05
テトラクロロエチレン		0.05
1,3-ジクロロプロペン		0.01
チウラム		0.03
シマジン		0.015
チオベンカルブ		0.1
ベンゼン		0.05
セレン及びその化合物		0.05
ふっ素及びその化合物		4
1,4-ジオキサン		0.25
生活環境項目 ※		達成目標値 (mg/l)
水素イオン濃度 (pH)		5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)		25 (日間平均 20)
化学的酸素要求量 (COD)		25 (日間平均 20)
浮遊物質 (SS)		30 (日間平均 20)
ノルマルヘキサン抽出物質	鉱油類含有量	2
	動植物油脂類含有量	10
フェノール類含有量		0.5
銅含有量		1
溶解性鉄含有量		5
溶解性マンガン含有量		3
クロム含有量		1
大腸菌数		日間平均 150 コロニー形成単位/ml
透視度		20 度以上

※生活環境項目については、排水量 20m³/日 未満の特定事業場を除く。

※令和 6 年 4 月 1 日施行分まで反映

(3) 騒音及び振動の防止に関する達成目標値

区 分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時	午前 7 時 ～ 午前 8 時 30 分 午後 5 時 ～ 午後 8 時	午後 8 時 ～ 翌午前 7 時	午前 8 時 ～ 午後 7 時	午後 7 時 ～ 翌午前 8 時
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住宅専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層専住居地域 田園住居地域	45	40	40	60	55
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50	65	60
都市計画区域で用途地域の 定められていない地域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

備考 1：達成目標値は、敷地境界での値である。

備考 2：騒音関係では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域、都市計画区域以外の地域について、振動関係では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50m の範囲内の値は、表の値から 5 dB 減じた値とする。

備考 3：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域に接する工場地域及び工業専用地域の境界線から内側 50m の範囲内の値は、表の値から 5 dB 減じた値とする。

備考 4：騒音特定・発生施設又は振動特定・発生施設を設置する工場等、相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等、騒音の規制を受ける作業を行う事業場、飲食店営業等の騒音の規制を受ける事業場に適用される値を示す。（ただし、飲食店営業等については夜間のみ適用される。）

8 用語解説

(総合)

あ アメニティ (Amenity)

通常、「快適さ」あるいは「感じのよさ」と訳され、私たちの生活環境を構成する自然や施設、歴史的・文化的伝統などが互いに他を活かし合うようにバランスがとれ、その中で生活する私たち人間との間に真の調和が保たれている場合に生ずる好ましい感覚をいいます。

ISO14001

ISO(International Organization for Standardization)は、スイスのジュネーブに本部を置く国際標準化機構のことを言い、1947年(昭和22年)に設立されました。電気関係を除く標準化のための非政府組織で、世界177か国が加盟しています。

ISO14000シリーズは、ISOが作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格です。このうち、ISO14001は、組織が環境マネジメントシステムを構築していることを表明する場合に用いられる規格で、審査登録機関の審査により規格に適合していると判断された場合に認証取得できます。

上乘せ基準

大気汚染防止法又は水質汚濁防止法で定める排出基準(排水基準)にかえて適用される排出基準(排水基準)のことで、都道府県が条例で定めることとされており、同基準は、法の定める基準によっては当該都道府県の自然的社会的条件から判断して、人の健康を保護し、または生活環境を保全する上で十分でないと認められる場合に、法の基準で定める許容限度よりも厳しい許容限度を定めるものです。

か 外来生物

もともとその地域にいなかったのに人間の活動によって外国から入ってきた生物のことを指します。

外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)では、生態系などに被害を及ぼすものを「特定外来生物」として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などが原則として禁止されています。

環境アセスメント(環境影響評価)

開発事業に伴う公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境アセスメントあるいは、環境影響評価といいます。

環境基準

環境基本法で、「政府は、大気の大気汚染、水質の水質汚濁、土壌の土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定める」としており、この基準が環境基準と呼ばれています。

ダイオキシン類対策特別措置法において、「政府は、大気の大気汚染、水質の水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定める」としています。

環境教育・環境学習

環境汚染や自然保護を始め、食料・石油・鉱物などの資源、電気・熱などのエネルギーのほか、ごみ・廃棄物(処理)、リサイクル、人口、動植物、空気、水、土、光、音、公害、美化、開発、健康、歴史、文化など多岐にわたり持続可能な社会実現のための認識を深め、体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動することまでの幅広い知識、経験を教育・学習することをいいます。

「環境教育」という用語は、1948年の国際自然保護連合(IUCN)の設立総会で最初に用いられたと言われています。また、環境ケアに向けての行動は、上から押し付けられるものではなく、学習者自らのアクション・リサーチにより達成されとの考えから「環境教育」ではなく「環境学習」という用語も近年多用されています。

環境ホルモン

環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「外因性内分泌攪乱化学物質(いわゆる「環境ホルモン」)」と定義しています。

環境ホルモンによる環境汚染は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えて深刻な影響をもたらす恐れがあることから、環境保全上の重要課題となっています。

現在、ダイオキシン類、ポリ塩化ビフェニル、ビスフェノールA、フタル酸エステル、トリブチルスズなど約70種類が内分泌攪乱作用を有するものとして疑われています。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、まず、その必要性を十分に考慮したうえで、価格や品質、利便性、デザインだけでなく、環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ないものを優先して購入することをいいます。

公害

環境基本法で公害とは、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にあたる、大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く）、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

この7公害は通常「典型7公害」と呼ばれ、公害行政として取り組むべき公害の範囲とされています。

こどもエコクラブ

子どもたちが地域において主体的に環境学習及び環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年6月から募集し、発足したクラブです。各クラブは、幼児から高校生までの2人以上のメンバーで構成され、大人（保護者等）が、サポーターとして助言、連絡に当たっています。

さ

総量規制

一定の地域内で排出される汚染物質の総量を、当該地域の環境の自浄能力又は環境基準に照らして算出される環境容量内に抑えようとする規制方式をいいます。

従来の濃度規制は、汚染物質の排出量に関係なく、その濃度だけを規制していたため、排水（ガス）の希釈や工場等の新增設によって汚染物質の排出量が増加し、環境基準の達成、維持が困難となっているものがあります。

このため、環境基準の達成、維持を目的として、汚染物質の排出量を地域の総量で規制する総量規制方式の導入が必要となり、現在、大気汚染防止法では硫酸化物について、水質汚濁防止法ではCOD（化学的酸素要求量）、窒素含有量及びりん含有量について、それぞれ特定の地域において総量規制を実施しています。

た

ダイオキシン類

ダイオキシン類特別措置法において、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をダイオキシン類と定義しており、物の燃焼等の過程で非意図的に生成します。

塩素原子の位置により、PCDDには75種類、PCDFには135種類、Co-PCBには10数種類の異性体が存在し、その有害性はこれらの異性体の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性を1としたときの他の異性体の相対的な毒性を毒性等価係数(TEF)で示し、これを用いてダイオキシン類としての有害性を2,3,7,8-TCDDの当量(TEQ)で表現することが通例です。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

地球環境問題

被害、影響が一国にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題及び先進国を含めた国際的な取組が必要とされる開発途上国における環境問題をいい、具体的には地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の環境問題などがあります。

地球温暖化

大気中に存在する二酸化炭素などの気体は、太陽からの日射をほぼ完全に透過させる一方、地表から放射される熱(赤外線)を吸収し、地表を暖める働きを持っています。この働きは、ちょうど温室のガラスに似ていることから「温室効果」と呼ばれています。また、温室効果を持つ気体は「温室効果ガス」と呼ばれ、二酸化炭素のほかメタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、水蒸気、フロン等があります。

地球の平均気温は、人間や動植物の生存に適した約15℃に保たれており、もし温室効果がなければ、地球の平均気温は約-18℃になると推測されています。

地球の温暖化とは、人間活動の拡大により大気中に温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいいます。

このまま温室効果ガスの濃度が増え続けると、RCPシナリオによれば、2100年の世界の平均気温が0.3～4.8℃上昇し、平均海面水位が26～82cm上昇すると予測されています。また、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系の影響など、生活環境や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されています。

な

ナノグラム (ng)・ピコグラム (pg)

ナノグラム：10億分の1g ピコグラム：1兆分の1g（ナノグラムの1千分の1g）

は ビオトープ (biotope)

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生育空間単位」。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されています。

ppm (parts per million)

100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われます。大気汚染では 1 m^3 の大気中 1 cm^3 の物質が含まれる状態を、また、土壌汚染では 1 Kg の土壌または米の中に 1 mg の汚染物質が存在する状態を 1 ppm で表します。水質汚濁では、 ppm とほぼ等しい単位として $1\text{ mg}/\ell$ を用い、 1ℓ 中に 1 mg の物質が存在する状態を $1\text{ mg}/\ell$ で表します。また 10 億分中のいくつであるかを示す分率を ppb で表します。

P R T R 制度

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register: 化学物質排出移動量届出) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所から環境（大気、水、土壌等）への排出量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握して国に届け出るとともに、国や県は届出データや推計に基づいて排出量や移動量を集計し、公表する仕組みです。

(大気関係)

あ アスベスト (石綿)

アスベストは、天然に産出される繊維状の鉱物であり、蛇紋岩系のもの、角閃石系のものなどがあります。

アスベストは、耐熱性、耐磨耗性などにすぐれた特性を有しており、かつ、安価であるため、建築物の内外装材、自動車の摩擦材など広い分野で使用されています。アスベスト粉じんの暴露による人体影響としては、中皮種、アスベスト肺、肺がんなど、主として肺から胸膜への影響があげられます。

現在、労働安全衛生法施行令の規定により、代替が困難な一部の製品等を除き、アスベスト等の製造等は全面禁止されています。

硫黄酸化物 (sulfur oxides SO_x)

硫黄の酸化物全体のことで、主として二酸化硫黄 SO_2 (亜硫酸ガス) と三酸化硫黄 SO_3 (無水硫黄) です。重油等の硫黄分を含む燃料が燃焼することにより発生します。

二酸化硫黄は不燃性・無色・強い刺激臭を持つ気体で、植物に傷害を与えたり、鼻、のど、目などを刺激します。

一酸化炭素 (carbon monoxide CO)

酸素が不足している状態で、燃料が燃焼したとき発生する無色、無臭の空気より少し軽い有害ガスのことで、体内に吸収されると、血液中のヘモグロビン (血色素のこと、体のすみずみまで酸素を運ぶ役目をする) と結合し、酸素の運搬力を弱め、ひどいときには、窒息にまで至ります。

か 98%値

年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当する値です。

K 値規制

K 値は、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が拡散され、地上に到達した時の最大着地濃度地点の濃度を定数化したもので、工場、事業場が多く立地し、硫黄酸化物の高濃度汚染が生じるおそれがある地域ほど厳しく (数値を小さく) 設定する必要があり、このため区域ごとに異なる K 値が決められています。

K 値規制は、この K 値に基づき硫黄酸化物の排出量を制限するもので、具体的には次の計算式により求められた許容量を超える硫黄酸化物の排出を制限するものです。

$$q = \frac{K \times \text{He}^2}{1000}$$

q : 硫黄酸化物の量 $\text{m}^3\text{N}/\text{時}$
K : 地域ごとに決められた定数 (K 値) (岡崎市 7.59)
He : 補正された排出口の高さ (m)
(煙突の高さに煙が上昇する有効な高さを加えたもの)

光化学オキシダント (photochemical oxidants)

大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い紫外線により、光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN (パーオキシアセチルナイトレート) 等の刺激性を有する物質の総称です。

光化学スモッグ (photochemical smog)

光化学オキシダントが発生し、白くモヤがかかった状態になることを光化学スモッグといいます。

4 月から 10 月にかけて、気温が高く、風が弱くて、日差しの強い日に発生しやすくなり、目やのどに刺激を与えます。

さ 酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでいるため、清浄な雨水でもPHは5.6程度となっています。このため、一般的にはPHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれています。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものですが、火山の噴煙のように自然現象によるものもあります。

諸外国では、湖沼や森林といった生態系等への被害が発生しています。

ジクロロメタン

塩化メチレンとも呼ばれ、安定な化合物のため、洗浄及び脱脂溶剤、塗料剥離剤等として広く利用されています。

無色の液体でエタノールのような臭いがあります。高濃度吸収の場合、目・のどを刺激するほか精巢毒性の可能性もあります。また麻酔作用があり、頭痛・めまい・吐き気を起こします。

た 窒素酸化物（nitrogen oxides NO_x）

窒素（N₂）と酸素（O₂）の化合物全体のことをいい、一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）がその主なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が結合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。

赤褐色の刺激性の気体で高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに健康に影響を及ぼすといわれています。

テトラクロロエチレン

パークレン、四塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で洗浄能力が優れているため、ドライクリーニングに大半が使用され、金属部品の洗浄や繊維の精練加工においても使用されています。

高濃度の場合、目・鼻・のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛・めまい・意識喪失を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

トリクロロエチレン

トリクレン、三塩化エチレンとも呼ばれ、不燃性で脱脂能力が優れているため、金属部品の洗浄に大半が使用され、接着剤や塗料の溶剤としても使用されています。

蒸気を吸引すると、頭痛・めまい・吐き気及び貧血・肝臓障害を起こします。また、ガンの原因になるといわれています。

な 2%除外値

年間にわたる1日平均値である測定値につき、測定値に高いほうから2%の範囲内にあるものを除外した値です。

は 浮遊粒子状物質（suspended particulate matter SPM）

大気中に浮遊している「ばいじん」や「粉じん」のうち、粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のものをいいます。

ばい煙

大気汚染防止法でばい煙とは、「燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、物の燃焼・合成・分解その他の処理に伴い発生する物質のうち人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある有害物質として、①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③弗素、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物、⑤窒素酸化物」と定義されています。

粉じん

大気汚染防止法で粉じんとは、「物の破壊、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」のことをいい、法律では、特定粉じんと一般粉じんに分けています。

特定粉じんとは、「粉じんのうち、石綿（アスベスト）その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で、政令で定めるもの」とされており、現在石綿が特定粉じんに指定されています。

一般粉じんとは、粉じんのうち特定粉じん以外のものをいいます。

ベンゼン

合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料等多様な製品の合成原料として使用されています。ガソリン中にも1%含まれています。

高濃度のベンゼンを多量に吸引すると、めまい、嘔吐、頭痛、ねむけ、よろめき、平衡感覚減少、昏睡など主に中枢神経に影響を受けます。また、ガンの原因にもなるといわれています。

粒子状物質（particulate matter PM）

固体又は液体の粒子からなる物質をいいます。大気汚染防止法に基づき、自動車排ガスの規制が行われてきましたが、平成13年6月、自動車NO_x法が自動車NO_x・PM法に改正され、同法で規制されることとなりました。

微小粒子状物質（Particulate Matter 2.5 PM2.5）

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その直径が $2.5\mu\text{m} = (2.5/1000)\text{mm}$ 以下のものをいいます。

微小粒子状物質には、ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する1次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した2次粒子があります。

粒子径の小さい微小粒子状物質は、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系や肺がんに対し影響を与えていることが報告されています。

（水質・土壌関係）

あ 1, 4-ジオキサン

主に、抽出・精製・反応用の溶剤として使用される他、洗浄用溶剤、塩素系溶剤の安定剤等に用いられています。ヒトの皮膚、眼、気道粘膜に対し刺激性を有し、蒸気を吸入すると、目、鼻、のどの刺激症状のほか催眠、頭痛、吐き気などを起こします。

さ SS（suspended solids 浮遊物質）

粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。

これらは、魚類のえらに付着してへい死させたり、光の透過を妨害し、植物の光合成に障害を与える一方、河川の汚泥床を形成したりします。

四塩化炭素

フルオロカーボン類の原料、溶剤、機械洗浄剤、防虫剤などに使用されています。特有臭を持つ不燃性の無色透明の液体で、水に溶けにくく揮発性があります。吸入により、中枢神経衰弱を起こしたり、肝臓や腎臓に影響を及ぼします。

COD（chemical oxygen demand 化学的酸素要求量）

水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物など汚染源となる物質を酸化剤で一定時間酸化させたときに消費する酸素量をいいます。

シス-1, 2-ジクロロエチレン

溶剤、染料抽出剤、香水、ラッカー、熱可塑性樹脂の製造、有機合成原料などに使用されています。無色の液体で、芳香臭、刺激性があります。高濃度のジクロロエチレン類は、麻酔作用を有し、中枢神経の抑制作用もあります。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

窒素酸化物のうち、硝酸性塩及び亜硝酸性塩のことをいい、水中の窒素酸化物の一部が微生物により分解され、硝酸塩や亜硝酸塩を生成します。硝酸塩や亜硝酸塩は肥料、火薬製造、ガラス製造の原材料などに使用されています。乳幼児では高濃度の水の飲用によりメトヘモグロビン血症（血液中の酸欠による呼吸困難）を引き起こす可能性があり、又多量の飲用により胃、食道等の臓器に腫瘍が発生します。

た 大腸菌数

水域にふん便汚染がある場合には、大腸菌と同時に赤痢菌、疫痢菌、チフス菌等の病原菌が存在する可能性があり、公衆衛生上の問題となるため、大腸菌数をふん便汚染の指標としています。

DO（dissolved oxygen 溶存酸素量）

水の汚染状態を示す一つの項目で、水に溶けている酸素量のことをいいます。汚濁度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになります。

な 75%水質値

年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ $0.75 \times n$ 番目（ n は、日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とします。（ $0.75 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値値をとります。）環境基準地点での河川のBODや海域のCODについて、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合に75%水質値を使います。

本書では75%値と記載しています。

鉛

方鉛鉱、白鉛鉱、硫酸鉛鉱等の鉛石の形で産出される重金属です。水道管、ガス管、酸工業用パイプ、蓄電池、電線ケーブル、合金、放射線遮蔽剤等の用途に幅広く使用されています。鉛及びその化合物は、水銀等と並んで最も毒性の強い物質の一つで、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こし、歯のまわりに特有の褐色の縁を生ずるほか、ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

は pH（水素イオン指数）

液体中の水素イオン濃度〔H⁺〕を表す尺度であり、1ℓ中の水素のグラムイオン数の逆数の常用対数をとった数値で、次の式で表されます。

$pH = -\log [H^+]$ pH 7 を中性とし、7 より小さいものは酸性、7 より大きいものはアルカリ性です。

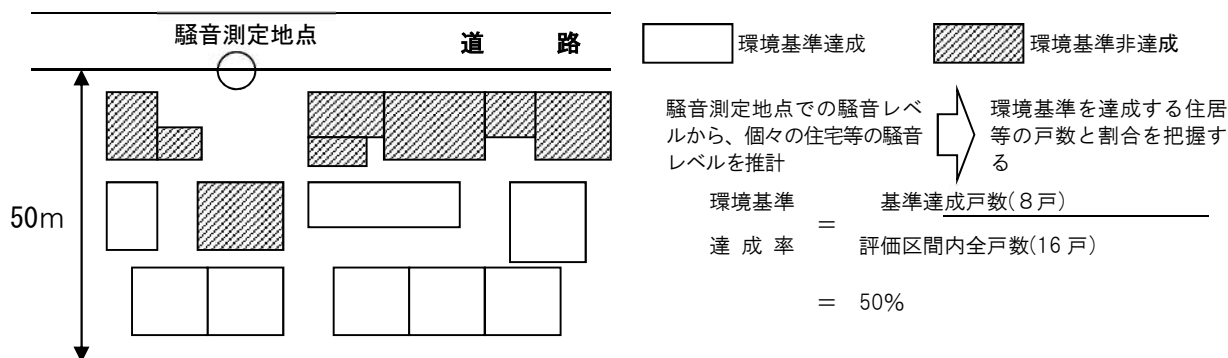
BOD（biochemical oxygen demand 生物化学的酸素要求量）

水中の汚れ度合を示す指標で、水中の有機物が一定時間、一定温度で、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことです。この数値が大きいほど、水質が汚濁していることを意味します。

（騒音・振動関係）

か 環境基準の面的評価

道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法です。



近隣騒音

近隣騒音とは、人声、家庭のピアノ、クーラーからの音などの生活騒音などをいいます。

た 等価騒音レベル (LAeq,T)

変動する騒音のレベルのエネルギー的な平均値であり、音響エネルギーの総曝露量を時間平均した物理的な指標であるため、異なる音源からの騒音を合成したり、逆に特定の音源の寄与割合を求めたりといった演算の合理性に富みます。このことにより音響的な計算が簡便であり、予測計算方法も単純化されます。また、睡眠影響やアノイアンス（人に感じられる感覚的なうるささ）との対応にも優れているとされています。

デシベル（dB(A)）騒音

人間の耳で感じる音の大きさは、同じ物理的な強さの音でも周波数の高低により、異なった大きさに聞こえる性質があります。そこで人間の耳に感じる大きさに近似させた量を測定できる騒音計が定められていて、この騒音計を用いて測定した数値（レベル）を騒音レベルといい、単位としてdB(A)が使われています。

騒音の目安

20 dB	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音(前方1 m)
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
40 dB	市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
50 dB	静かな事務所の中
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
70 dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
80 dB	電車の車内
90 dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
100 dB	電車が通るときのガード下
110 dB	自動車のクラクション(前方2 m)、リベット打ち
120 dB	飛行機のエンジン近く

デシベル（dB）振動

振動の大きさは、その振幅や速度などで決まります。人体への感じ方は複雑なので、人体に合うように補正した振動計が定められており、この単位としてデシベル(dB)が使われています。

振動の目安

55 dB以下	人体には無感
55～65 dB	静止している人に感ずる程度
65～75 dB	大勢の人に感ずる程度であり、戸、障子がわずかに動く程度
75～85 dB	家屋が揺れ、戸・障子がガタガタと鳴動し、器内の水面の動きがわかる程度

や

要請限度

騒音規制法または振動規制法の指定地域において、自動車騒音または道路交通振動が一定の限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、市町村長は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定により措置をとるべきことを要請したり、道路管理者に対し道路交通振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。この限度のことを要請限度といいます。

（悪臭関係）

さ

臭気指数

人間の嗅覚によってにおいの程度を数値化したもの。

規制基準の設定

規制地域における自然的、社会的条件を考慮して、規制基準を定めます。

規制基準は[1]敷地境界線、[2]気体排出口、[3]排水水について定めます。



（廃棄物関係）

あ

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。一般廃棄物はさらに「ごみ」、「し尿」等に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

なお廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意思、その性状等を総合的に勘案すべきであるとされています。

一般廃棄物処理計画

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない（廃棄物処理法第6条）。また、一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分しなければならない（廃棄物処理法第6条の2）」とされているように、一般廃棄物について市町村は自治事務として処理し、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集の種類、区分、一般廃棄物の処理施設の整備等を含めた処理計画を作成することとなっています。

か

合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指しています。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽といいます。

浄化槽法（1983年）の改正等によって、単独処理浄化槽の新設は実質的に禁止されているため、現在では「合併処理」をつけなくても浄化槽といえば合併処理浄化槽を意味するようになっています。

最終処分場

廃棄物は、資源化または再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されています。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。

これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、(3)ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

再生利用（マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用することです。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があります。特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められます。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（例：びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（例：プラスチックを高温で熱分解して合成ガスなどの化学原料にする）といいます。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づきその適正な処理が図られる必要があります。

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制及び回収した製品からの部品等の再使用を推進し、資源循環型経済システムの構築を目指すことを目的として施行された法律です。平成 3 年より施行された「再生資源の利用の促進に関する法律」を改正する形で、平成 12 年 6 月 7 日に公布(平成 13 年 4 月 1 日施行)されました。

工場で副産物の発生抑制のための設計・製造を行う製品、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う製品等が定められています。

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律です。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車在使用済みになった場合に生じるシュレッダーダスト（破碎された後の最終残さ）等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用はリサイクル料金（再資源化預託金等）として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する制度です。解体業者などの関係事業者はすべて都道府県知事等の登録・許可を受けることが必要であり、各事業者間の使用済自動車の流通は一元的に情報管理される仕組みとなっています。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

3 R（スリーアール）

リデュース(Reduce)：廃棄物等の発生抑制、リユース(Reuse)：再使用、リサイクル(Recycle)：再生利用の 3 つの頭文字をとったものです。

ゼロ・エミッション

ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すものです。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいます。

た 中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理することです。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再び資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

特定家電製品(当面政令で指定されたテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンの4種類)について小売業者、製造業者等による収集、運搬及び再商品化等に関し、適正かつ円滑に実施するための措置を講じ、適正処理、資源の有効利用の確保を図ることを目的とし、平成13年4月1日から完全施行された法律です。

特別管理廃棄物

廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性があるなど人の健康または生活環境に被害を及ぼすおそれがある性状を有するものをいいます。他の廃棄物と区別しての収集運搬や、特定の方法による処理を義務付けるなど、特別な処理基準が適用されます。特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分けて政令で指定することとされており、特定の施設から生ずるばいじん、病院等から生ずる感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿などが指定されています。

は 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理基準の策定等を内容とします。

排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なりサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方です。廃棄物処理に伴う環境負荷の原因者はその廃棄物の排出者であることから、排出者が廃棄物処理に伴う環境負荷低減の責任を負うという考え方は合理的であると考えられ、その考え方の根本は汚染者負担の原則にあります。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先されます。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取組が必要です。

プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）

製品の設計から廃棄物の処理までのライフサイクルの全般に関わる、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため、令和4年4月1日から施行されました。

市区町村が再商品化実施者と連携して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化を行うことができます。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

水に溶けない、化学的に安定、電気絶縁性が高いなどの性質を持つ液体で、絶縁油や熱媒体など様々な用途で利用されていました。昭和43年のカネミ油症事件をきっかけとして有害性が問題となり、昭和49年に製造・輸入が禁止されました。処理施設の整備が難航したことから事業者が長期間保管していましたが、近年処理施設が整備され、平成13年に制定されたPCB特措法に基づいて処理が進められています。

や 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

容器包装廃棄物の減量、リサイクルを目的として平成9年4月1日から施行されました。

- ・消費者は容器包装の合理的な選択により廃棄物の排出を抑制するとともに、容器包装廃棄物を分別して排出する。
- ・対象となる容器を製造、または利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は再商品化を行う義務を負う。
- ・市町村は分別収集計画を定め、区域内における容器包装廃棄物の分別収集に必要な措置を講じなければならない。

等を定めています。

平成9年4月1日よりガラスびん、ペットボトル等7品目を対象としていましたが、平成12年4月1日から対象が段ボール、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装等が追加され、10品目に拡大されました。

ら リサイクル

廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用するマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用するケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。

令和８年版 岡崎市の環境（資料編）

発行：岡崎市環境部

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目９番地

HP：<https://www.city.okazaki.lg.jp>

環境保全課	： TEL0564-23-6207	FAX0564-23-6536
ゼロカーボンシティ推進課	： TEL0564-23-6401	FAX0564-47-8710
廃棄物対策課	： TEL0564-23-6871	〃
ごみ対策課	： TEL0564-23-6530	FAX0564-23-6536
清掃施設課	： TEL0564-27-7153	FAX0564-27-7053
総合検査センター	： TEL0564-57-0530	FAX0564-57-0531

ECOLIFE, ECOCITY, OKAZAKI

令和8年10月発行